

資料編
Vision
for Promotion of
Culture and
the Art



1. 策定経過

年月日	会議, 調査等	内容
令和5年8月～ 令和6年3月	市内の文化芸術に関する調査	国や都の動向, 市内の文化芸術に関する現状等を既存データ等より整理
令和5年9月28日	職員向け研修会の実施	文化行政等についての職員向け研修会を実施
令和6年6月27日	第1回「(仮称) 調布市文化芸術推進ビジョン」策定検討委員会	●「(仮称) 調布市文化芸術推進ビジョン(骨子案)」について ●文化に関するアンケート調査について ●市内文化団体等ヒアリング調査について
令和6年7月26日～7月30日	市民アンケート調査	市民の文化芸術活動の現状やニーズ, 市の文化芸術施策に対する意見などをウェブアンケート調査で把握
令和6年8月22日～	市内文化団体等ヒアリング調査	市内で文化的事業などの取組を行っている10団体について現状を把握するためのヒアリング調査を実施
令和6年10月30日	第2回「(仮称) 調布市文化芸術推進ビジョン」策定検討委員会	●「(仮称) 調布市文化芸術推進ビジョン(骨子案)」について
令和6年12月10日～ 令和7年1月20日	パブリック・コメント手続の実施	
令和7年3月24日	第3回「(仮称) 調布市文化芸術推進ビジョン」策定検討委員会	●「調布市文化芸術推進ビジョン」について
令和7年3月末日	「調布市文化芸術推進ビジョン」策定	

2. 調布市文化芸術推進ビジョン策定検討委員会 委員名簿

No.	氏名	所属・役職
1	小林 真理 (委員長)	東京大学大学院 人文社会系研究科 教授
2	片山 泰輔 (副委員長)	青山学院大学 総合文化政策学部 総合文化政策学科 教授
3	上原 宏	桐朋学園大学音楽部 教授
4	佐伯 あつ子	調布市立第六中学校 校長
5	藤堂 文子	(公財) 調布市文化・コミュニティ振興財団 企画課長
6	橋本 ゆかり	(福) 調布市社会福祉協議会 事務局長
7	榎本 和江	調布市文化協会 事務局長
8	早野 賢二	調布市教育委員会郷土博物館 館長
9	竹中 裕子	公募市民
10	野口 里美	公募市民

※敬称略

3. 市民の文化芸術活動に関するアンケート調査

調査概要

■調査の目的

市民の文化芸術活動の現状やニーズ，市の文化芸術施策に対する意見などを把握し，「調布市文化芸術推進ビジョン」策定のための基礎資料とすることを目的に実施

■調査の対象

調布市在住18歳以上の市民600人

■調査の期間

令和6年7月26日～7月30日

■調査の手法

ウェブ・パネルを用いたインターネット・アンケート調査

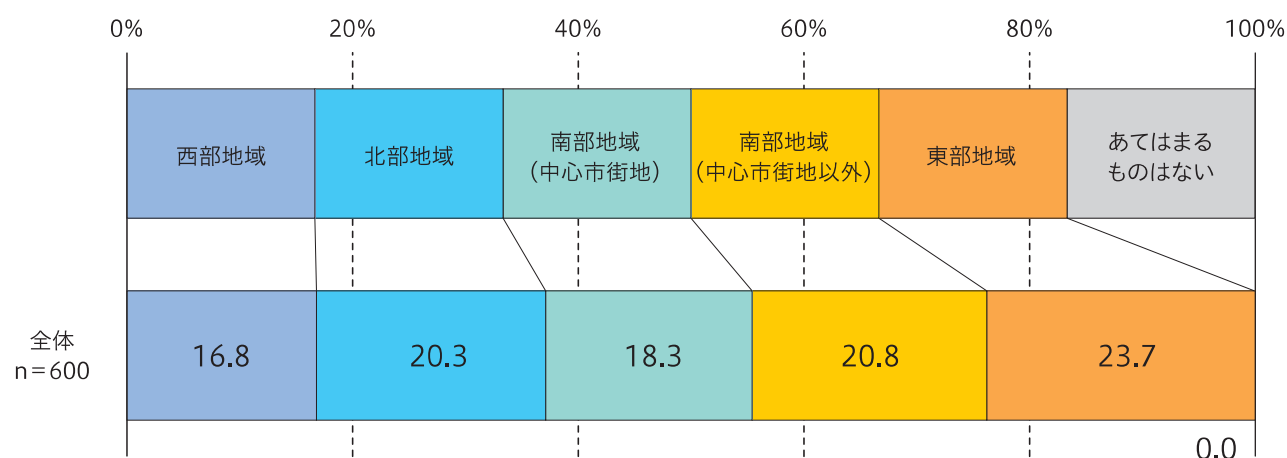
■調査結果の集計表・グラフについて

- 回答の構成比(%)は，各設問の母数(n)を基数とした百分率(%)で表示している。
- 百分率は小数点以下第二位を四捨五入しているため，構成比の合計値が100%にならないことがある。
- 回答者が2つ以上回答することのできる質問(複数回答)については，構成比の合計は100%を超えることがある。
- クロス集計において，「全体」の比率との差が10ポイント以上高いものは ，10ポイント以上低いものは  で表している。

調査結果

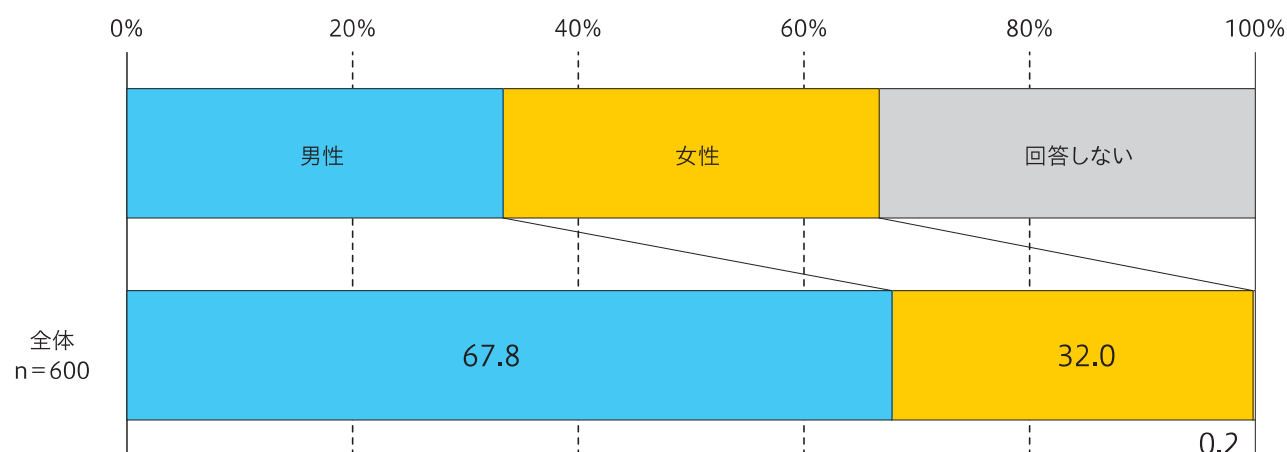
F1 あなたのお住まいの地域をお知らせください。(SA)

全体では「東部地域」が23.7%となっている。



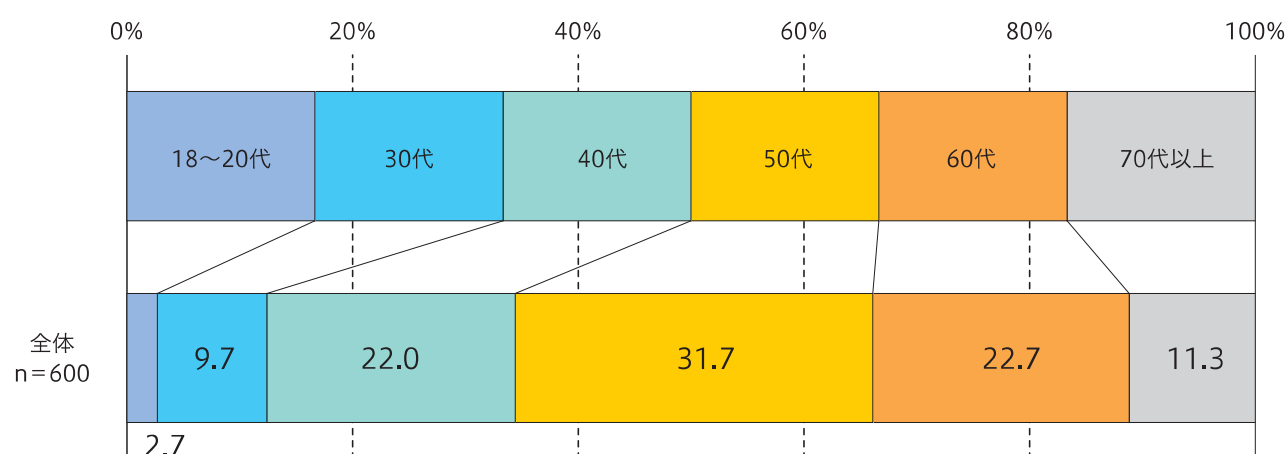
F2 あなたの性別をお知らせください。(SA)

全体では「男性」が67.8%となっている。



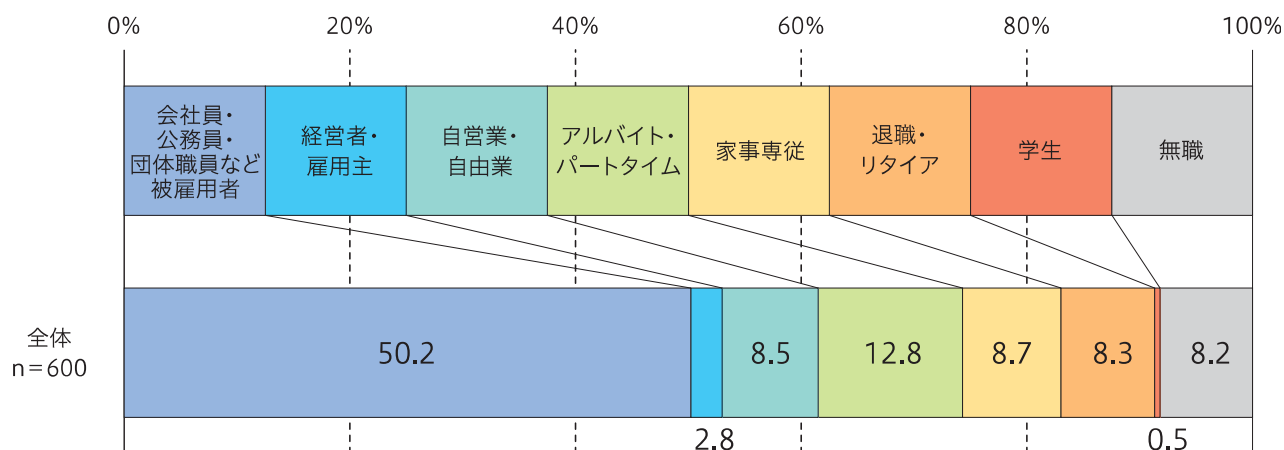
F3 あなたの年齢をお知らせください。(SA)

全体では「50代」が31.7%となっている。



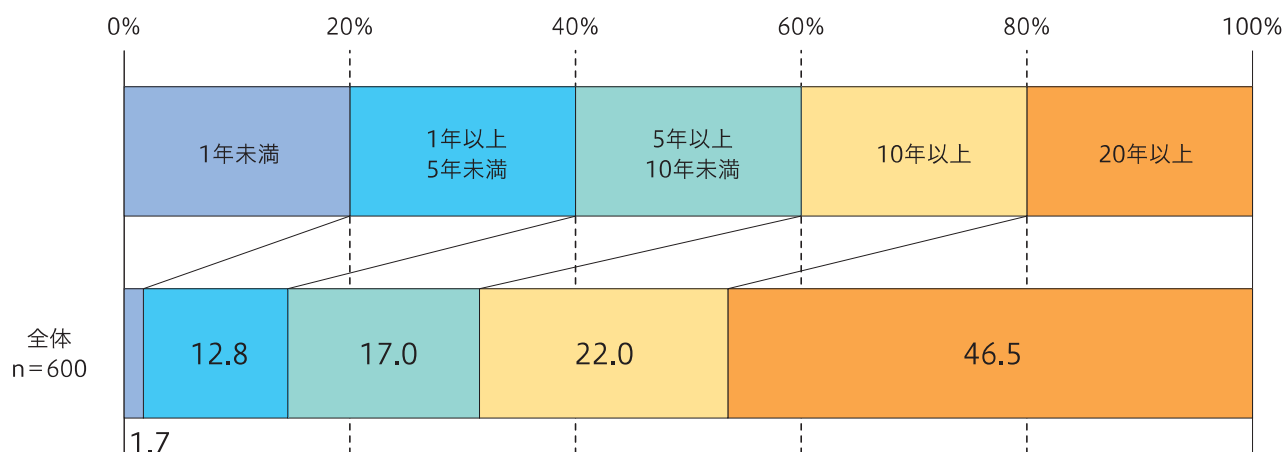
F4 あなたの職業をお知らせください。

全体では「会社員・公務員・団体職員など被雇用者」が50.2%となっている。



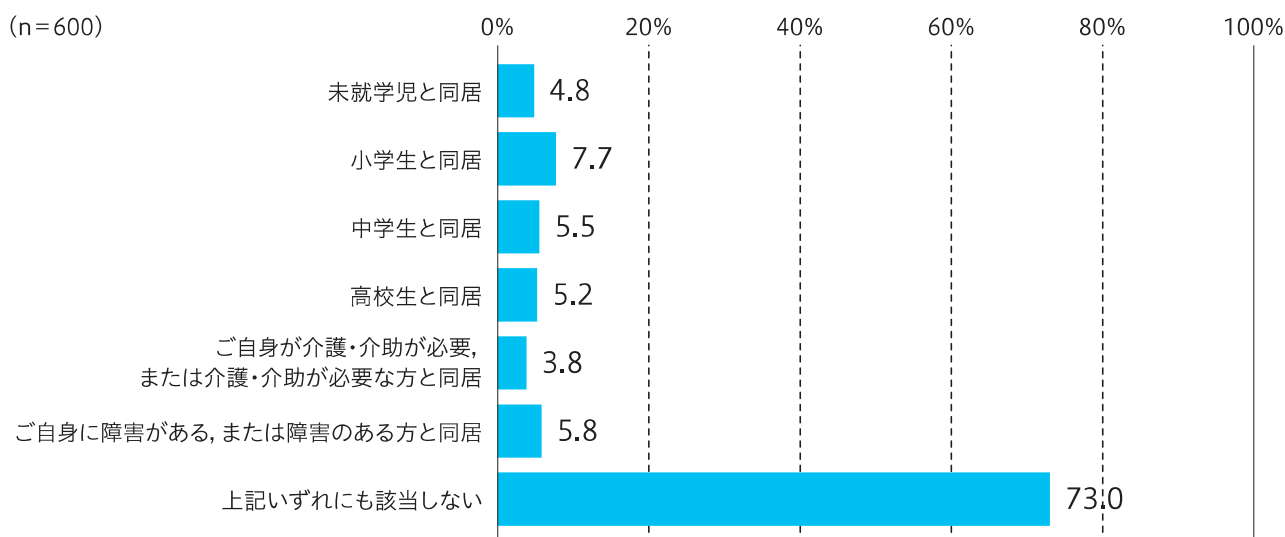
F5 今お住まいの地域の居住年数をお知らせください。(SA)

全体では「20年以上」が46.5%となっている。



F6 現在あなたと同居しているご家族をすべてお知らせください。(MA)

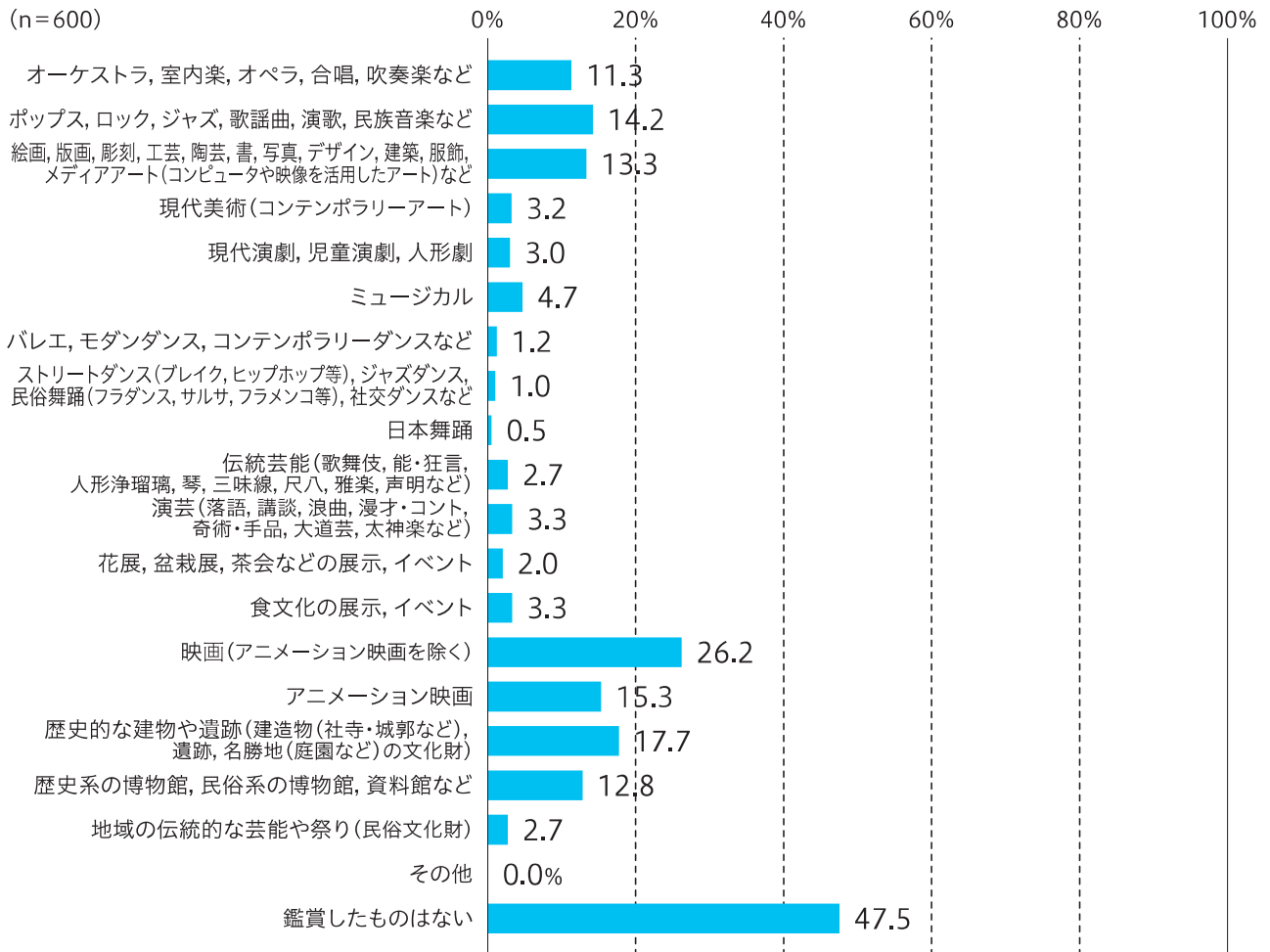
全体では「上記いずれにも該当しない」が73.0%となっている。



Q1 この1年間に、コンサートや美術展、映画、歴史的な文化財、アートや音楽のフェスティバル等の文化芸術イベントを直接鑑賞(テレビ、ラジオ、CD・DVD、オンライン配信等での視聴を除く鑑賞)をしたことはありますか。(MA)

全体では「鑑賞したものはない」が47.5%となっている。鑑賞したものの中では「映画」が26.2%となっている。

年齢別でみると、30代で「アニメーション映画」が31.0%と全体より15.7ポイント多くなっている。

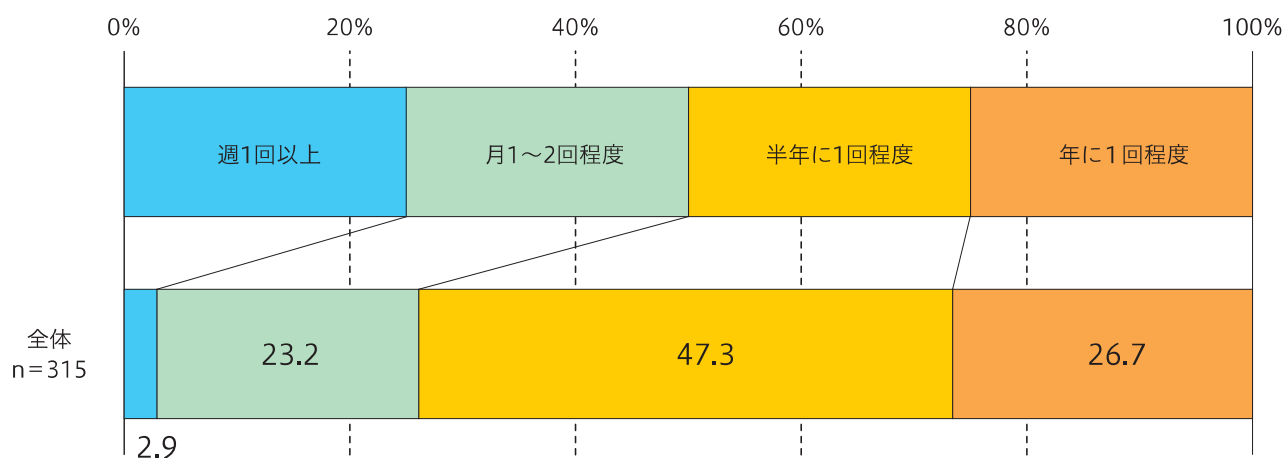


n		鑑賞したものはない																			
		その他																			
		地域の伝統的な芸能や祭り																			
		歴史系の博物館、民俗系の博物館、資料館など																			
		歴史的な建物や遺跡																			
		アニメーション映画																			
		映画																			
		食文化の展示、イベント																			
		花展、盆栽展、茶会などの展示、イベント																			
		演芸																			
		伝統芸能																			
		日本舞踊																			
		ストリートダンス、ジャズダンス、民俗舞踊、社交ダンスなど																			
		バレエ、モダンダンス、コンテンポラリーダンスなど																			
		ミュージカル																			
		現代演劇、児童演劇、人形劇																			
		現代美術																			
		絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真、デザイン、建築、服飾、メディアアートなど																			
		ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲、演歌、民族音楽など																			
		オーケストラ、室内楽、オペラ、合唱、吹奏楽など																			
全体	600	11.3	14.2	13.3	3.2	3.0	4.7	1.2	1.0	0.5	2.7	3.3	2.0	3.3	26.2	15.3	17.7	12.8	2.7	0.0	47.5
18～20代	16	25.0	12.5	6.3	0.0	6.3	18.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.8	18.8	0.0	0.0	0.0	0.0	56.3
30代	58	5.2	24.1	12.1	0.0	5.2	5.2	0.0	0.0	1.7	5.2	1.7	3.4	6.9	31.0	31.0	6.9	3.4	1.7	0.0	41.4
40代	132	12.9	19.7	15.2	4.5	2.3	3.8	0.8	0.8	0.8	1.5	5.3	3.0	4.5	25.8	21.2	18.9	12.0	2.3	0.0	41.7
50代	190	10.0	14.7	10.5	3.7	2.1	5.3	1.1	1.1	0.5	2.6	2.1	0.5	3.2	28.4	15.8	15.8	1.1	3.7	0.0	48.4
60代	136	11.0	7.4	14.7	3.7	3.7	3.7	2.2	1.5	0.0	2.2	5.1	2.2	2.2	25.7	8.1	25.0	21.3	2.9	0.0	50.7
70代以上	68	14.7	7.4	17.6	1.5	2.9	2.9	1.5	1.5	0.0	4.4	1.5	2.9	1.5	19.1	2.9	19.1	13.2	1.5	0.0	52.9

Q1-1 この1年間に、どの程度鑑賞しましたか。(SA)

全体では「半年に1回程度」が47.3%と最も多くなっている。

年齢別でみると、70代以上で「半年に1回程度」が65.6%と全体より18.3ポイント多くなっている。

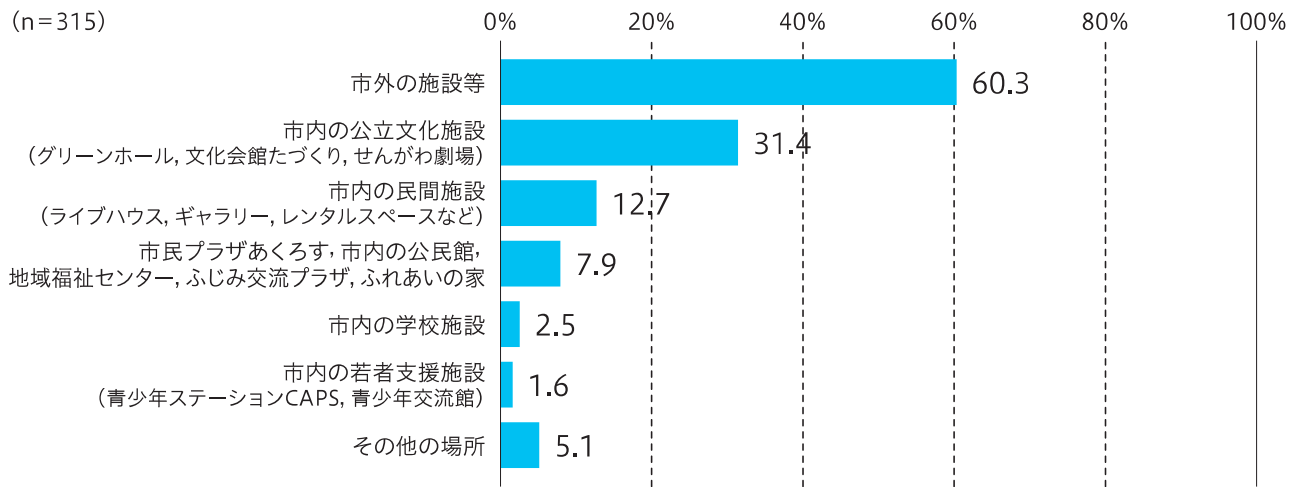


		週1回以上	月1~2回程度	半年に1回程度	年に1回程度
n					
全体	315	2.9	23.2	47.3	26.7
18~20代	7	14.3	28.6	42.9	14.3
30代	34	2.9	26.5	38.2	32.4
40代	77	5.2	20.8	45.5	28.6
50代	98	3.1	23.5	45.9	27.6
60代	67	0.0	25.4	47.8	26.9
70代以上	32	0.0	18.8	65.6	15.6

Q1-2 この1年間に、文化芸術イベントを鑑賞した施設のある地域はどこですか。(MA)

全体では「市外の施設等」が60.3%と最も多くなっている。

年齢別でみると、70代以上で「市内の公立文化施設」が53.1%と全体より21.7ポイント多くなっている。

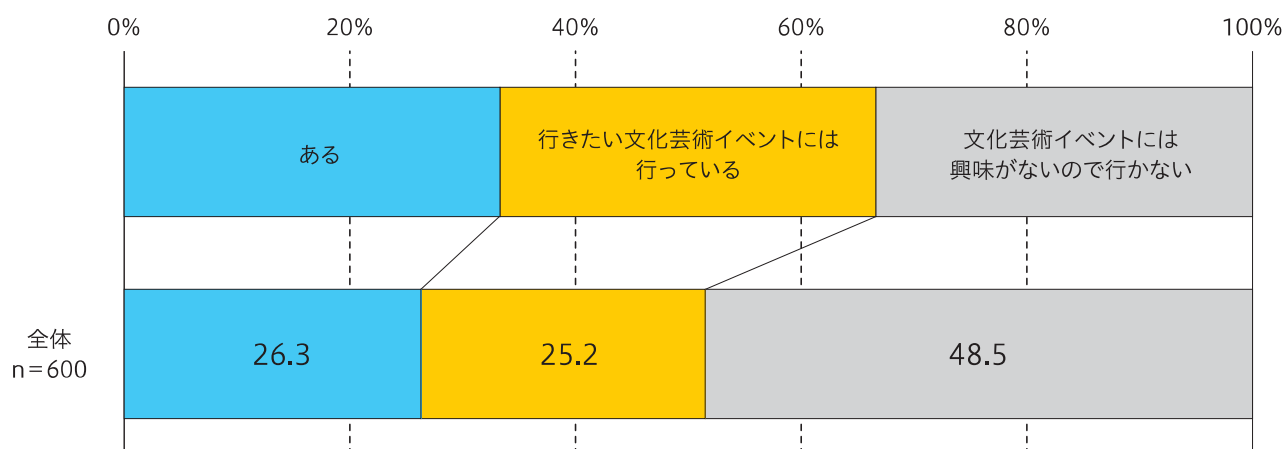


	n	市外の施設等	市内の公立文化施設 (グリーンホール, 文化会館たづくり, せんがわ劇場)	市内の民間施設 (ライブハウス, ギャラリー, レンタルスペースなど)	市民プラザあくろす, 市内の公民館, 地域福祉センター, 交流プラザ, ふれあいの家	市内の学校施設	市内の若者支援施設 (青少年ステーションCAPS, 青少年交流館)	その他の場所
全体	315	60.3	31.4	12.7	7.9	2.5	1.6	5.1
18~20代	7	42.9	14.3	28.6	14.3	0.0	0.0	14.3
30代	34	58.8	29.4	11.8	11.8	2.9	2.9	8.8
40代	77	51.9	33.8	9.1	10.4	7.8	2.6	6.5
50代	98	63.3	23.5	12.2	7.1	0.0	2.0	5.1
60代	67	64.2	32.8	14.9	6.0	1.5	0.0	3.0
70代以上	32	68.8	53.1	15.6	3.1	0.0	0.0	0.0

Q2 この1年間に、何らかの理由で行きたいコンサートや美術展、映画、歴史的な文化財、アートや音楽のフェスティバル等の文化芸術イベントの鑑賞をやめた(あきらめた)ことはありますか。(SA)

全体では「文化芸術イベントには興味がないので行かない」が48.5%と最も多くなっている。

年齢別でみると、70代以上で「ある」が38.2%と全体より11.9ポイント多くなっている。

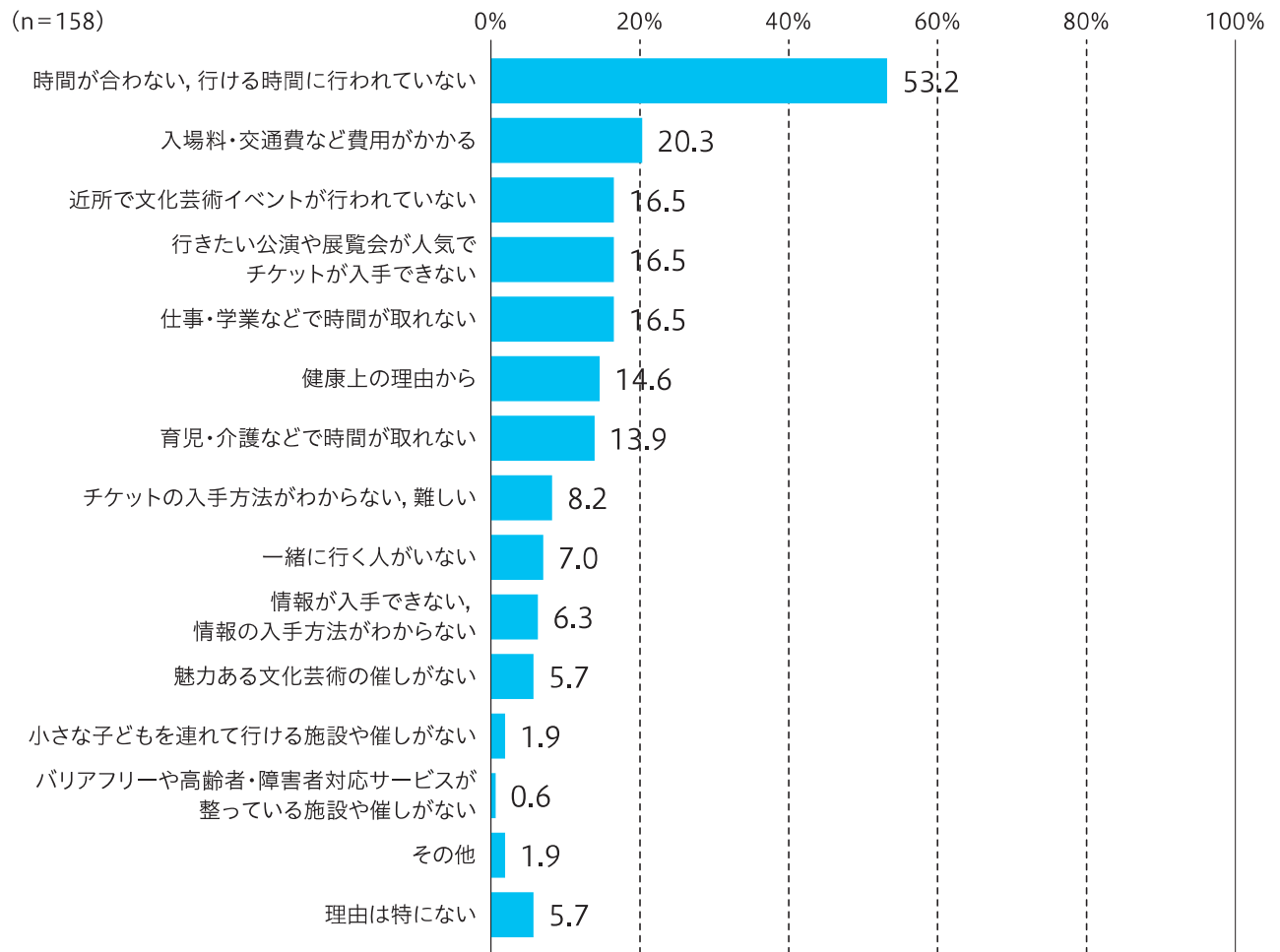


		ある	行きたい文化芸術イベントには行っている	文化芸術イベントには興味がないので行かない
n				
全体	600	26.3	25.2	48.5
18～20代	16	18.8	31.3	50.0
30代	58	29.3	24.1	46.6
40代	132	16.7	32.6	50.8
50代	190	25.3	23.7	51.1
60代	136	30.9	22.8	46.3
70代以上	68	38.2	19.1	42.6

Q2-1 鑑賞をやめた(あきらめた)理由は何ですか。(MA)

全体では「時間が合わない、行ける時間に行われていない」が53.2%と最も多くなっている。

年齢別でみると、30代以上で「育児・介護などで時間が取れない」が41.2%、「小さな子どもを連れていける施設や催しが無い」が17.6%と全体より多くなっている。

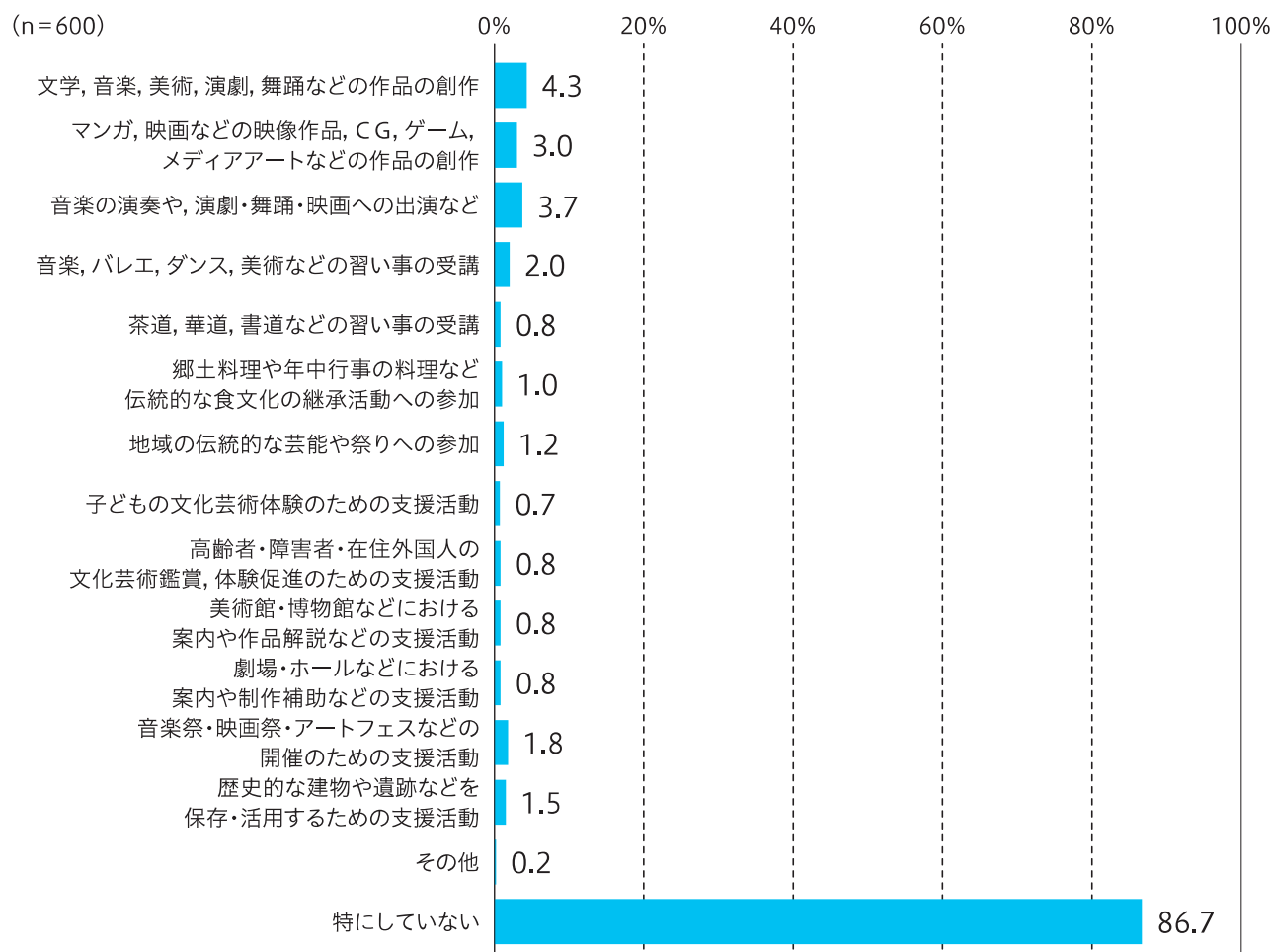


	n	時間が合わない、 行ける時間に行われていない	入場料・交通費など費用がかかる	近所で文化芸術イベントが 行われていない	行きたい公演や展覧会が人気で チケットが入手できない	仕事・学業などで時間が取れない	健康上の理由から	育児・介護などで時間が取れない	難しい チケットの入手方法がわからない、	一緒に行く人がいない	情報が入手できない、 情報の入手方法がわからない	魅力ある文化芸術の催しが無い	小さな子どもを連れて行ける 施設や催しが無い	バリアフリーや高齢者・障害者対応 サービスが整っている施設や催しが無い	その他	理由は特になし
全体	158	53.2	20.3	16.5	16.5	16.5	14.6	13.9	8.2	7.0	6.3	5.7	1.9	0.6	1.9	5.7
18～20代	3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
30代	17	41.2	11.8	23.5	5.9	5.9	11.8	41.2	5.9	5.9	5.9	0.0	17.6	0.0	0.0	5.9
40代	22	68.2	22.7	18.2	13.6	31.8	4.5	22.7	9.1	13.6	18.2	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0
50代	48	68.8	27.1	14.6	22.9	18.8	12.5	10.4	6.3	8.3	4.2	0.0	0.0	0.0	2.1	4.2
60代	42	50.0	11.9	11.9	19.0	21.4	19.0	2.4	11.9	7.1	2.4	11.9	0.0	0.0	2.4	9.5
70代以上	26	30.8	26.9	23.1	7.7	0.0	19.2	11.5	7.7	0.0	3.8	7.7	0.0	3.8	3.8	7.7

Q3 この1年間に、鑑賞ではなく、自分で文化芸術活動を実践（創作や出演、習い事、祭や体験活動への参加など）したり、ボランティアとして活動を支援したことはありますか。（MA）

全体では「特にしていない」が86.7%と最も多くなっている。

年齢別でみると、18～20代で「文学、音楽、美術、演劇、演舞などの作品の創作」が25.0%と全体より20.7ポイント多くなっている。

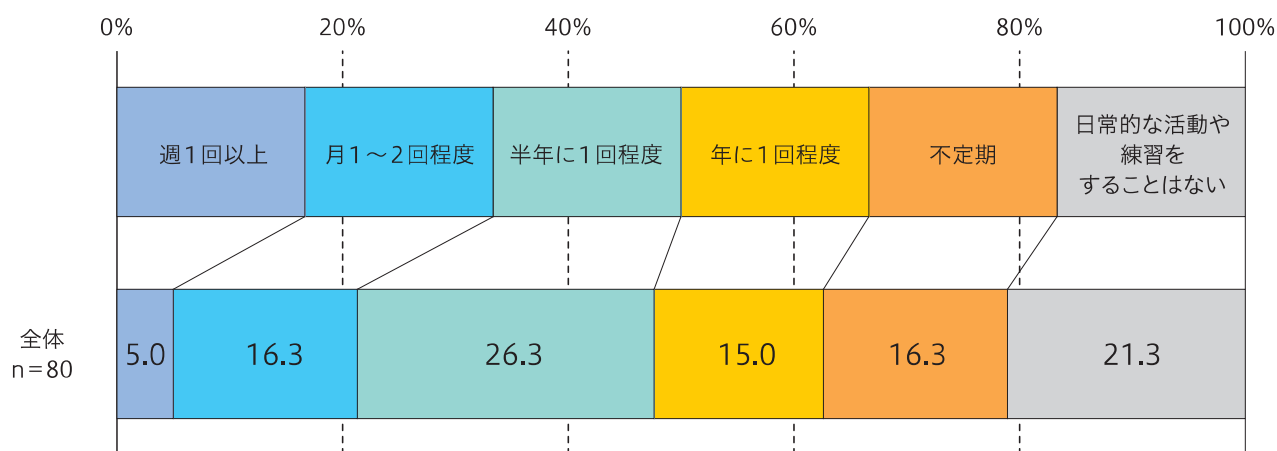


		文学、音楽、美術、演劇、舞踊などの作品の創作	マンガ、映画などの映像作品、CG、ゲーム、メディアアートなどの作品の創作	音楽の演奏や、演劇・舞踊・映画への出演など	音楽、バレエ、ダンス、美術などの習い事の受講	茶道、華道、書道などの習い事の受講	郷土料理や年中行事の料理など 伝統的な食文化の継承活動への参加	地域の伝統的な芸能や祭りへの参加	子どもの文化芸術体験のための支援活動	高齢者・障害者・在住外国人の文化芸術鑑賞、体験促進のための支援活動	美術館・博物館などにおける案内や作品解説などの支援活動	劇場・ホールなどにおける案内や制作補助などの支援活動	音楽祭・映画祭・アートフェスなどの開催のための支援活動	歴史的な建物や遺跡などを保存・活用するための支援活動	その他	特になし
n																
全体	600	4.3	3.0	3.7	2.0	0.8	1.0	1.2	0.7	0.8	0.8	0.8	1.8	1.5	0.2	86.7
18～20代	16	25.0	0.0	12.5	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0
30代	58	10.3	10.3	3.4	5.2	1.7	3.4	1.7	3.4	0.0	1.7	1.7	3.4	3.4	0.0	77.6
40代	132	3.8	4.5	3.8	1.5	1.5	2.3	0.0	0.0	0.8	0.0	1.5	3.8	4.5	0.8	83.3
50代	190	1.6	1.6	4.2	1.6	0.0	0.0	1.6	0.5	1.1	1.6	0.5	1.1	0.0	0.0	88.9
60代	136	3.7	2.2	3.7	2.2	1.5	0.0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	1.5	0.7	0.0	89.0
70代以上	68	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	2.9	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	92.6

Q3-1 この1年間の活動の頻度はどの程度ですか。(SA)

全体では「半年に1回程度」が26.3%と最も多くなっている。

年齢別でみると、60代で「週1回以上」が20.0%、「月1～2回程度」が26.7%と全体より多くなっている。

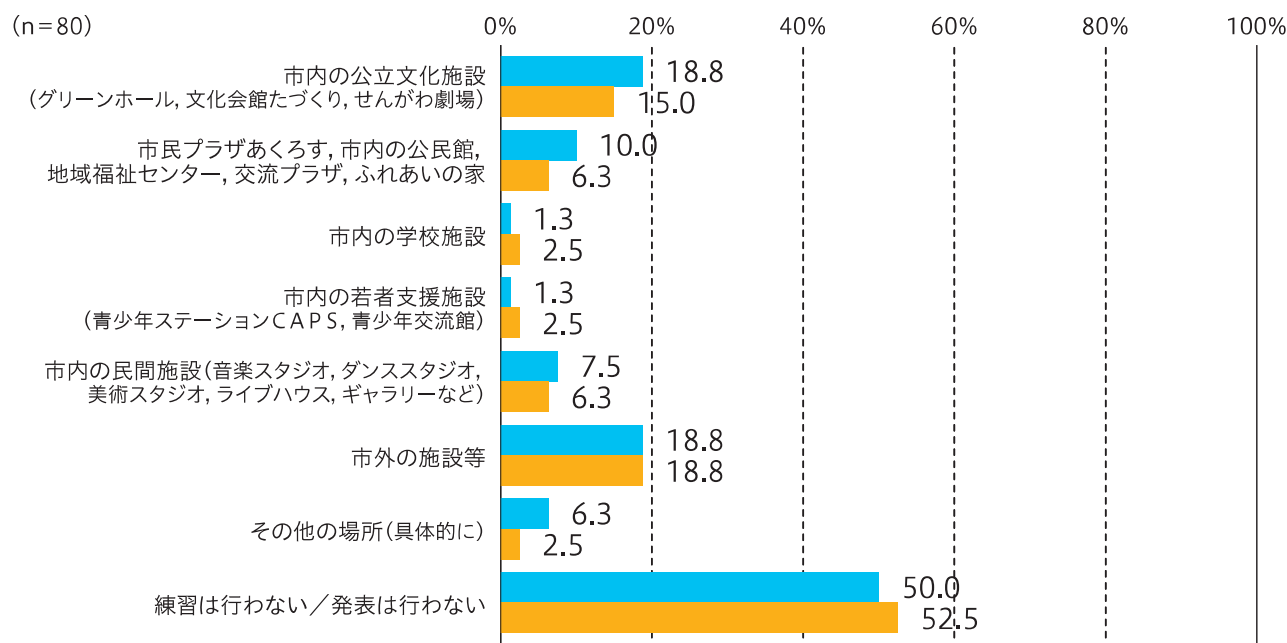


		週1回以上	月1～2回程度	半年に1回程度	年に1回程度	不定期	日常的な活動や練習をすることはない
n							
全体	80	5.0	16.3	26.3	15.0	16.3	21.3
18～20代	4	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0
30代	13	0.0	15.4	23.1	15.4	15.4	30.8
40代	22	0.0	22.7	18.2	18.2	27.3	13.6
50代	21	4.8	4.8	33.3	19.0	14.3	23.8
60代	15	20.0	26.7	20.0	6.7	13.3	13.3
70代以上	5	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	40.0

Q3-2/Q3-3 主にどこで練習や発表を行いますか。／練習(MA)

全体では「練習は行わない」が50.0%、「発表は行わない」が52.0%となっている。練習する場所では「市内の公立文化施設」と「市外の施設等」、発表をする場所では「市外の施設等」がともに18.8%と多くなっている。

年齢別でみると、30代と50代で「練習は行わない」が61.5%と66.7%、「発表は行わない」が69.2%と66.7%とそれぞれ全体より多くなっている。

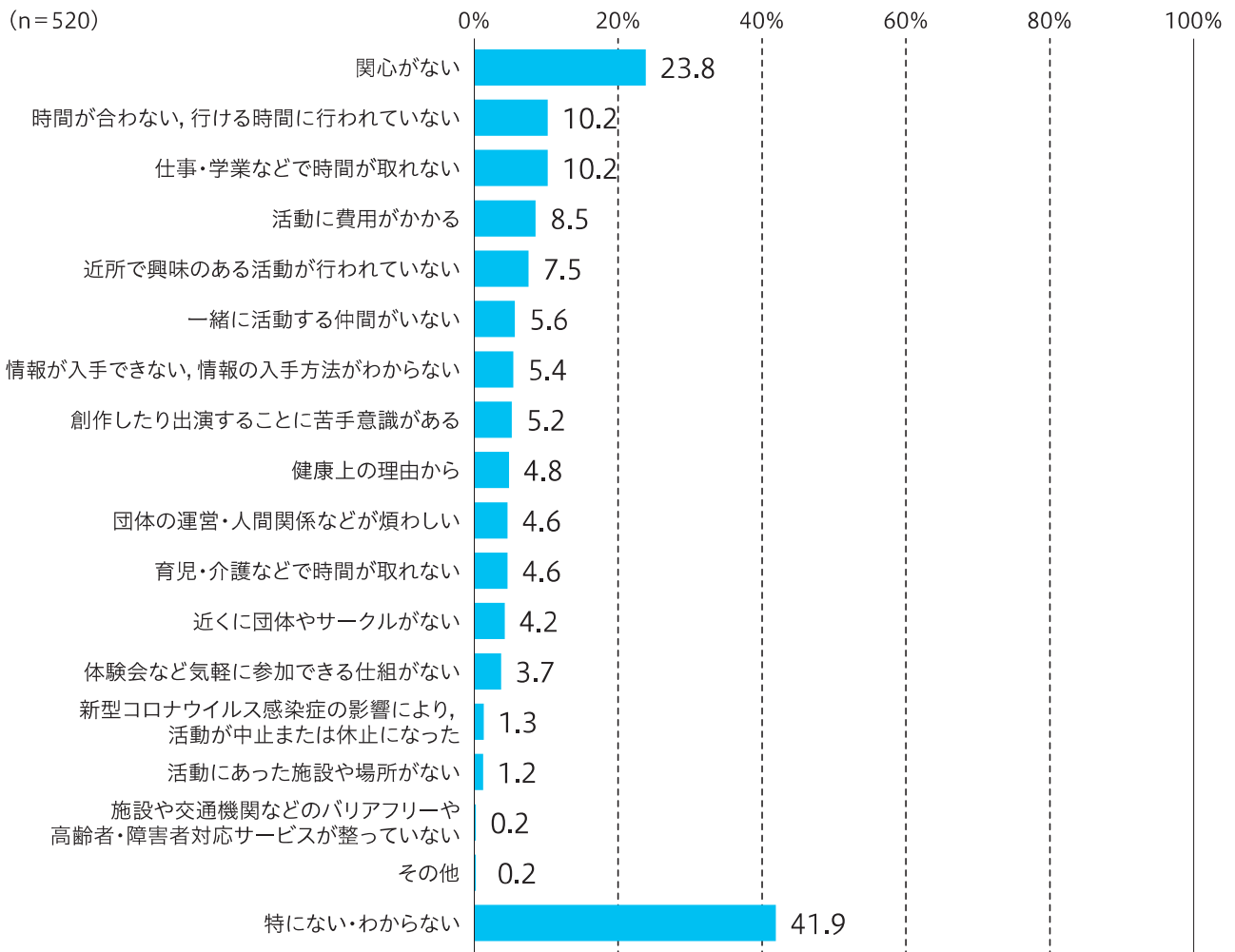


		練 習									発 表							
		市内の公立文化施設 (グリーンホール, 文化会館たづくり, せんがわ劇場)									市外の施設等							
		市民プラザあくるす, 市内の公民館, 地域福祉センター, 交流プラザ, ふれあいの家									市内の民間施設 (ライブハウス, ギャラリー, レンタルスペースなど)							
		市内の若者支援施設 (青少年ステーションCAPS, 青少年交流館)									市内の学校施設							
		その他の場所									練習は行わない/発表は行わない							
n																		
全体	80	18.8	10.0	1.3	1.3	7.5	18.8	6.3	50.0	15.0	6.3	2.5	2.5	6.3	18.8	2.5	52.5	
18～20代	4	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	
30代	13	7.7	0.0	0.0	7.7	0.0	23.1	0.0	61.5	7.7	0.0	0.0	7.7	0.0	15.4	0.0	69.2	
40代	22	18.2	18.2	0.0	0.0	4.5	18.2	4.5	50.0	18.2	13.6	0.0	0.0	4.5	13.6	0.0	50.0	
50代	21	14.3	9.5	0.0	0.0	14.3	4.8	4.8	66.7	0.0	4.8	0.0	0.0	9.5	19.0	0.0	66.7	
60代	15	20.0	0.0	0.0	0.0	13.3	40.0	20.0	26.7	26.7	0.0	6.7	6.7	13.3	33.3	13.3	33.3	
70代以上	5	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	40.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	40.0	

Q4 文化芸術活動をしていない理由は何ですか。(MA)

全体では「特にない・わからない」が41.9%となっている。理由の中では「関心がない」が23.8%と最も多くなっている。

年齢別でみると、文化芸術活動をしていない理由に大きな差は見られない。

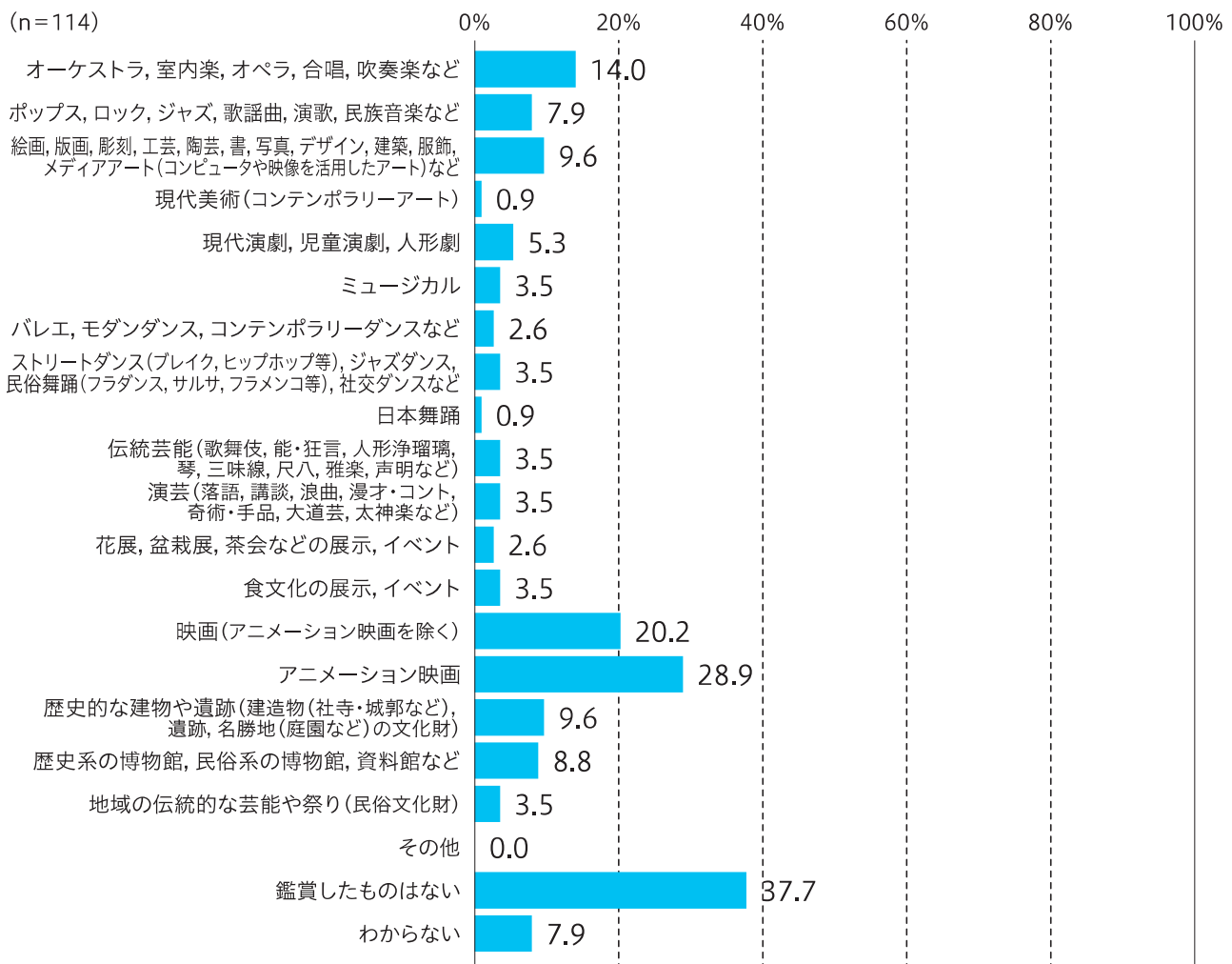


		関心がない	時間が合わない, 行ける時間に行われていない	仕事・学業などで時間が取れない	活動に費用がかかる	近所で興味のある活動が行われていない	一緒に活動する仲間がいない	情報が入手できない, 情報の入手方法がわからない	創作したり出演することに苦手意識がある	健康上の理由から	団体の運営・人間関係などが煩わしい	育児・介護などで時間が取れない	近くに団体やサークルがない	体験会など気軽に参加できる仕組がない	新型コロナウイルス感染症の影響により, 活動が中止または休止になった	活動にあった施設や場所がない	施設や交通機関などのバリアフリーや高齢者・障害者対応サービスが整っていない	その他	特にない・わからない
	n																		
全体	520	23.8	10.2	10.2	8.5	7.5	5.6	5.4	5.2	4.8	4.6	4.6	4.2	3.7	1.3	1.2	0.2	0.2	41.9
18～20代	12	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	8.3	0.0	8.3	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	58.3
30代	45	24.4	8.9	6.7	8.9	6.7	8.9	6.7	2.2	2.2	2.2	13.3	8.9	0.0	0.0	2.2	0.0	0.0	37.8
40代	110	22.7	13.6	14.5	10.0	5.5	4.5	7.3	5.5	0.9	7.3	10.0	2.7	5.5	0.9	0.0	0.0	0.0	41.8
50代	169	26.6	10.1	12.4	8.3	5.9	5.3	5.3	4.7	4.1	1.8	2.4	3.6	2.4	0.6	1.2	0.0	0.0	42.0
60代	121	24.0	9.9	9.9	7.4	9.9	5.8	4.1	5.8	5.8	6.6	0.0	5.0	5.0	2.5	1.7	0.8	0.0	45.5
70代以上	63	19.0	4.8	1.6	6.3	12.7	6.3	4.8	6.3	14.3	4.8	4.8	3.2	3.2	3.2	1.6	0.0	1.6	34.9

Q5 同居している未就学児～高校生のお子さんの中で「最も下の年齢のお子さん」は、この1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞（テレビ、ラジオ、CD・DVD、オンライン配信等での視聴を除く鑑賞）をしたことはありますか。（MA）

全体では「鑑賞したものはない」が37.7%となっている。鑑賞したものの中では「アニメーション映画」が28.9%と最も多くなっている。

年齢別でみると、回答数は少ないものの、年齢が上がるごとに「鑑賞したものはない」の割合が下がっている。

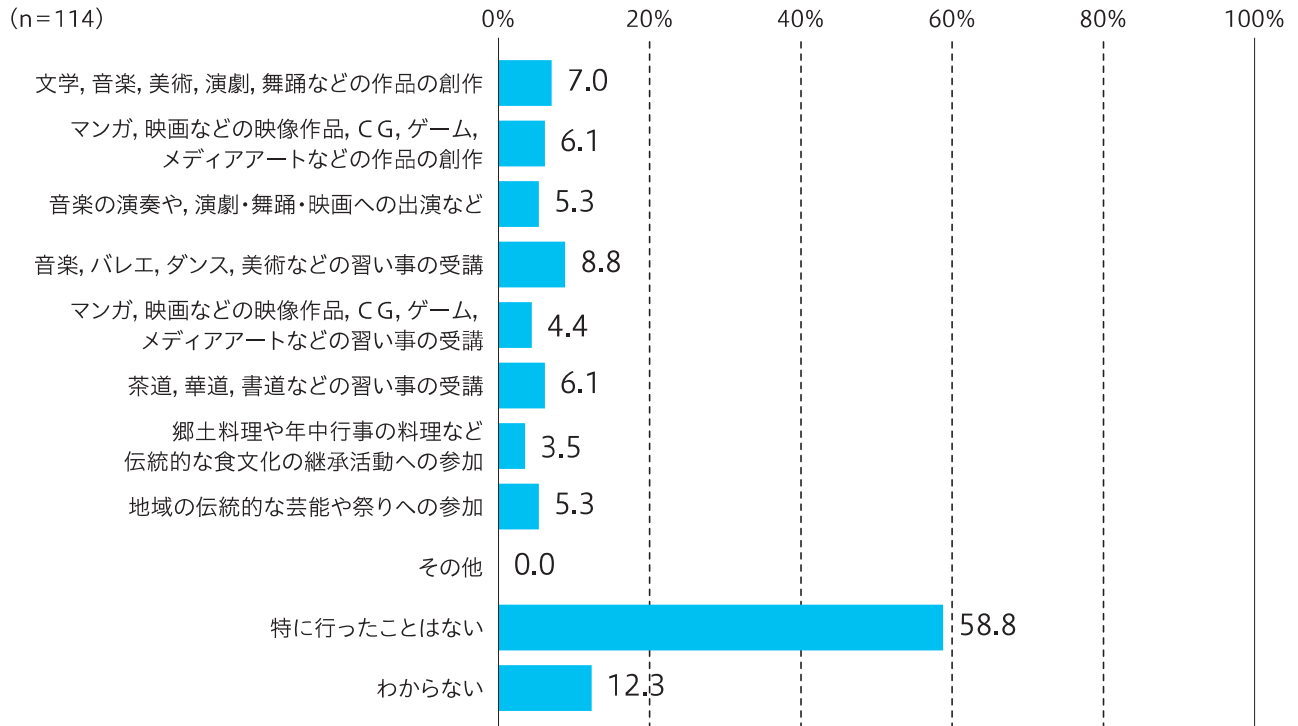


		鑑賞したものはない																					わからない																			
		その他																					地域の伝統的な芸能や祭り	歴史系の博物館、民俗系の博物館、資料館など	歴史的な建物や遺跡	アニメーション映画	映画	食文化の展示、イベント	花展、盆栽展、茶会などの展示、イベント	演芸	伝統芸能	日本舞踊	ストリートダンス、ジャズダンス、民俗舞踊、社交ダンスなど	バレエ、モダンダンス、コンテンポラリーダンスなど	ミュージカル	現代演劇、児童演劇、人形劇	現代美術	絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真、デザイン、建築、服飾、メディアアートなど	ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲、演歌、民族音楽など	オーケストラ、室内楽、オペラ、合唱、吹奏楽など	n	
全体	114	14.0	7.9	9.6	0.9	5.3	3.5	2.6	3.5	0.9	3.5	3.5	2.6	3.5	20.2	28.9	9.6	8.8	3.5	0.0	37.7	7.9																				
18～20代	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0																				
30代	27	7.4	7.4	3.7	0.0	3.7	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4	33.3	0.0	0.0	3.7	0.0	48.1	0.0																				
40代	48	18.8	6.3	14.6	2.1	6.3	4.2	2.1	4.2	2.1	6.3	4.2	6.3	6.3	22.9	25.0	14.6	12.5	2.1	0.0	39.6	6.3																				
50代	33	15.2	6.1	6.1	0.0	3.0	3.0	3.0	3.0	0.0	3.0	3.0	0.0	0.0	24.2	30.3	12.1	12.1	3.0	0.0	27.3	12.1																				
60代	5	0.0	40.0	20.0	0.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	40.0	40.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	40.0																				
70代以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																				

Q6 同居している未就学児～高校生のお子さんの中で「最も下の年齢のお子さん」は、学校以外で、この1年間に、この中にあるような文化芸術に関わる活動をしたことはありますか。(MA)

全体では「特に行ったことはない」が58.8%となっている。

年齢別でみると、回答数は少ないものの、年齢が上がるごとに「特に行ったものはない」の割合が下がっている。



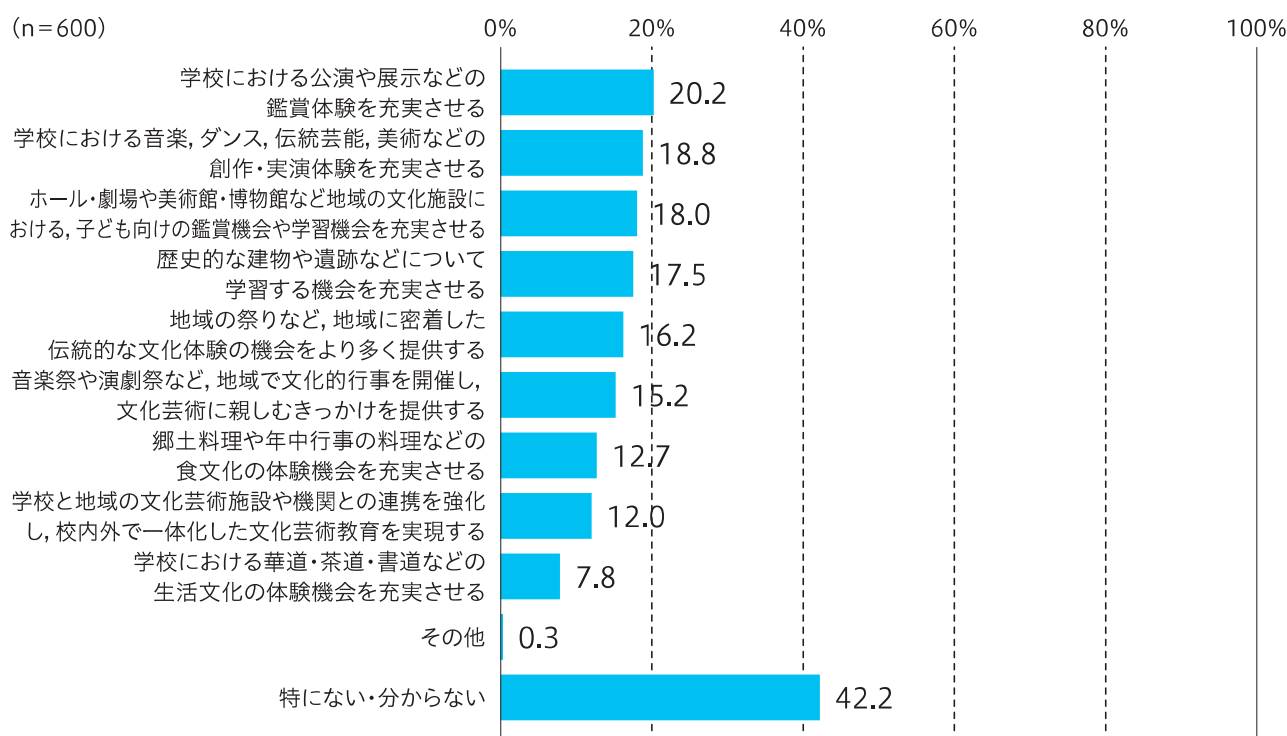
資料編

	n	文学, 音楽, 美術, 演劇, 舞踊などの作品の創作	マンガ, 映画などの映像作品, CG, ゲーム, メディアアートなどの作品の創作	音楽の演奏や, 演劇・舞踊・映画への出演など	音楽, バレエ, ダンス, 美術などの習い事の受講	マンガ, 映画などの映像作品, CG, ゲーム, メディアアートなどの習い事の受講	茶道, 華道, 書道などの習い事の受講	郷土料理や年中行事の料理など伝統的な食文化の継承活動への参加	地域の伝統的な芸能や祭りへの参加	その他	特に行ったことはない	わからない
全体	114	7.0	6.1	5.3	8.8	4.4	6.1	3.5	5.3	0.0	58.8	12.3
18～20代	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
30代	27	3.7	7.4	3.7	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	74.1	7.4
40代	48	8.3	4.2	4.2	10.4	6.3	8.3	2.1	6.3	0.0	56.3	8.3
50代	33	6.1	6.1	9.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	0.0	51.5	21.2
60代	5	20.0	20.0	0.0	40.0	0.0	20.0	20.0	20.0	0.0	40.0	20.0
70代以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q7 子どもの文化芸術体験について、何が重要だと思いますか。(MA)

全体では「特にない・分からない」が42.2%となっている。重要だと思うものの中では「学校における公演や展示などの鑑賞体験を充実させる」が20.2%となっている。

年齢別でみると、18～20代で「学校における音楽、ダンス、伝統芸能、美術などの創作・実演体験を充実させる」が31.3%、「学校における華道・茶道・書道などの生活文化の体験機会を充実させる」が25.0%と全体より多くなっている。

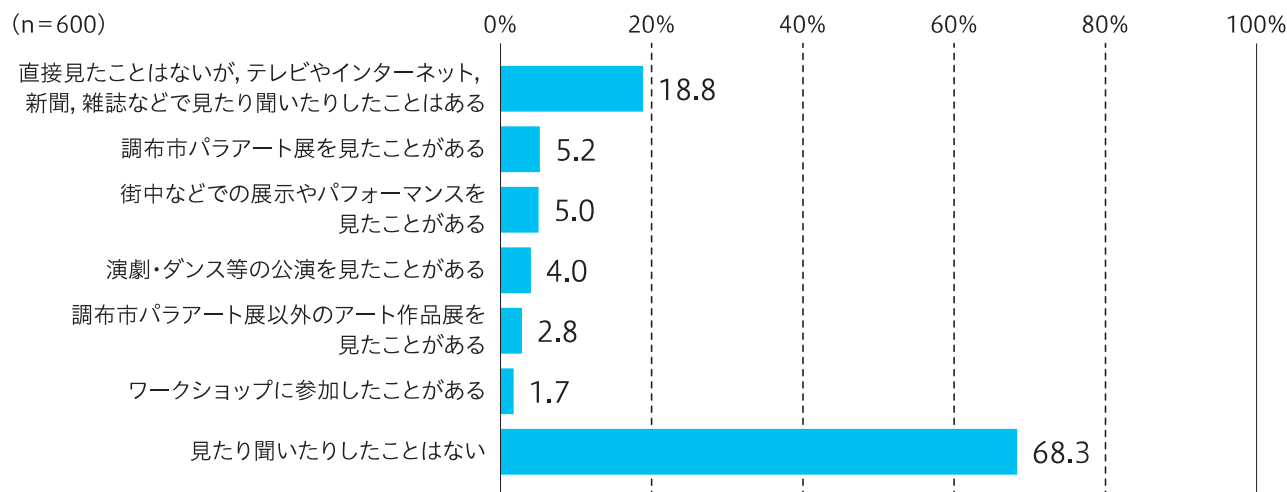


		学校における華道・茶道・書道などの生活文化の体験機会を充実させる										その他	特にない・わからない					
n		学校と地域の文化芸術施設や機関との連携を強化し、校内外で一体化した文化芸術教育を実現する										郷土料理や年中行事の料理などの食文化の体験機会を充実させる	音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する	地域の祭りなど、地域に密着した伝統的な文化体験の機会をより多く提供する	歴史的な建物や遺跡などについて学習する機会を充実させる	ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる	学校における音楽、ダンス、伝統芸能、美術などの創作・実演体験を充実させる	学校における公演や展示などの鑑賞体験を充実させる
全体	600	20.2	18.8	18.0	17.5	16.2	15.2	12.7	12.0	7.8	0.3	42.2						
18～20代	16	25.0	31.3	6.3	18.8	0.0	6.3	18.8	6.3	25.0	0.0	43.8						
30代	58	19.0	17.2	25.9	15.5	12.1	19.0	12.1	12.1	5.2	0.0	41.4						
40代	132	19.7	22.0	17.4	22.7	21.2	13.6	15.9	9.8	6.1	0.0	39.4						
50代	190	24.2	16.3	15.8	14.2	18.4	16.8	12.1	13.7	7.4	0.0	42.1						
60代	136	18.4	17.6	16.9	17.6	14.7	10.3	9.6	14.0	10.3	1.5	44.1						
70代以上	68	13.2	20.6	23.5	17.6	10.3	22.1	13.2	8.8	5.9	0.0	44.1						

Q8 障害のある方のアート作品（絵画・造形等）や演劇、ダンスなどの芸術活動について、これまでに鑑賞や参加などしたことはありますか。（MA）

全体では「見たり聞いたりしたことはない」が68.3%となっている。鑑賞したものの中では「直接見たことはないが、テレビやインターネット、新聞、雑誌などで見たり聞いたりしたことはある」が18.8%となっている。

年齢別でみると、70代以上で「直接見たことはないが、テレビやインターネット、新聞、雑誌などで見たり聞いたりしたことはある」が30.9%と全体より12.1ポイント多くなっている。

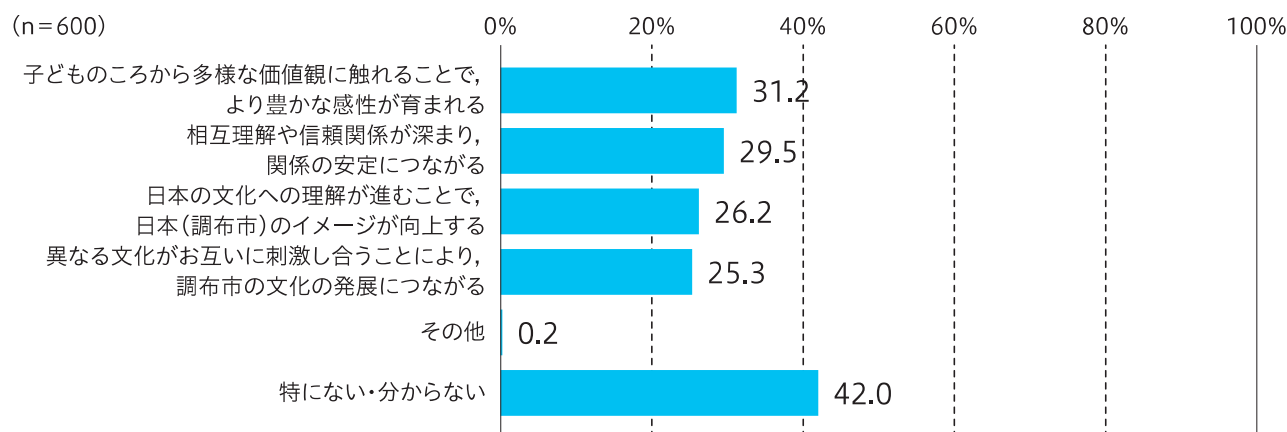


	n	直接見たことはないが、テレビやインターネット、新聞、雑誌などで見たり聞いたりしたことはある	パラアート展を見たことがある	街中などでの展示やパフォーマンスを見たことがある	演劇・ダンス等の公演を見たことがある	パラアート展以外のアート作品展を見たことがある	ワークショップに参加したことがある	見たり聞いたりしたことはない	障害者による文化芸術活動の鑑賞率
全体	600	18.8	5.2	5.0	4.0	2.8	1.7	68.3	31.7
18～20代	16	6.3	6.3	0.0	12.5	6.3	0.0	68.8	31.2
30代	58	17.2	3.4	10.3	3.4	1.7	3.4	69.0	31.0
40代	132	18.2	4.5	3.8	5.3	1.5	0.8	68.2	31.8
50代	190	16.3	4.7	5.8	2.1	3.7	2.6	72.1	27.9
60代	136	19.1	6.6	2.9	5.9	2.9	0.7	67.6	32.4
70代以上	68	30.9	5.9	5.9	1.5	2.9	1.5	58.8	41.2

Q9 あなたは、外国人との交流を進めることに、どのような意義があると思いますか。(MA)

全体では「特にない・分からない」が42.0%となっている。意義があると思うものの中では「子どものころから多様な価値観に触れることで、より豊かな感性が育まれる」が31.2%と最も多くなっている。

年齢別でみると、70代以上で「相互理解や信頼関係が深まり、関係の安定につながる」が39.7%と全体より10.2ポイント多くなっている。

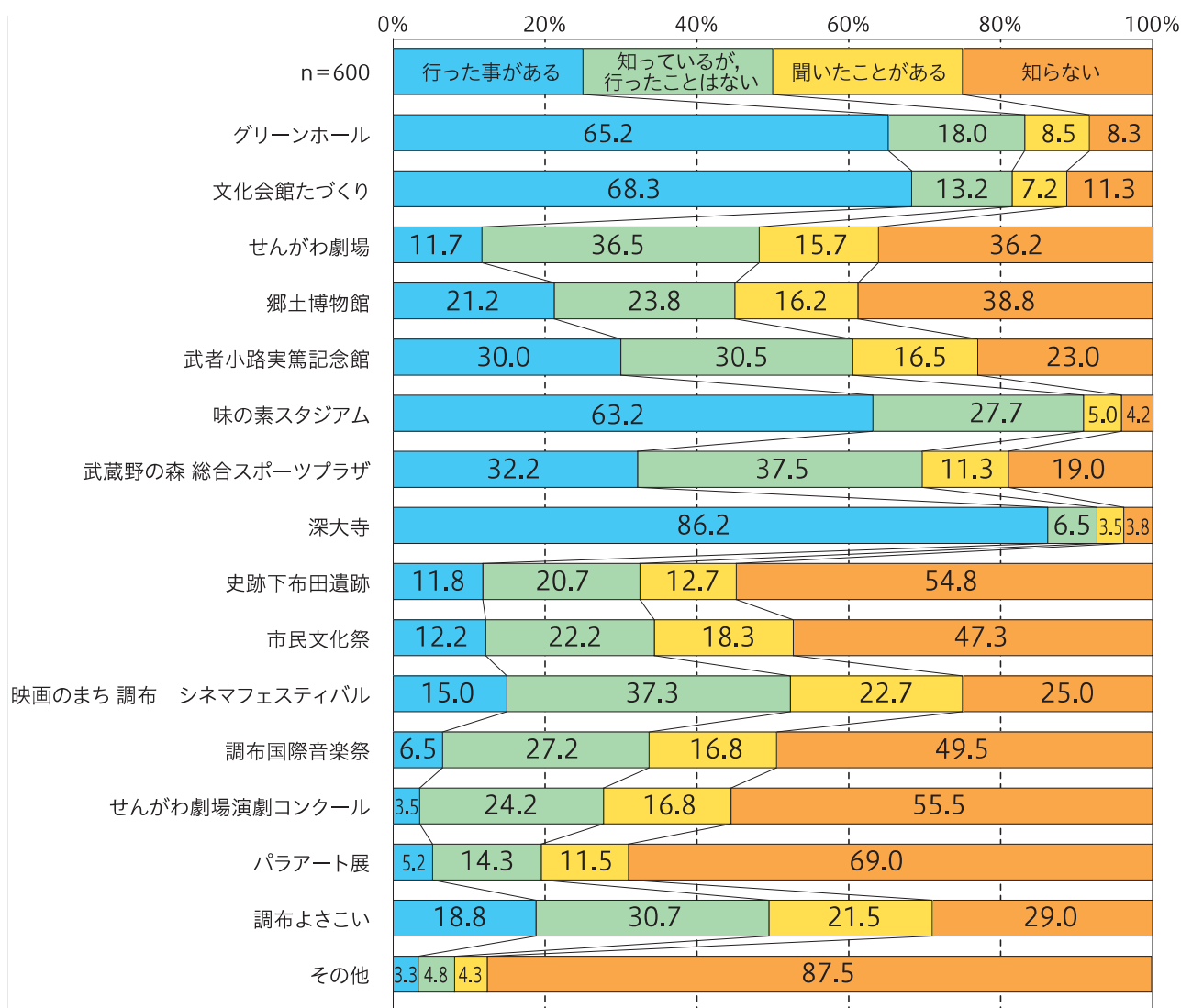


	n	子どものころから多様な価値観に触れることで、より豊かな感性が育まれる	相互理解や信頼関係が深まり、関係の安定につながる	日本の文化への理解が進むことで、日本(調布市)のイメージが向上する	異なる文化がお互いに刺激し合うことにより、調布市の文化の発展につながる	その他	特にない・わからない
全体	600	31.2	29.5	26.2	25.3	0.2	42.0
18～20代	16	18.8	12.5	25.0	12.5	0.0	56.3
30代	58	31.0	22.4	25.9	25.9	1.7	41.4
40代	132	32.6	28.0	25.8	25.8	0.0	41.7
50代	190	27.4	31.1	23.7	25.3	0.0	42.6
60代	136	32.4	28.7	27.9	25.0	0.0	41.9
70代以上	68	39.7	39.7	30.9	27.9	0.0	38.2

Q10 市内の文化施設や文化財、イベント等について知っていますか。(SA)

「行った事がある」ものの中では、深大寺が86.2%で最も多くなっている。

年齢別でみると、年齢が低いほど認知度が下がり、18～20代では9つの項目で全体より低くなっている。

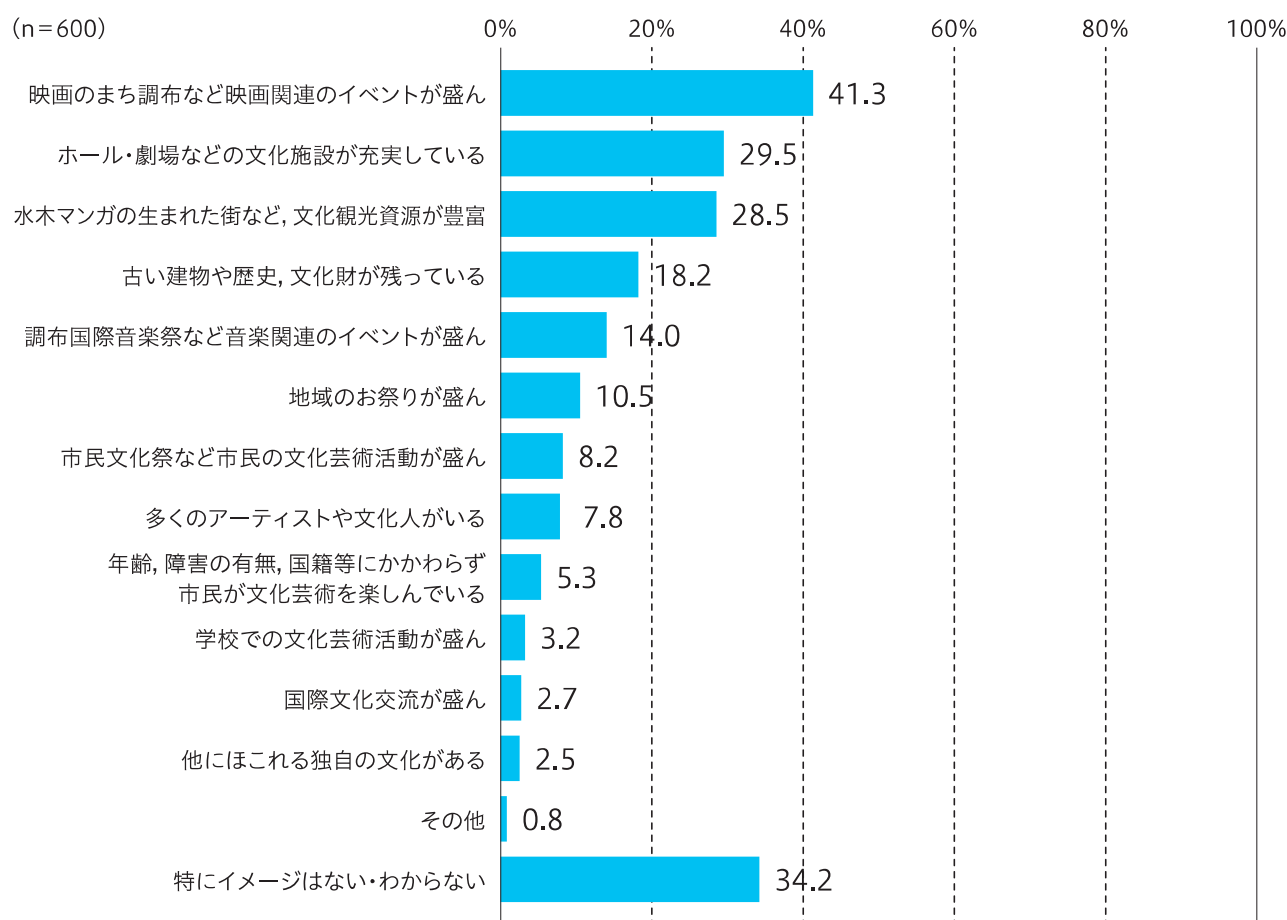


	n	グリーンホール	文化会館たづくり	せんがわ劇場	郷土博物館	武者小路実篤記念館	味の素スタジアム	武蔵野の森総合スポーツプラザ	深大寺	史跡下布田遺跡	市民文化祭	映画のまち調布 シネマフェスティバル	調布国際音楽祭	せんがわ劇場演劇コンクール	パラアート展	調布よさこい	その他
全体	600	65.2	68.3	11.7	21.2	30.0	63.2	32.2	86.2	11.8	12.2	15.0	6.5	3.5	5.2	18.8	3.3
18～20代	16	43.8	31.3	0.0	12.5	6.3	25.0	12.5	43.8	12.5	0.0	6.3	6.3	6.3	6.3	0.0	6.3
30代	58	55.2	51.7	12.1	13.8	17.2	53.4	31.0	77.6	8.6	8.6	17.2	6.9	6.9	5.2	15.5	3.4
40代	132	59.8	59.8	10.6	16.7	25.8	60.6	32.6	82.6	9.8	10.6	17.4	8.3	5.3	6.1	22.0	3.8
50代	190	66.8	71.1	10.0	22.1	27.9	68.9	31.6	89.5	11.1	8.9	12.6	6.3	1.6	4.2	16.8	4.2
60代	136	65.4	75.7	14.0	20.6	41.2	66.2	35.3	89.7	14.7	15.4	13.2	2.9	2.9	5.1	16.2	0.7
70代以上	68	83.8	85.3	16.2	36.8	38.2	63.2	32.4	94.1	14.7	23.5	20.6	10.3	2.9	5.9	30.9	4.4

Q11 市内の文化環境について、どのようなイメージをもっていますか。(MA)

全体では「映画のまち調布など映画関連のイベントが盛ん」が41.3%と最も多くなっている。

年齢別でみると、70代以上で「ホール・劇場などの文化施設が充実している」と「映画のまち調布など映画関連のイベントが盛ん」がともに50%を超え、全体より多くなっている。

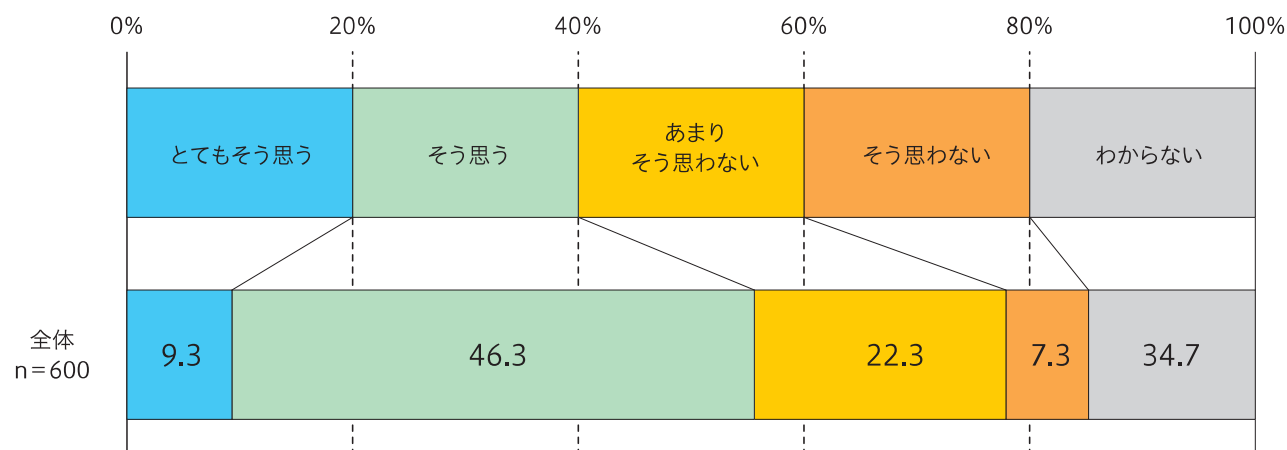


	n	映画のまち調布など映画関連のイベントが盛ん	ホール・劇場などの文化施設が充実している	水木マンガの生まれたまちなど、文化観光資源が豊富	古い建物や歴史、文化財が残っている	調布国際音楽祭など音楽関連のイベントが盛ん	地域のお祭りが盛ん	市民文化祭など市民の文化芸術活動が盛ん	多くのアーティストや文化人がいる	年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず市民が文化芸術を楽しんでいる	学校での文化芸術活動が盛ん	国際文化交流が盛ん	他にほこれる独自の文化がある	その他	特にイメージはない・わからない
全体	600	41.3	29.5	28.5	18.2	14.0	10.5	8.2	7.8	5.3	3.2	2.7	2.5	0.8	34.2
18～20代	16	37.5	12.5	0.0	0.0	6.3	18.8	0.0	6.3	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	43.8
30代	58	31.0	25.9	15.5	5.2	10.3	5.2	12.1	8.6	8.6	5.2	6.9	1.7	0.0	39.7
40代	132	35.6	22.7	28.0	15.9	12.1	14.4	7.6	4.5	5.3	4.5	3.8	3.0	0.8	34.8
50代	190	42.1	27.4	26.8	21.1	12.6	8.9	6.8	8.4	2.6	1.6	0.5	1.1	1.1	35.8
60代	136	44.1	28.7	35.3	19.1	12.5	8.1	5.9	6.6	2.9	2.2	1.5	2.9	0.7	34.6
70代以上	68	54.4	57.4	38.2	27.9	29.4	14.7	16.2	14.7	16.2	4.4	5.9	5.9	1.5	20.6

Q12 文化芸術や文化的な地域の雰囲気が、調布市の魅力のひとつだと思いますか。(調布市は文化的なまちだと思いますか。)(SA)

『思う』(「とても思う」と「思う」の合計)は55.6%となっている。

年齢別でみると、『思う』は18～20代で43.8%と全体より11.8ポイント少なく、70代以上で67.7%と全体より12.1ポイント多くなっている。

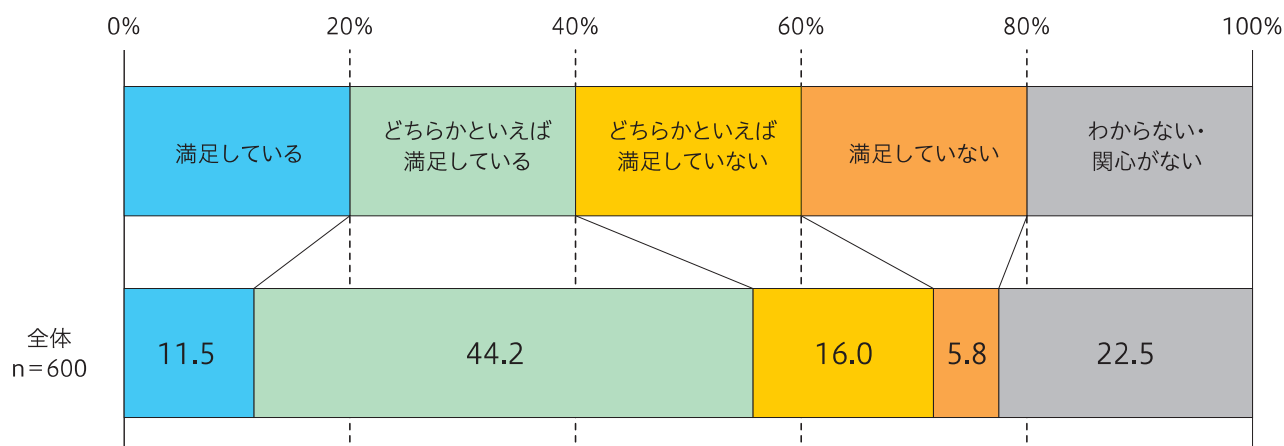


n		とても思う	思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	思う計	思わない計
全体	600	9.3	46.3	22.3	7.3	14.7	55.6	29.6
18～20代	16	12.5	31.3	31.3	0.0	25.0	43.8	31.3
30代	58	6.9	46.6	24.1	6.9	15.5	53.5	31.0
40代	132	9.8	43.2	22.7	8.3	15.9	53.0	31.0
50代	190	11.6	46.3	21.6	4.7	15.8	57.9	26.3
60代	136	5.1	46.3	22.8	11.8	14.0	51.4	34.6
70代以上	68	11.8	55.9	19.1	5.9	7.4	67.7	25.0

Q13 あなたは、市内の文化的な環境に満足していますか。(SA)

『満足度』(「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計)は55.7%となっている。

年齢別でみると、『満足度』と『不満足度』ともに大きな差は見られない。

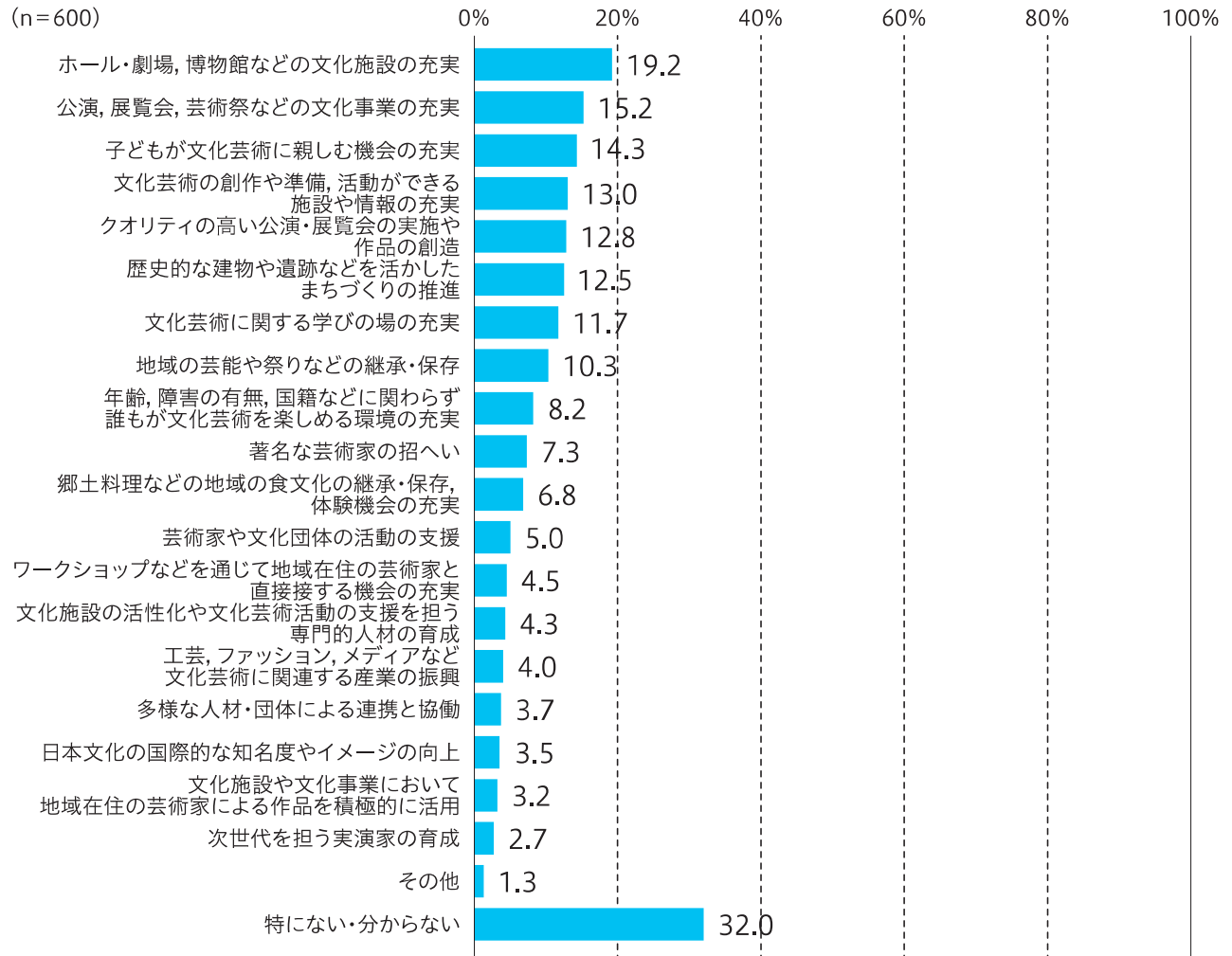


n		満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば満足していない	満足していない	わからない・関心がない	満足度	不満足度
全体	600	11.5	44.2	16.0	5.8	22.5	55.7	21.8
18～20代	16	6.3	43.8	18.8	6.3	25.0	50.1	25.1
30代	58	13.8	37.9	17.2	6.9	24.1	51.7	24.1
40代	132	15.2	45.5	12.9	3.0	23.5	60.7	15.9
50代	190	9.5	43.7	16.8	5.3	24.7	53.2	22.1
60代	136	7.4	45.6	16.2	8.1	22.8	53.0	24.3
70代以上	68	17.6	45.6	17.6	7.4	11.8	63.2	25.0

Q14 市内の文化的な環境を今より充実させるために、何が重要だと思いますか。(MA)

全体では、「特にない・分からない」が32.0%となっている。重要だと思うものの中では「ホール・劇場、博物館などの文化施設の充実」が19.2%となっている。

年齢別でみると、18～20代で「文化芸術に関する学びの場の充実」が25.0%、「ワークショップなどを通じて地域在住の芸術家と直接接する機会の充実」が18.8%と全体より多くなっている。



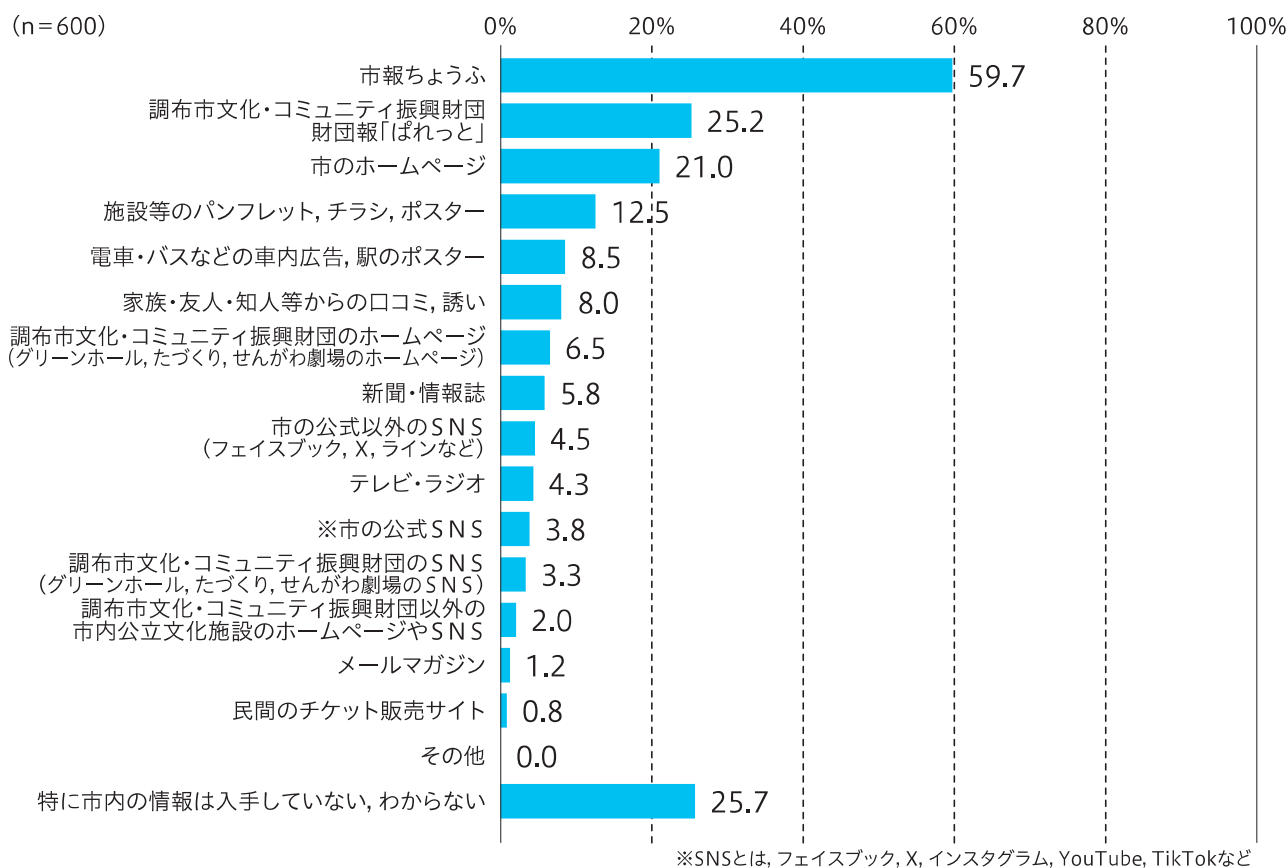
資料編

		ホール・劇場、博物館などの文化施設の充実	公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実	子どもが文化芸術に親しむ機会の充実	文化芸術の創作や準備、活動ができる施設や情報の充実	クオリティの高い公演・展覧会の実施や作品の創造	歴史的な建物や遺跡などを活かしたまちづくりの推進	文化芸術に関する学びの場の充実	地域の芸能や祭りなどの継承・保存	年齢、障害の有無、国籍などに関わらず誰もが文化芸術を楽しめる環境の充実	著名な芸術家の招へい	郷土料理などの地域の食文化の継承・保存、体験機会の充実	芸術家や文化団体の活動の支援	ワークショップなどを通じて地域在住の芸術家と直接接する機会の充実	文化施設の活性化や文化芸術活動の支援を担う専門的人材の育成	工芸、ファッション、メディアなど文化芸術に関連する産業の振興	多様な人材・団体による連携と協働	日本文化の国際的な知名度やイメージの向上	文化施設や文化事業において地域在住の芸術家による作品を積極的に活用	次世代を担う実演家の育成	その他	特にない・わからない
	n																					
全体	600	19.2	15.2	14.3	13.0	12.8	12.5	11.7	10.3	8.2	7.3	6.8	5.0	4.5	4.3	4.0	3.7	3.5	3.2	2.7	1.3	32.0
18～20代	16	25.0	12.5	12.5	18.8	12.5	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	12.5	6.3	18.8	0.0	6.3	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	31.3
30代	58	17.2	12.1	24.1	10.3	12.1	8.6	12.1	6.9	3.4	12.1	3.4	3.4	3.4	3.4	5.2	1.7	3.4	8.6	1.7	1.7	34.5
40代	132	13.6	12.1	19.7	9.8	12.1	12.9	12.9	10.6	9.1	5.3	9.1	0.8	5.3	3.8	3.8	4.5	2.3	3.0	4.5	0.0	34.8
50代	190	21.6	14.7	10.0	12.1	13.2	13.2	11.1	12.6	7.9	8.4	4.7	6.3	3.7	3.7	4.7	2.6	3.7	2.1	3.2	2.1	31.1
60代	136	17.6	16.2	11.8	15.4	11.8	11.0	11.0	8.8	8.8	6.6	9.6	5.1	5.9	5.9	3.7	4.4	5.1	1.5	0.0	1.5	33.8
70代以上	68	26.5	23.5	13.2	17.6	16.2	19.1	8.8	11.8	11.8	7.4	4.4	10.3	0.0	5.9	1.5	5.9	2.9	4.4	4.4	1.5	23.5

Q15 市内の文化芸術に関する情報をどのような手段で手に入れていますか。主なものを選んでください。(MA)

全体では74.3%が情報を入手しており、その手段では「市報ちようふ」が59.7%と最も多くなっている。

年齢別でみると、年齢が下がるごとに「特に市内の情報は入手していない、わからない」の割合が上がっており、18～20代で50.0%と全体より多くなっている。

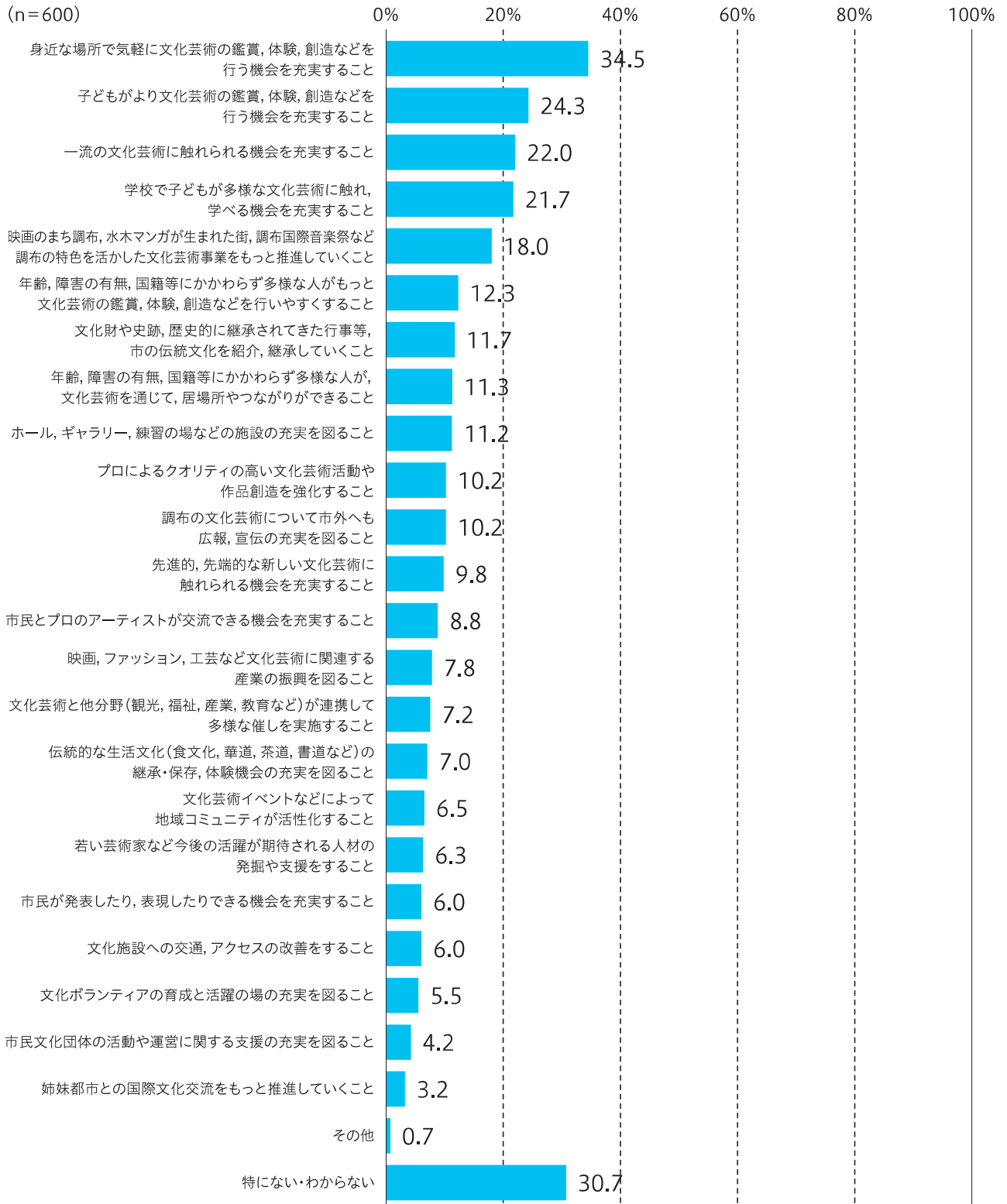


		市報ちようふ	調布市文化・コミュニティ振興財団報「ばれっと」	市のホームページ	施設等のパンフレット, チラシ, ポスター	電車・バスなどの車内広告, 駅のポスター	家族・友人・知人等からの口コミ, 誘い	調布市文化・コミュニティ振興財団のホームページ (グリーンホール, たづくり, せんがわ劇場のホームページ)	新聞・情報誌	市の公式以外のSNS	テレビ・ラジオ	市の公式SNS※	調布市文化・コミュニティ振興財団のSNS (グリーンホール, たづくり, せんがわ劇場のSNS)	調布市文化・コミュニティ振興財団以外の市内公立文化施設のホームページやSNS	メールマガジン	民間のチケット販売サイト	その他	特に市内の情報は入手していない, わからない	情報を入手している
n																			
全体	600	59.7	25.2	21.0	12.5	8.5	8.0	6.5	5.8	4.5	4.3	3.8	3.3	2.0	1.2	0.8	0.0	25.7	74.3
18～20代	16	25.0	6.3	6.3	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	6.3	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
30代	58	43.1	13.8	13.8	10.3	5.2	5.2	8.6	0.0	5.2	0.0	8.6	6.9	5.2	0.0	0.0	0.0	36.2	63.8
40代	132	50.0	24.2	14.4	9.8	12.9	7.6	9.8	3.8	6.1	5.3	3.8	4.5	0.8	0.0	0.8	0.0	28.0	72.0
50代	190	63.7	24.7	21.1	14.7	9.5	10.5	2.6	5.8	6.3	4.2	3.2	2.6	1.6	3.2	1.1	0.0	22.1	77.9
60代	136	63.2	27.2	28.7	12.5	7.4	6.6	6.6	11.0	2.9	7.4	3.7	2.9	2.9	0.0	0.7	0.0	26.5	73.5
70代以上	68	82.4	38.2	27.9	16.2	4.4	8.8	4.4	5.9	0.0	1.5	2.9	0.0	0.0	1.5	1.5	0.0	14.7	85.3

Q16 市の文化施策として、どのような内容を重視することが良いと思いますか。(MA)

全体では、「身近な場所で気軽に文化芸術の鑑賞，体験，創造などを行う機会を充実すること」が34.5%と最も多くなっている。

年齢別でみると，70代以上で「身近な場所で気軽に文化芸術の鑑賞，体験，創造などを行う機会を充実すること」が50.0%と全体より15.5ポイント多くなっている。



n		市民とプロのアーティストが交流できる機会を充実すること	先進的、先端的な新しい文化芸術に触れられる機会を充実すること	調布の文化芸術について市外へも広報、宣伝の充実を図ること	プロによるクオリティの高い文化芸術活動や作品創造を強化すること	ホール、ギャラリー、練習の場などの施設の充実を図ること	年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず多様な人が、文化芸術を通じて、居場所やつながりができること	文化財や史跡、歴史的に継承されてきた行事等、市の伝統文化を紹介、継承していくこと	年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず多様な人がもつと文化芸術の鑑賞、体験、創造などを行いやすくすること	映画のまち調布、水木マンガが生まれた街、調布国際音楽祭など調布の特色を活かした文化芸術事業をもつと推進していくこと	学校で子どもが多様な文化芸術に触れ、学べる機会を充実すること	一流の文化芸術に触れられる機会を充実すること	子どもがより文化芸術の鑑賞、体験、創造などを行う機会を充実すること	身近な場所できれいに文化芸術の鑑賞、体験、創造などを行う機会を充実すること
全体	600	34.5	24.3	22.0	21.7	18.0	12.3	11.7	11.3	11.2	10.2	10.2	9.8	8.8
18～20代	16	18.8	12.5	0.0	18.8	0.0	0.0	12.5	6.3	0.0	12.5	12.5	12.5	0.0
30代	58	25.9	31.0	15.5	17.2	17.2	12.1	6.9	6.9	10.3	10.3	6.9	5.2	15.5
40代	132	25.8	25.8	18.9	23.5	19.7	10.6	12.1	8.3	9.1	3.8	12.1	12.1	9.1
50代	190	37.9	21.1	18.9	20.5	20.0	12.6	12.6	11.1	9.5	10.5	7.4	7.9	8.4
60代	136	36.0	22.8	27.9	22.8	20.6	14.7	14.7	10.3	14.7	13.2	13.2	8.1	5.9
70代以上	68	50.0	30.9	35.3	23.5	8.8	13.2	5.9	25.0	16.2	14.7	10.3	17.6	11.8

n		特にない・わからない	その他	姉妹都市との国際文化交流をもつと推進していくこと	市民文化団体の活動や運営に関する支援の充実を図ること	文化ボランティアの育成と活躍の場の充実を図ること	文化施設への交通、アクセスの改善をすること	市民が発表したり、表現したりできる機会を充実すること	若い芸術家など今後の活躍が期待される人材の発掘や支援をすること	文化芸術イベントなどによって地域コミュニティが活性化すること	伝統的な生活文化の継承・保存、体験機会の充実を図ること	文化芸術と他分野（観光、福祉、産業、教育など）が連携して多様な催しを実施すること	映画、ファッション、工芸など文化芸術に関連する産業の振興を図ること
全体	600	7.8	7.2	7.0	6.5	6.3	6.0	6.0	5.5	4.2	3.2	0.7	30.7
18～20代	16	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	0.0	0.0	37.5
30代	58	1.7	1.7	12.1	3.4	12.1	8.6	5.2	5.2	1.7	3.4	1.7	36.2
40代	132	7.6	5.3	9.8	7.6	6.8	5.3	7.6	2.3	3.0	4.5	0.0	29.5
50代	190	10.5	6.3	4.7	6.8	5.8	6.3	7.4	5.8	3.2	3.2	0.5	30.0
60代	136	8.1	13.2	8.1	8.8	3.7	5.9	2.9	3.7	5.9	2.2	0.7	33.1
70代以上	68	7.4	7.4	2.9	2.9	7.4	5.9	7.4	14.7	7.4	2.9	1.5	23.5

4. 市内文化団体等ヒアリング調査

調査概要

■調査の目的

市内で文化的な事業などの取組を行っている様々な分野の団体について現状を把握し、「調布市文化芸術推進ビジョン」策定のための基礎資料とすることを目的に実施

■調査の対象

調布市内で文化的な事業などの取組を行っている団体・企業

■調査の期間

令和6年8月22日～

■調査の手法

対面またはオンラインでヒアリングを実施

文化団体

1

NPO法人 調布市民オペラ振興会

平成3年にオペラを上演する任意団体として発足。平成15年にNPO法人の認可を受ける。

市民オペラの企画・公演を中心に、ガラコンサートの公演や調布市近郊の音楽行事、イベントへ参加している。

令和6年現在は正会員50名程度で活動し、オペラ上演の際はプロの音楽家や、近隣の都県からも多数参加している。



2

調布市文化協会

文化芸術の発信と振興を通し、加盟団体の発展と相互の連絡・調整を図り、市民の心の豊かさの向上を目的として発足。

多様な文化芸術の20団体が加盟し、会員数は約2000名。

調布市民文化祭の企画・運営、実技講座、研修交流、姉妹都市交流、文化協会広報誌の発行など、活動は多岐に渡る。



3

近藤勇と新選組の会

近藤勇の生誕の地である調布市（上石原）をもっと沢山の方々に知ってもらいたいと『近藤勇と新選組の会』を立ち上げた。

日本で唯一の近藤勇座像は、当会の募った会員、市民、檀家、ファンの皆様からの寄附金のみで作成し、西光寺に建立した。以後毎年近藤勇生誕祭を開催し、近年は地元の近藤勇生誕地まつり実行委員会と共催している。



映画・映像業界の有識者

4

調布市郷土芸能
祭ばやし保存会

昭和31年に設立される。設立当時は8チームであったが、現在では10チームとなっている。

「調布の祭ばやし」は幕末から明治の初期に伝えられたと考えられ、現在は市指定無形民俗文化財に指定されている。昭和33年に「調布市郷土芸能祭ばやし保存大会」の第1回大会が調布駅南口広場にて開催された。保存大会では、市内各地のチームが集まり、日ごろの練習成果を披露している。



5

映画のまち調布
シネマフェスティバル2025
実行委員会

毎年2月に開催される「映画のまち調布 シネマフェスティバル」の企画に当たり、市内映画・映像関連企業及び専門家の意見、「映画のまち調布」ならではの事業を実施することを目的に設置される。

調布シネマフェスティバルは主に市民による投票でノミネートされた作品の中から、全国的にも珍しい技術賞（撮影賞，照明賞，録音賞，美術賞，編集賞）を授与する「映画のまち調布賞」等を実施している。



6

NPO法人 ちょうふこどもネット

中・高校生世代が「安心安全」に過ごすことができる第三の居場所施設である「調布市青少年ステーションCAPS」を運営。

CAPSは平成15年に調布市によって開設され、平成19年より当法人に運営が委託された。他に調布市立緑ヶ丘児童館や調布市観光案内所「ぬくもりステーション」の運営や地域活動も行っている。



7

調布市立第六中学校

昭和49年に開校し、令和6年度に創立50周年を迎えた。現在は、人権教育、インクルーシブ教育、キャリア教育に重点を置き、教育活動を推進している。

また、市の研究推進校であり、令和6年度からの研究テーマ「まなびの森」プロジェクトを実施している。その拠点である教室(MORIルーム)は、木のぬくもりが感じられる明るい森のような空間であり、生徒が演奏できるピアノも設置され、創造的な環境を整え、多様な学びのための授業を探究している。



8

桐朋学園大学

音楽部門は、昭和23年に市ヶ谷に開設された「子供のための音楽教室」を礎としている。大学としては、昭和30年に桐朋学園短期大学が創立されて以来発展を続ける。また、日本初の芸術系の独立大学院である桐朋学園大学院大学の富山市での開学や、ディプロマ・コースの開設など、学校法人桐朋学園の一翼を担っている。

現在は桐朋学園オーケストラを始め、多くの学生、卒業生が世界で活躍している。

調布市と平成16年に相互友好協力協定を締結



福祉作業所・特例子会社

9

社会福祉法人調布を耕す会
しごと場大好き

無認可作業所「しごと場大好き」を立ち上げるため平成4年に発足。平成15年には社会福祉法人の認定を受ける。現在はいしごと場大好き国領、カフェ大好き、2つのグループホーム等を併せて運営している。

毎年地域交流の目的で餅つき会や大好き市などを開催する。また、発足以来、隔月の会報、年1回の年次レポートを1度も休まず発行している。調布市パラアート展参加団体



10

アフラック・ハートフル・サービス株式会社

アフラック生命保険株式会社の特定子会社として平成21年に設立。社員数152名のうち、障害者従業員120名。(令和6年4月1日現在)

業務の1つとしてアート業務があり、社員が描いた作品が、アフラックのオフィス空間を彩っているほか、お客様向けメッセージカードにも添えられるなど、障害者の活躍を広く社会に伝えている。調布市パラアート展参加団体



国際交流

11

国際交流センター
(CIFA)

市民が担い手となり国際交流を進める場として平成6年、国際交流協会が発足。令和6年4月1日より国際交流センターと名称を変更し、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団が運営。日本語教室、国際理解や異文化理解のための講座・講演会、交流事業などを行う。CIFAでの活動は会員制で、会員数は日本人205人、外国人133人(令和6年4月1日現在)



調査結果まとめ

ヒアリングで各団体からいただいたご意見等を抜粋して以下にまとめました。

1 活動状況

①会員数・利用者数等

- 現在の会員数は多い時期の15%程度である。
- 年間利用者は、コロナの影響で落ち込んだ。今はだいぶ戻ってきている。
- 各団体の会員が不足しているので、アピールの機会になる実技講習の実施を希望する団体が増えている。実技講座の参加者は講座によっても異なる。子どもから高齢者、外国人もいる。
- 加盟を外れる理由は、会員の高齢化に伴う会員減少が多い。夜間の会議参加や準備などに協力する時間と体力がなくなっていくのが理由。新しく加盟する団体は少ない。
- 若者が入らないため、会員の平均年齢は上がっている。
- どの団体も年齢層は高齢化している。

②コロナ禍による影響

- コロナの際は2年間、主要事業は休止となっていた。
- ファン同士や講演の先生を含めた交流会は、現在もコロナの影響もあり未実施となっている。
- 障害者アートの先生から指導方法を習っていたが、コロナにより中止となった。そのため、コロナ以降はスタッフのみで指導方法を模索しながら、指導を行っている。
- コロナで完全に活動をやめていた団体の中には、休止していた間に子どもが成長し活動に来なくなってしまったところもある。

③活動の変化

- 以前は市内でパレードを実施していたが、現在は財政面から実施できていない。
- 施設は高校の軽音部の生徒やダンス部の生徒、ストリートダンサーの利用が多く、中にはプロダンサーを目指す子たちもいたが、最近は個人練習でスキルアップのためというより、勉強の息抜きなどのレクリエーション目的での使用が多い。
- アニメ好きの利用者が増え、物作りより絵を描く子が多くなっている。高校の服飾科の生徒が衣装を作りに来ることもある。
- サブカルチャー系事業（アニメ、ゲームのコンテンツ、声優関連など）も、人気は限定的ではあるが、ずっと要望はある。大勢からの人気を得られるものではないが、カラオケなどにすると裾野を広げられるのではないかと考え、ボカロ縛りのカラオケ大会を実施してみた。

2 子どもへの対応

①活動継続に向けて

- 事業の一つでは、今年度から「子どもコーナー」を設置する。毎年秋の開催を恒例にするなどして、地

元の子どもたちに活動をつないでいきたい。

- 小学生から高校生を対象に、事業の一部に招待している。将来的に会員、団員になることや、来場者となることを期待している。そのため、教育委員会にも後援をお願いしている。
- 子どもにはチケット代を割引価格で提供している。
- 子ども向けのワークショップを実施し、作成した作品を事業内で発表している。

②ニーズへの対応

- 今の中高生の興味に合わせて我々も新たに反映する必要があり、また、情報や機材なども新しくしないといけないが、どれだけ事業の需要があるかは未知のところもある。興味関心を子どもたちからヒアリングしているが、学校で流行っているものが、当該施設で流行るものでもないのが難しい。
- 講師等と呼ぶ際には、利用者からの希望があれば、それをもとに協議する。現在はニーズに応えていこうと動いているところである。ドラムの講座の需要が非常に高い。

3 障害者への対応

①支援のあり方

- 身体的な障害のある利用者は少なく、軽度の知的障害の利用者は在籍している。障害のある利用者へのサポートは、必要であれば対応している。
- チケット代は割引価格で提供している。
- 事前申告があれば、補助を含めて対応している。席までの案内は、ボランティアや受付を依頼している会社のスタッフが行う。障害者等への対応サポートに関する研修については、実施できていない。
- 障害のある子どもの利用もあるが、基本的には「一人で居られる」ことが利用条件なので、常時介助が必要な子の利用はほとんどない。付き添いの方が来ても良いが、大人が来る環境になっていないので、施設を見に来てでも、継続しなかったということはある。
- 軽度の知的障害や発達障害のある利用者は、他の利用者と同じ立場で過ごすことを望んでいると感じる。特別支援学級に通っていることを、あえて隠している子もいる。

②他団体との連携

- 発達障害があり、他の利用者とうまくいかなかったり、家庭でも問題がある利用者については、子ども家庭支援センターや市内の他の専門機関と連携、相談をしながら、利用者が過ごせるように対応している。
- 子どもの事業見学の際に、特別支援学級や特別支援学校の生徒が来るという話は聞いていないが、連携等により、障害者の方にも芸術に親しんでもらえるような何かができると良い。
- 作成した絵などをイベントで展示したり、市内の美術教室の人とともに作品をSNSで発信したりなど、作品を見せる機会は広がりつつある。

③文化芸術が及ぼす影響

- 音楽の時間を週一で確保しており、職員の伴奏で、歌を歌うなどしている。その他、隔月で音楽療法を実施している。表情や気持ちの発し方に影響が見られ、楽しんでいる様子である。
- 絵を描くことが、一番集中力が高まるようである。普段走り回っているような方も絵を描き始めるとそこから離れなくなるなど影響がある。絵の題材については自由で、ヒントや題材を出すこともあるが、

出しすぎないようにしている。

- 2時間の映画上映を見られるかは半分程度である。コンサートを実施する際は、休憩込みで1.5時間あるがその間は最後まで鑑賞している。
- 作品を事務所内で展示することで、お客様とのコミュニケーションが生まれることや、障害理解などにもつながっている。

4 地域・他施設との連携

①市や地域の団体等との連携

- 地区まちづくり協議会との共同開催にてメイン事業を実施している。団体の会員の高齢化等により単独実施が難しくなったため、地元の自治会としても地区を盛り上げるために協力している（該当事業は東京都の「地域の底力発展事業助成」を利用申請）。
- 地域により貢献していこうということで、市の地区協議会に参加したりその代表となり、会議や地域の活動も支援している。
- 財団と連携し年2～3回のコンサート、市内の病院で年4回程度コンサートを行っている。そういう意味では、地域連携はかなりやっていると思う。

②地域のイベント等への参加・連携

- 「民間の特徴を生かした運営を」という市からの要望を受け、地域と一緒に活動を作り上げようとの想いから、中高校生を地域イベントに引率して地域交流をしたり、国際交流センターに登録している外国人と交流したりするなどしてきた。
- 活動を知ってもらうほか、表現の場を作ることを目的に、市内全域での大きなイベントに参加している。地域福祉センターの地域交流事業での司会や踊りへの参加、模擬店出店、盆踊りでのゲームブース出店、調布チャリティーウォークのお手伝いやブース出展などを実施している。
- 調布市パラアート展に参加している。もともと調布市福祉作業所等連絡会の活動が活発で、アートの発表なども行っていた。市からパラアート展の話が来た時、調布ならではのものをやりたいということと一緒にやり始めた。思っていたより描いた本人が作品を見に行っている。自分の作った作品が飾ってあることがうれしいようだ。

③学校との連携

- 学校とは連携している。ただし、市内全域との連携は難しいので、近隣にある中学校2校に、毎月広報紙を届けつつ、利用者で気になる子がいたら情報共有をしたり、その学校の先生と関係性を作ったりしている。先生が施設に寄ることもある。
- 各加盟団体は、小学校に行き行って教えるなど、積極的に学校と連携している。
- 学校などへのアウトリーチは実施できておらず、そのような場所・機会は広げていきたい。相手との間をつなぐ支援団体等があるとありがたい。
- 音楽連盟や、地域の電通大の音楽サークルとは連携している。その他の大学とも、学生のニーズや、地域連携を踏まえて、関係を深めていきたい。
- 桐朋学園大学の文化祭に参加して売店を出しているほか、毎年大学生が実習やサマーボランティアで来るなど、大学との連携はある。
- 共同展示を、パルコやトリエなど市内の商業施設で行うなどしている。

④企業との連携

- 文化事業に貢献する意思のある企業10数社からの援助をいただいている。
- 地域連携のなかで企業との連携は今まであまり考えてこなかったが、今後は企業に働きかけていくことも検討すべきかもしれない。
- 近隣の会社との見学会や情報交換を実施している。

5 課題

①高齢化・後継者不足・新規活動者獲得の難しさ

- 会員の高齢化，新規入会者がおらず若者への承継ができていないことなどが課題である。また，参加者の高齢化により，活動が制限されることもある。
- 子ども・若者へ継承していきたいが，テレビなどをきっかけにしたブームなどが過ぎると参加しなくなってしまう。
- 団体の高齢化が課題。若い人たちには，人とのつながりやボランティア活動の精神をなかなか理解していただけない。つながりありきの文化活動の中でみんなで盛り上げていく必要性を，ある程度の年齢の方々は理解してくれているが，若い方たちは負担に感じるので，団体に所属せずその場限りという方向性になるのではないかな。
- 昔からの地元の人が少なくなっており，いま残っている地元の人にいろいろな役割が集中してしまう。
- 若い人がいないので，活動をPRするにあたって，適切なツール（オンライン等）を使うことができない（方法がわからない）。
- 事務局に在籍している役員は全員がボランティアで，交通費程度の支給。役員のなり手がいないことは大きな課題である。また，若い方は忙しくて役員をする時間がない。
- 40代，50代の方も，平日は仕事以外に時間を取れず，土曜日も家族サービスなどがあるため，参加が難しい面があるが，色々な世代・ビジネス経験者が集まることで，事業を運営していくうえで経験を生かしていけるのではないかな。
- 現代の子どもに，芸能を口伝だけで教えるのは難しくなってきた。

②障害者への対応

- 障害のある子たちのために特別な時間帯やスペースを作ることについては，需要があるなら考えるべきとは思いますが，施設の目的・用途を考えると難しい。基本的には他の利用者と同様に使ってもらうことになる。
- 障害のある方については，一定人数で障害に応じた練習をしてもらうのがいいと思うが，その場合は専門家などの人材が複数人必要になるため，実現するのは難しい。

③外国人への対応

- 在住外国人が市の文化芸術イベントに参加したという声は，これまであまり聞いたことがない。在住外国人に向けた鑑賞サポートはやっているが，参加にあまりつながっていない。学習での利用者に都度イベントの案内をしているが，市の文化施設は学習する場所で，文化芸術イベントに参加したり鑑賞したりする場所という意識が薄いため，その意識を変えるところから始める必要がある。
- 課題は，子どもも含めた在住外国人のニーズ把握である。利用者以外のニーズがあまり把握しきれて

いない部分があるので、そこも把握した上で事業展開することが必要ではないかと考えているが、利用者以外とつながるルートが今はない状態である。

- 外国人コミュニティやそのキーパーソンに対して、SNS等を用いて接点を広げていきたいが、そこまでできていない。

④財政面

- 多額の事業費が必要となるため、会費やチケット収入だけでは賄えない。収益事業ではないが、会員だけで負担できる程度の金額ではない。
- 以前は会報を出していたが、現在は出せていない。
- 活動の継続には、活動を理解し、出資してくれる方が必要である。
- 課題は財政面。道具も以前より2割ぐらい高くなっている。
- 大きな道具を置く場所を確保するのが難しく、個人が努力しても長くても20～30年くらいしか継続できない。

6 今後の方向性

①高齢化・会員数減少への対策

- 団体や活動のPRをしていくしかない。
- 加盟団体の方々の生きがいにもなるような活動の場を提供できるようにという意識でやっていきたい。

②子どもへのアプローチ

- 時代が変わると若者のニーズが変わり、新しい技術が出てくるので、今はeスポーツに力を入れようと考えている。ゆくゆくは大会に出ることを目標にしていきたい。
- 今の中高校生は、以前に比べると習い事や塾で忙しく、中学生はまだ家庭のルールなどが厳しい場合もある。それぞれの家庭の事情まではわかっていないが、利用登録促進に向け、アンケートを実施して、把握をしたいと考えている。
- 子どもたちへのアプローチの仕方として、学校へのアプローチがある。例えば、市や財団、教育委員会を通すことによって各小中学校への流れが一つ作れるのではないかと。教育委員会からも、できるだけ現場に参加してほしいという話はあるが、まだ具体的ではない。学校からお話があれば前向きに思っている。
- 子ども向け教室の開催を考えている。これをきっかけに、活動への参加者や観客として来場する人が増え、活動への支援につながるのではないかと。

③外国人対応

- 会員制度も含めて見直しが必要な部分もあるので、都度ボランティアとも協議しながら、改变していければと考えている。
- 市民文化祭や調布よさこいへの参加は継続していくのはもちろん、通訳翻訳対応できる映画上映会や演劇を定期的に財団が実施しているので、そのようなコンテンツを使って日本人と外国人がコミュニケーションを図るツールの一つとして、何か提供できないかと考えている。

④地域連携

- 地域とのコミュニケーションをとっていききたい。市と電気通信大学、桐朋学園は連携しているが、当団体はその2校と連携していない。
- 学校側としては調布市にあるからこそ色々やりたいと思っている。ただし、何か実施するには人によるところが大きく、行政側も学校側もお互いの窓口がとても大事になってくる。

7 市内の文化的な環境を充実させるために

①市の事業について

- 調布市として、大きな象徴になるものがない。そういうものを育てたらよいのではないかな。ふるさと祭りを復活させたい。
- 市や財団が（アウトリーチや地域連携などの）中間的な繋ぎ役のような形で入っていただくと、活動をさらに広げていけるのではないかな。
- メニューは沢山あるが、整理し、コンセプトを立てる時期に来ている気はしている。
- つながっていることがもっと見えるようになると更に良い。産業振興課、文化生涯学習課、財団、図書館など、多部署が連携して実施しているイベントがあるのは一つの特徴だと思う。
- 計画を作っても、それをどう市民とコーディネートしていくか。誰が実際に動かしていくか、様々な主体とリレーションをどう築いていくのか、そのリレーションをどう継続していくのかが非常に重要である。行政の中に、色々なセクションとネットワークを持ち、それを有機的に回せるような仕組みがあるといい。
- お祭りなどイベントで人を集めるには屋台が必要だが、それが規制されると盛り上がり欠けてしまう。ふるさと祭を復活させるのも一つの手ではないかな。

②活動場所の充実

- 練習する場所がない。練習できる施設を増やしてほしい。
- もっと稽古場が必要である。

③子どもへのアプローチ

- 鑑賞や活動の機会を増やして、若い人を育成していく。子どもの習得スピードはとても早い。
- 今はタブレットや携帯で世界中の有名な文化芸術を無料で鑑賞できる。基本的な価値観の蓄積や構造が、過去の生の鑑賞体験に基づかないものが基準になっている。そういう若い人たちにいかに生の文化芸術体験をしてもらい、最終的には、調布に住んで、いかに豊かな人生が送れるものを提供できるか。
- 子どもの頃から生の文化芸術に触れるチャンスを作らないと、文化は育っていかない。学校の現場の先生は忙しくて対応が難しく、アウトリーチなどは教育委員会とタイアップしないと実施は困難。どうすれば文化が育っていくのかをきちんと議論したほうがいい。
- お金がかからず、ハードルが高く感じないものを作る。自分たちのまちの中でふらっといける、子どもが演奏会などに慣れるような場を作ってあげるのも大事。それは民間ではできない。どのような環境の子どもでも触れられるようにし、子どもの時の単純な興味による原体験になるようなものを作ってあげるのとは大事なことはないかな。

④障害者への支援

- 鑑賞の際は，知的障害の方にも見やすいサポートがあると良い。本格的な美術館も良いが，身近なところでそういう機会があると参加しやすい。
- 障害者と美術館等に出かけると，見るだけの作品は見ずに素通りすることが多いため，できれば触ったり直接触れられたりするものがあると良い。

⑤財政的支援

- 財政的に，これから何か新しくやろうと思った場合に予算がないので，何かしらの方法で確保する必要がある。

【参考】ヒアリング対象の利用者アンケート

調布市立第六中学校生徒

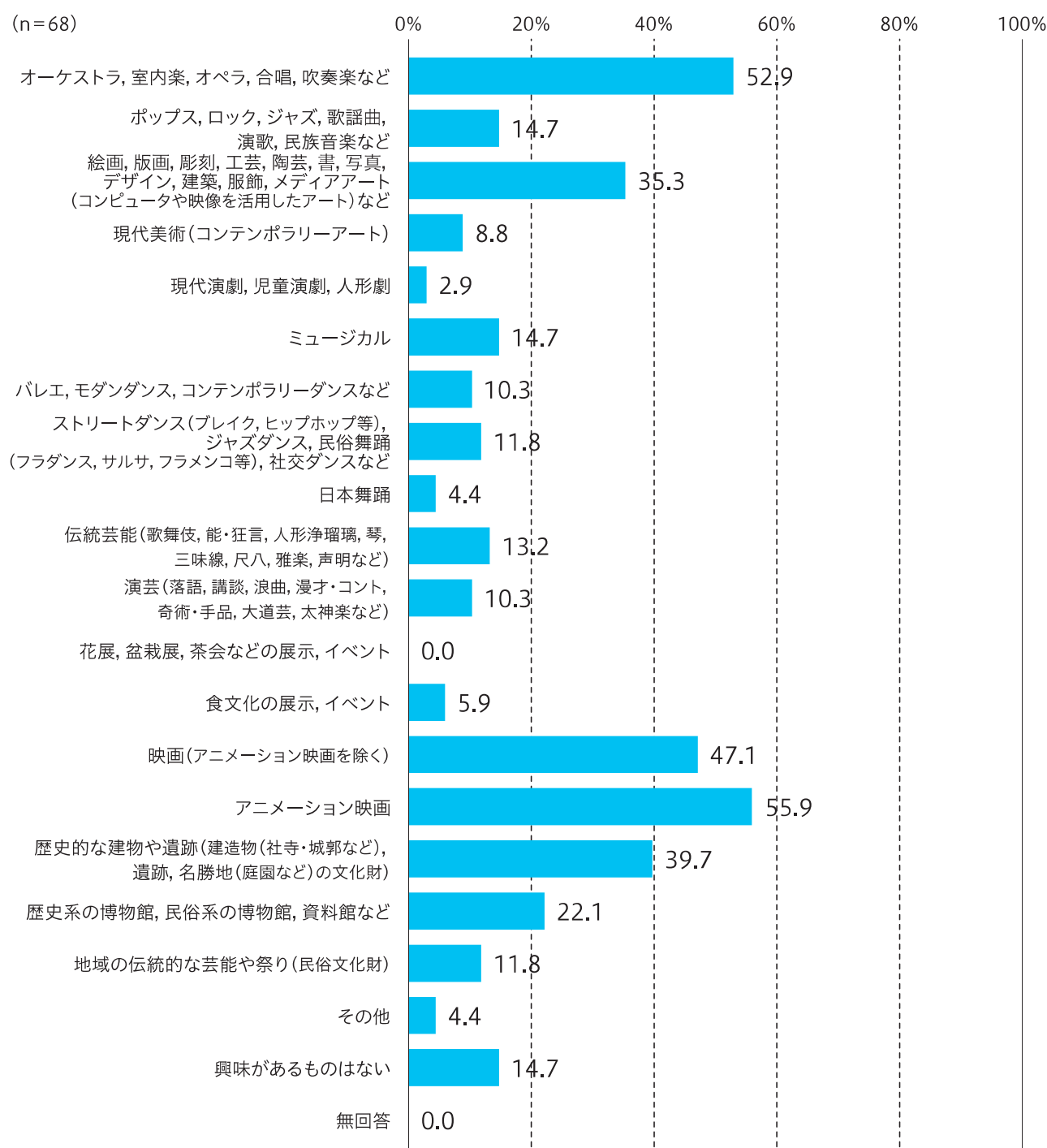
調査対象：調布市立第六中学校生徒

調査方法：ウェブフォームにて実施

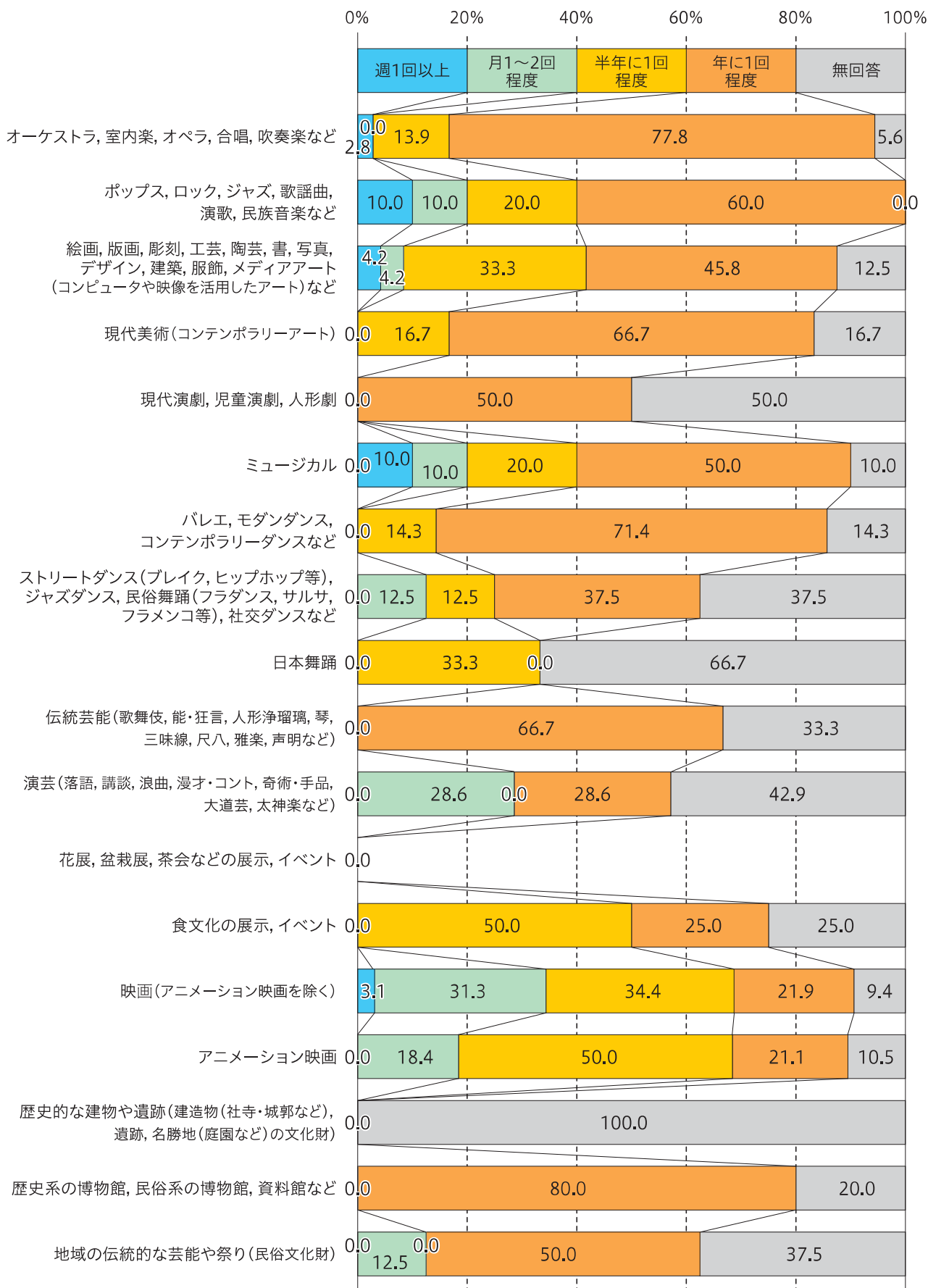
調査時期：令和6年9月

有効回収数：68人

問1 あなたは、これまでに以下の文化芸術の鑑賞をしたことはありますか。

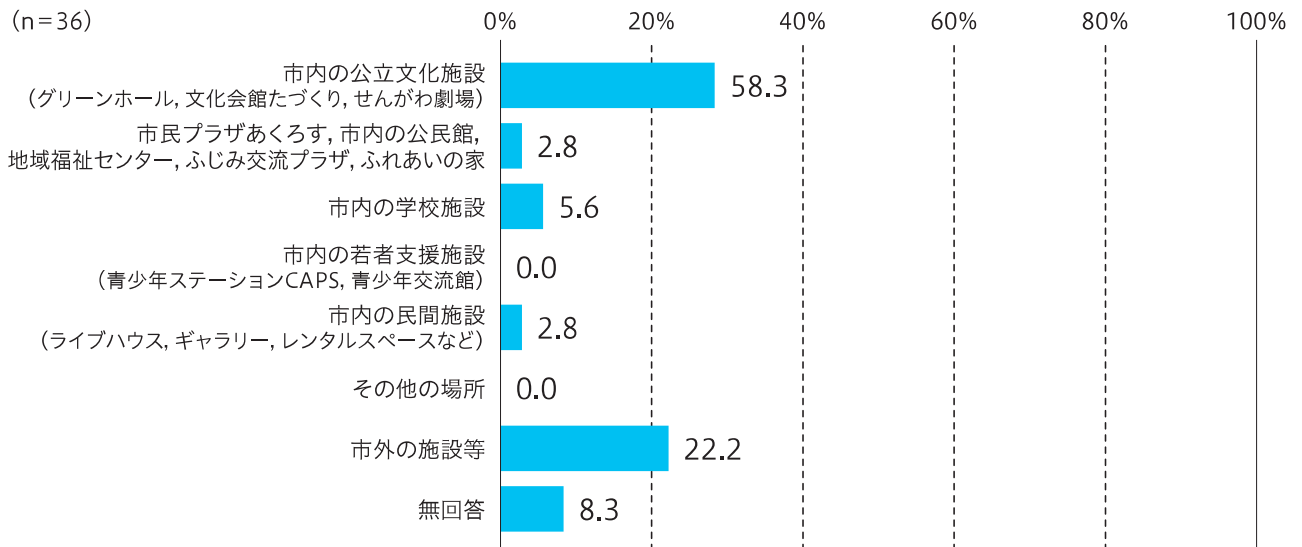


問1-1 どのくらいの頻度で鑑賞しましたか。

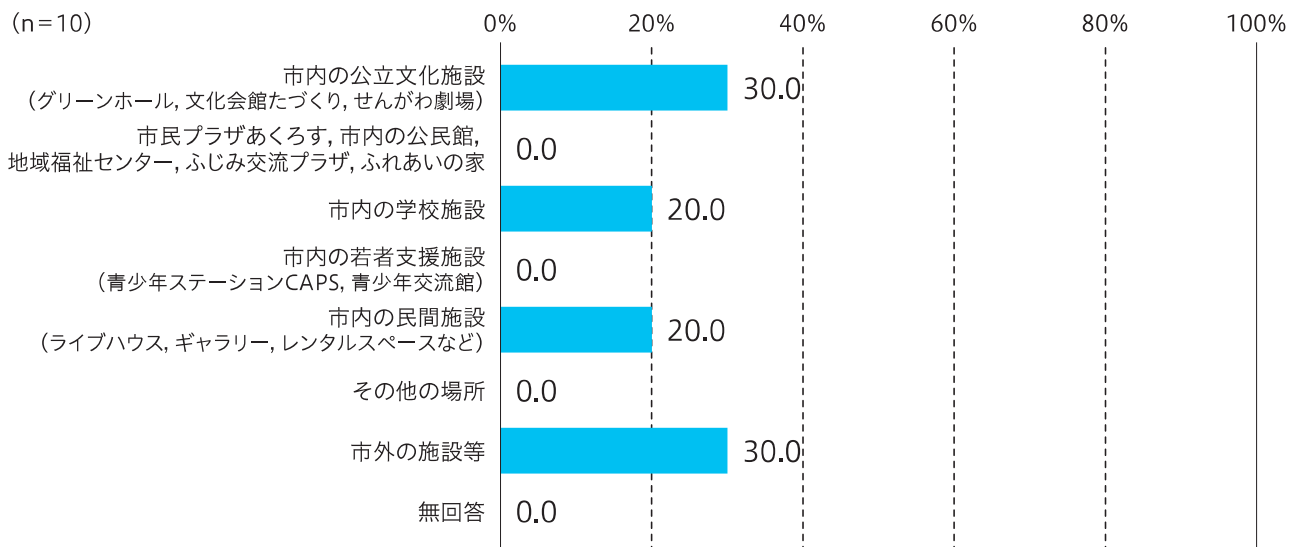


問1-2 鑑賞をした場所はどこですか。

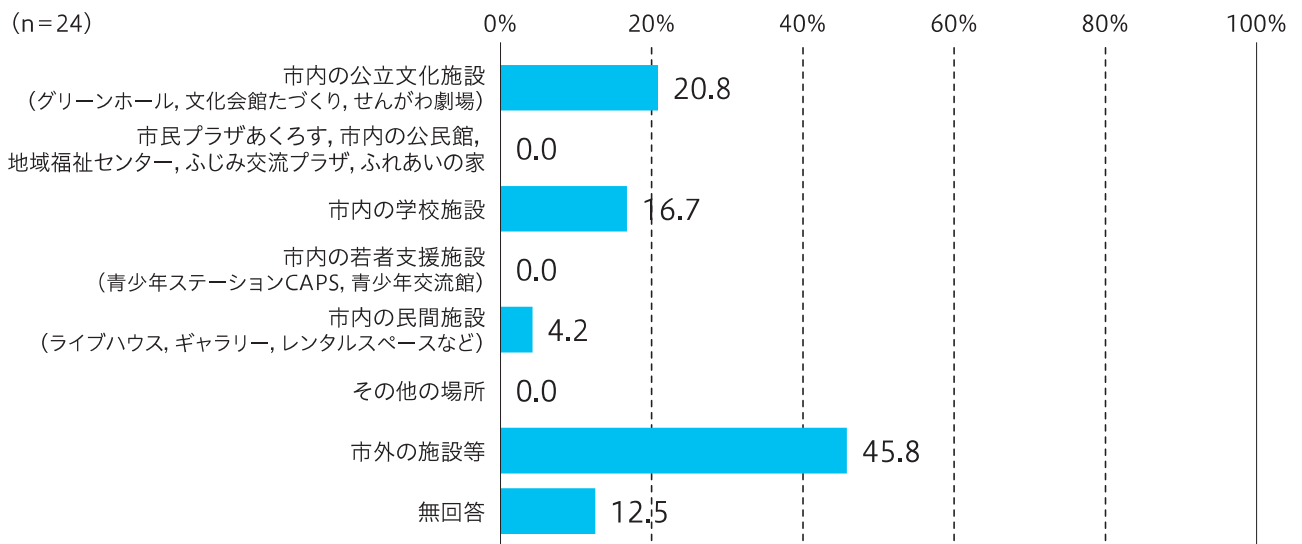
① オーケストラ, 室内楽, オペラ, 合唱, 吹奏楽など



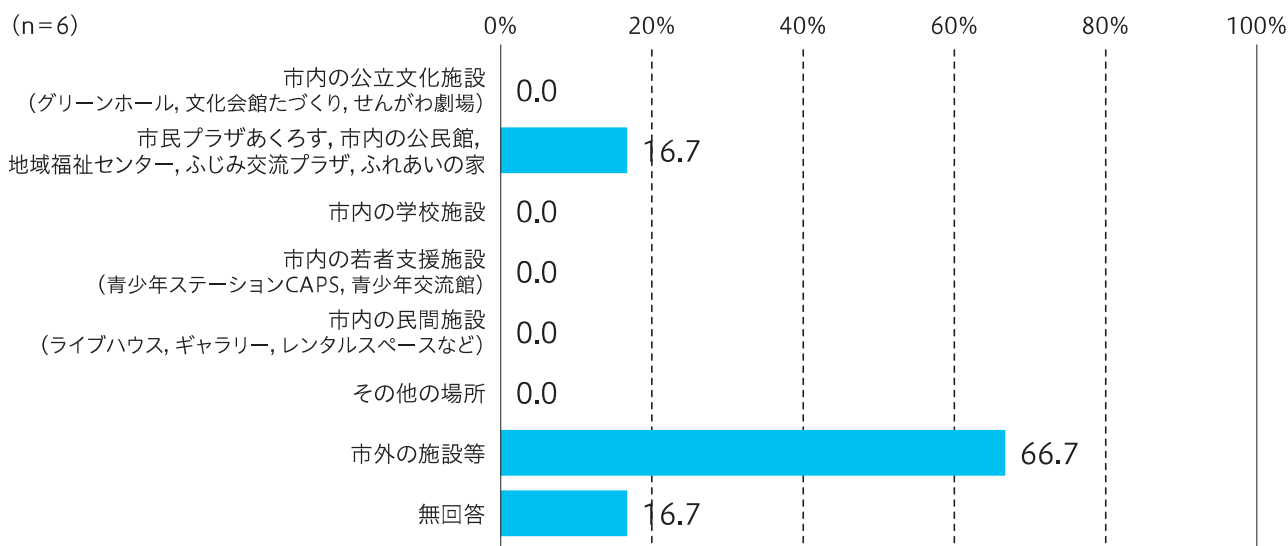
② ポップス, ロック, ジャズ, 歌謡曲, 演歌, 民族音楽など



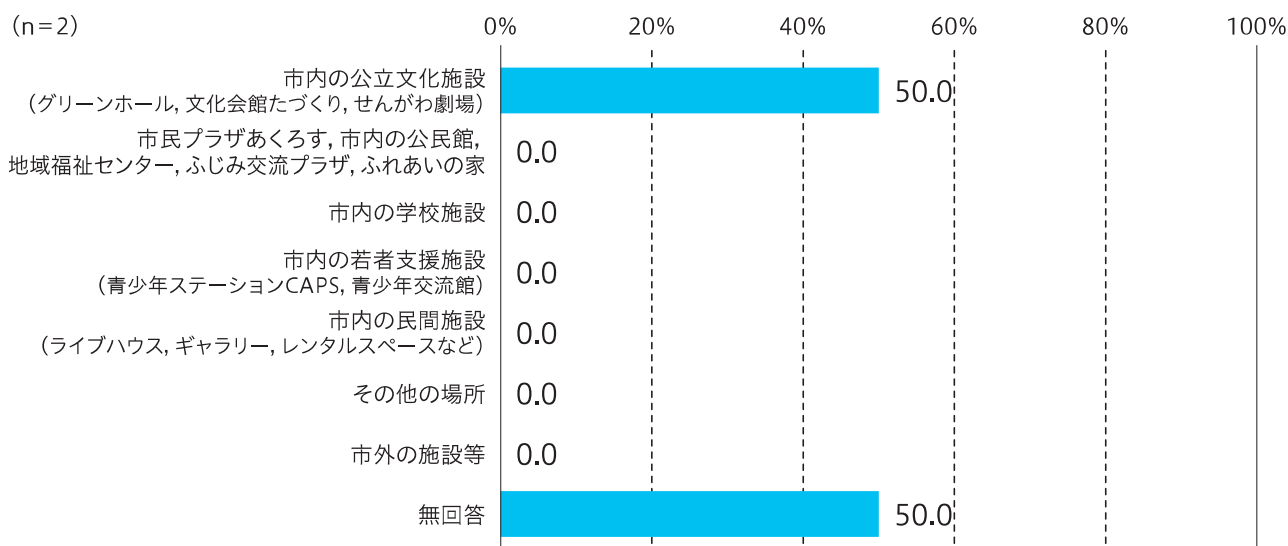
③ 絵画, 版画, 彫刻, 工芸, 陶芸, 書, 写真, デザイン, 建築, 服飾, メディアアート(コンピュータや映像を活用したアート)など



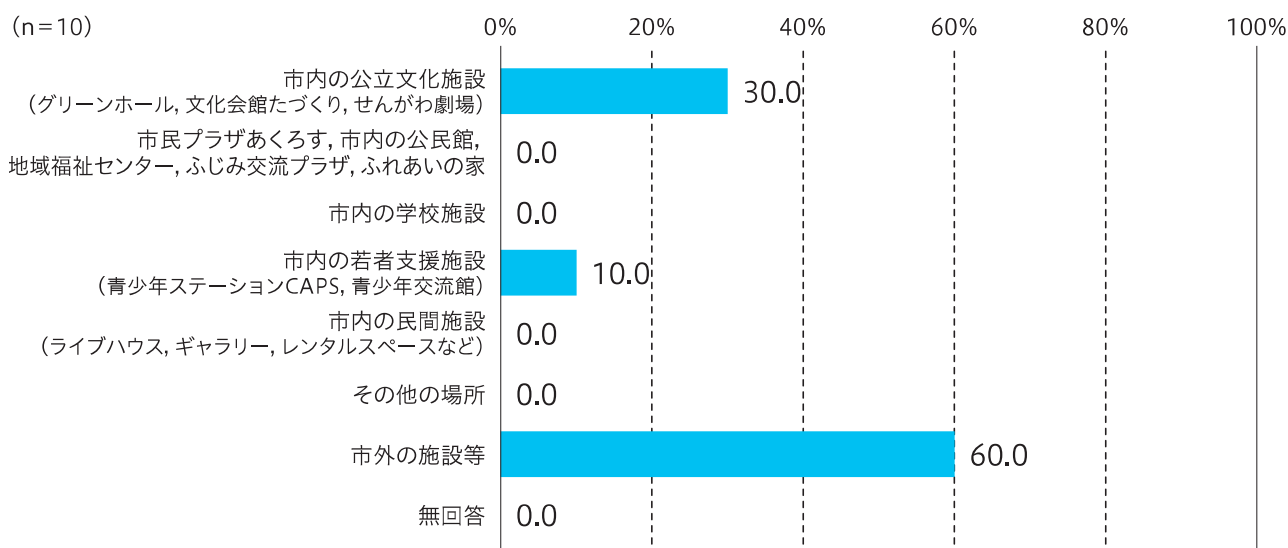
④ 現代美術(コンテンポラリーアート)



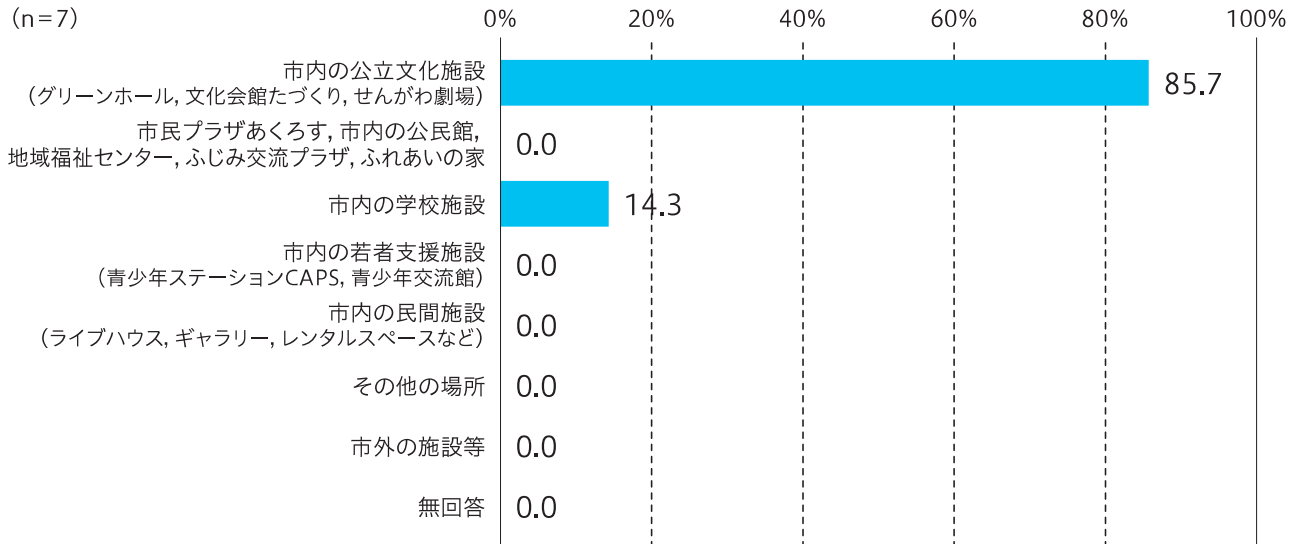
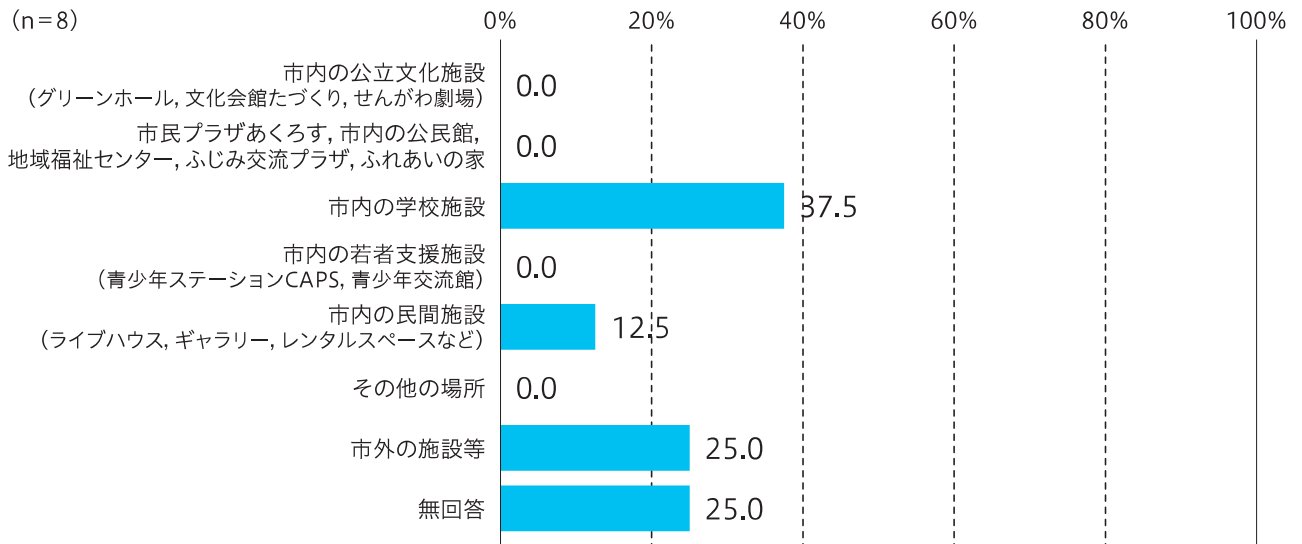
⑤ 現代演劇, 児童演劇, 人形劇



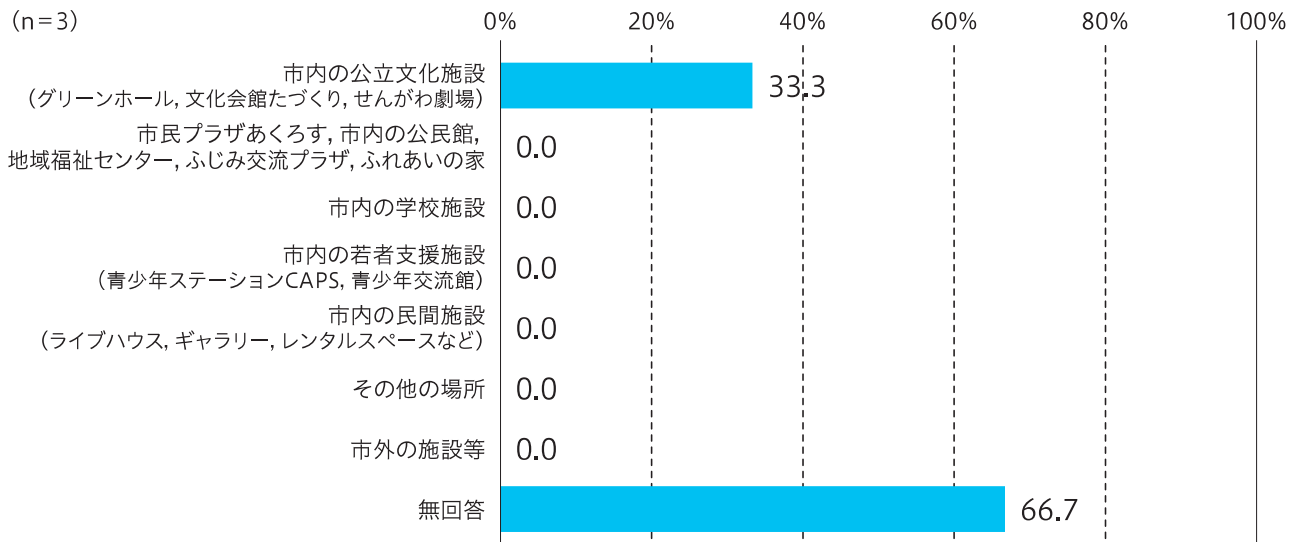
⑥ ミュージカル



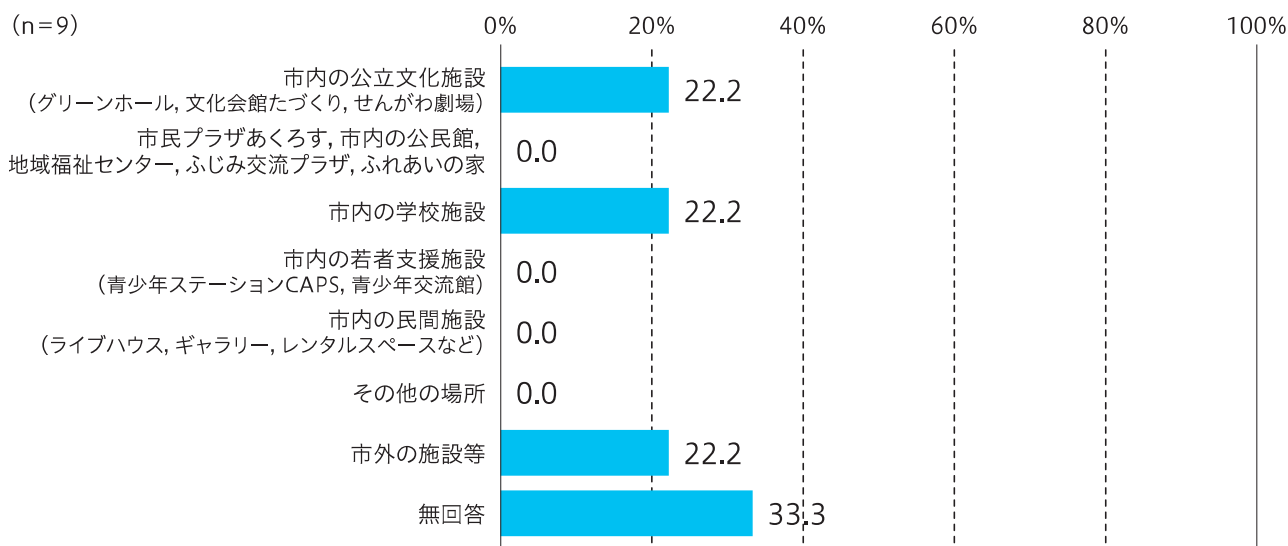
⑦ バレエ, モダンダンス, コンテンポラリーダンスなど

⑧ ストリートダンス(ブレイク, ヒップホップ等), ジャズダンス,
民俗舞踊(フラダンス, サルサ, フラメンコ等), 社交ダンスなど

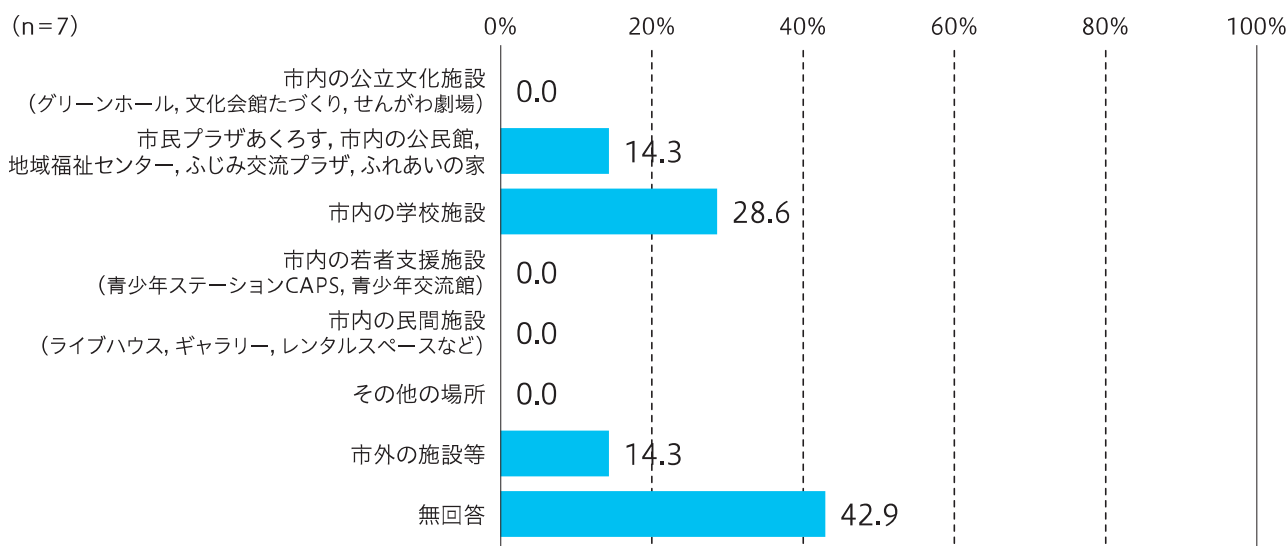
⑨ 日本舞踊



⑩ 伝統芸能(歌舞伎, 能・狂言, 人形浄瑠璃, 琴, 三味線, 尺八, 雅楽, 声明など)



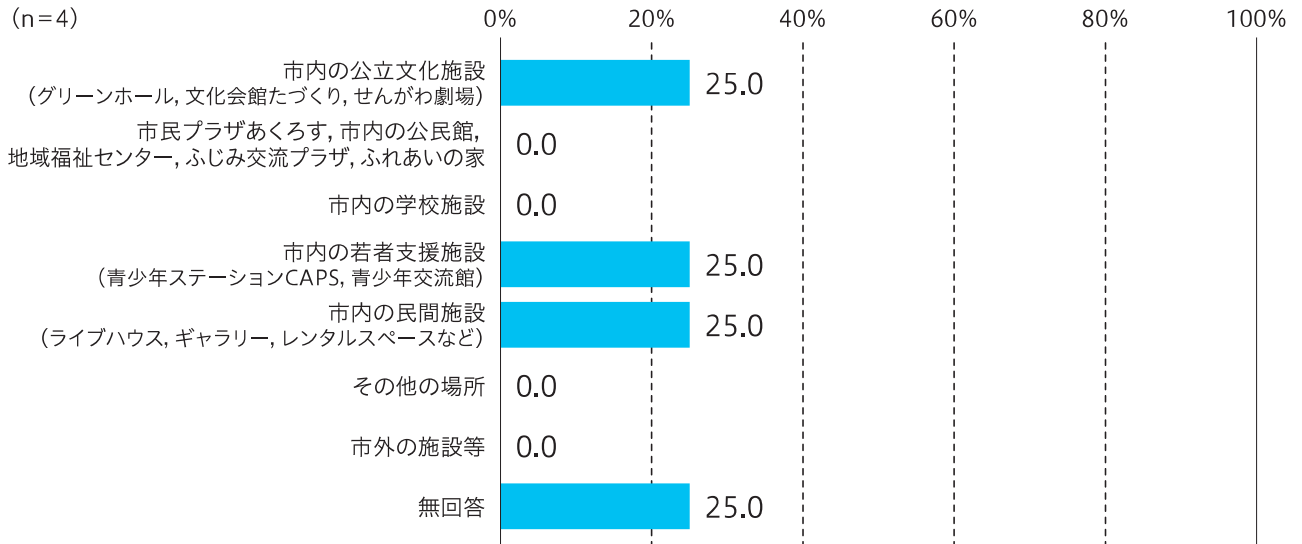
⑪ 演芸(落語, 講談, 浪曲, 漫才・コント, 奇術・手品, 大道芸, 太神楽など)



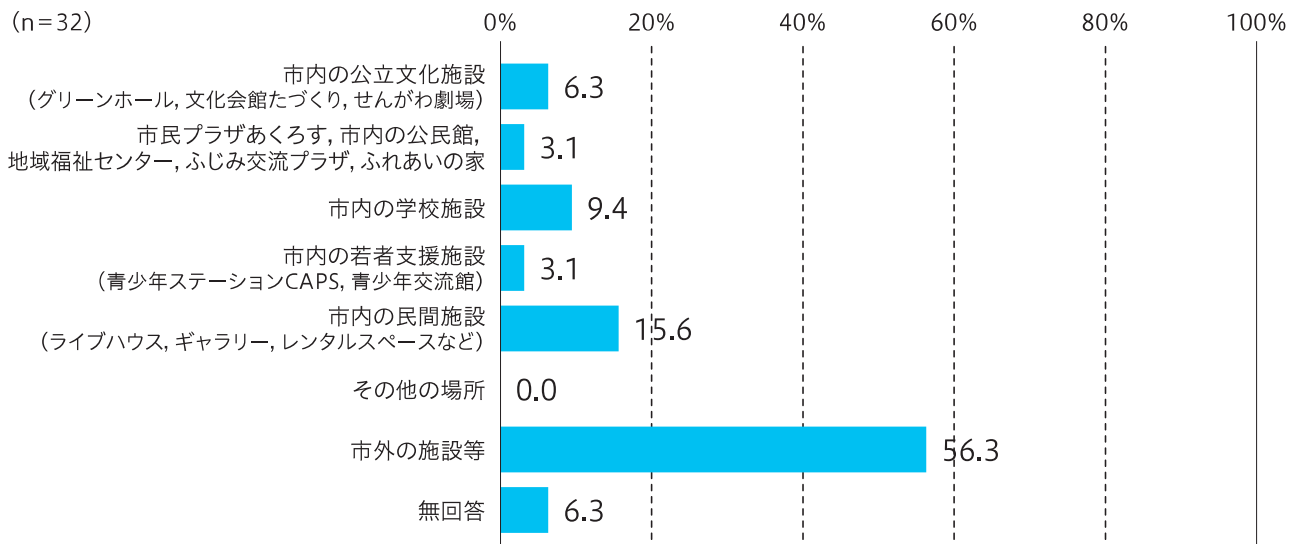
⑫ 花展, 盆栽展, 茶会などの展示, イベント

※回答なし

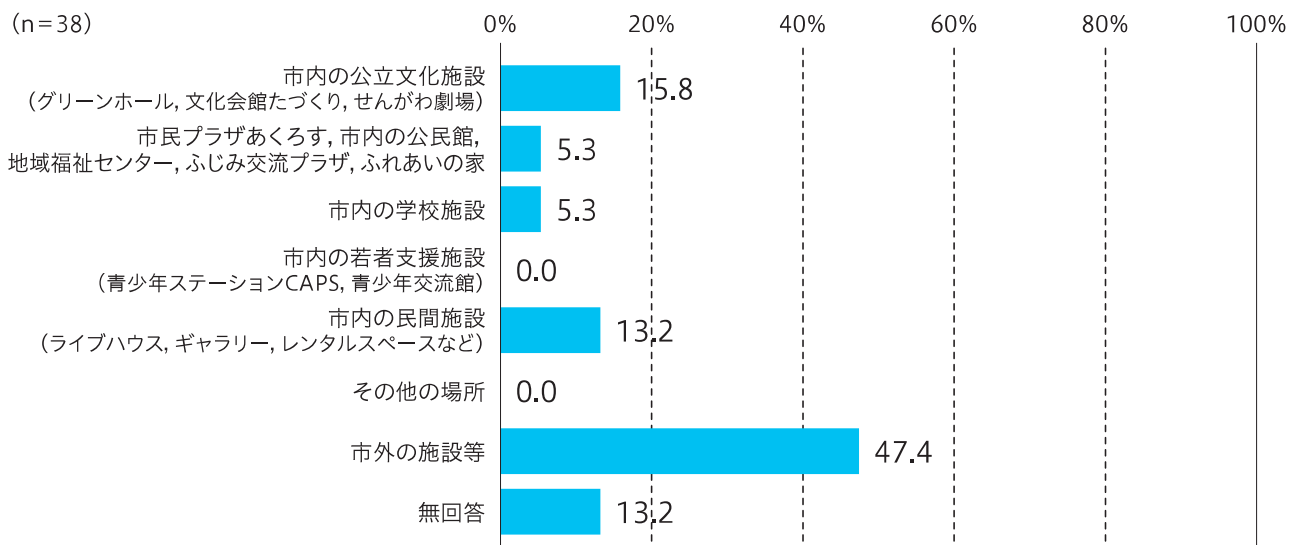
⑬ 食文化の展示, イベント



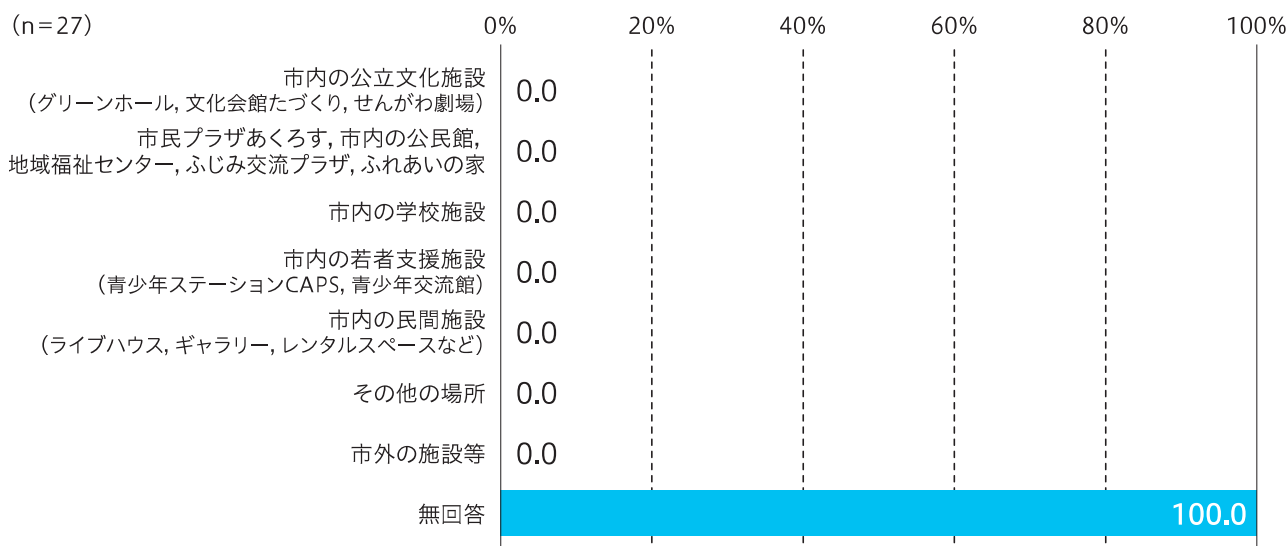
⑭ 映画(アニメーション映画を除く)



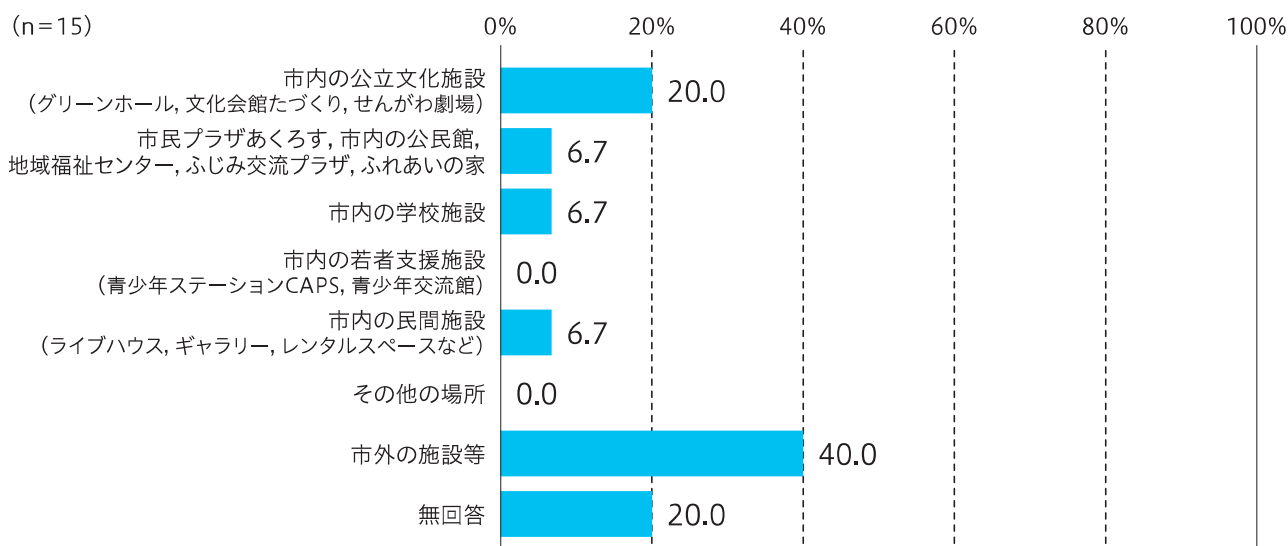
⑮ アニメーション映画



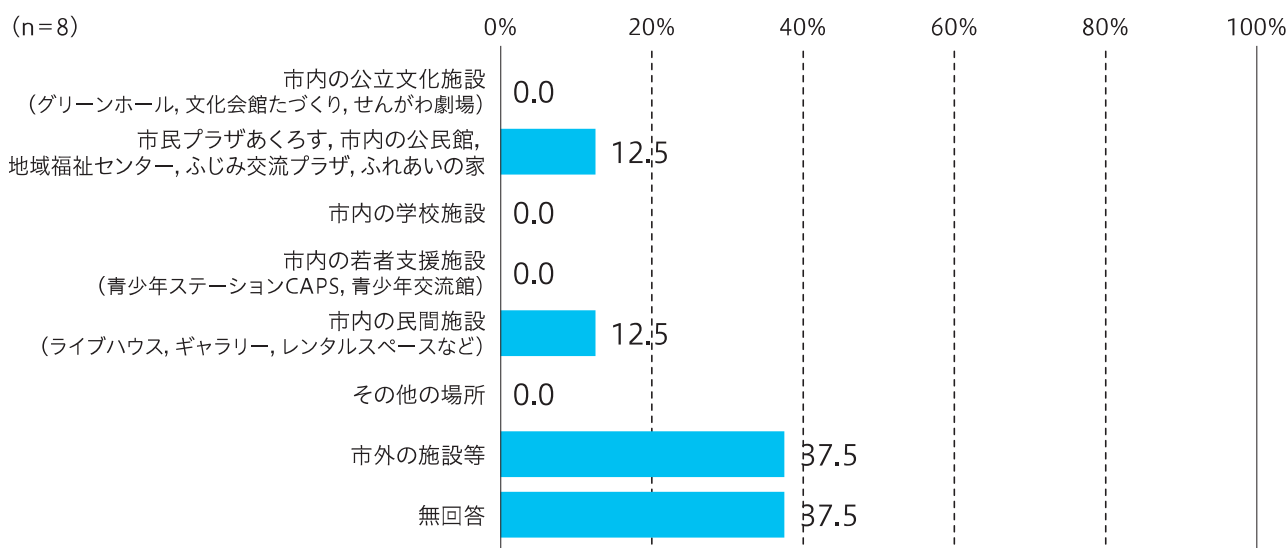
⑯ 歴史的な建物や遺跡(建造物(社寺・城郭など)、遺跡、名勝地(庭園など)の文化財)



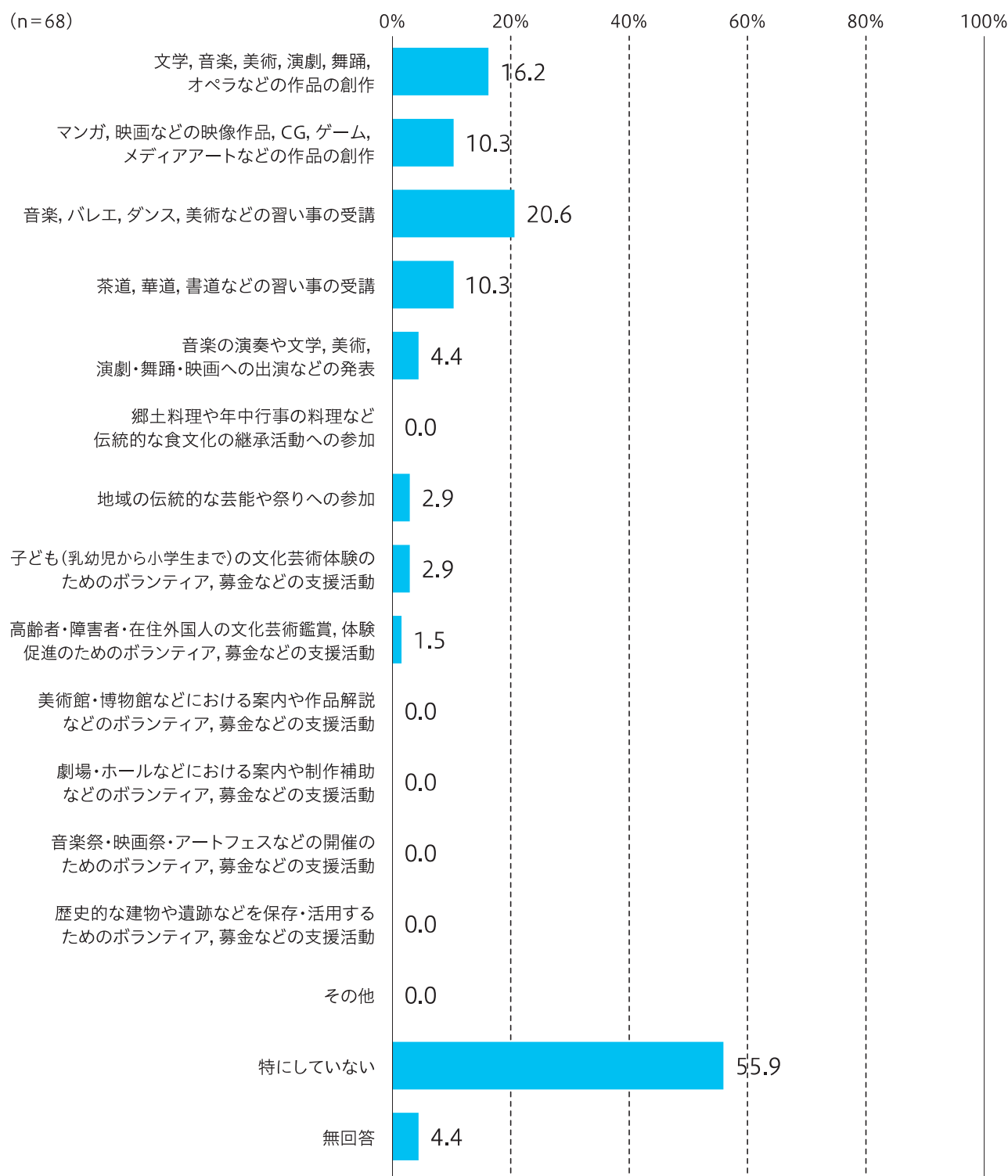
⑰ 歴史系の博物館, 民俗系の博物館, 資料館など



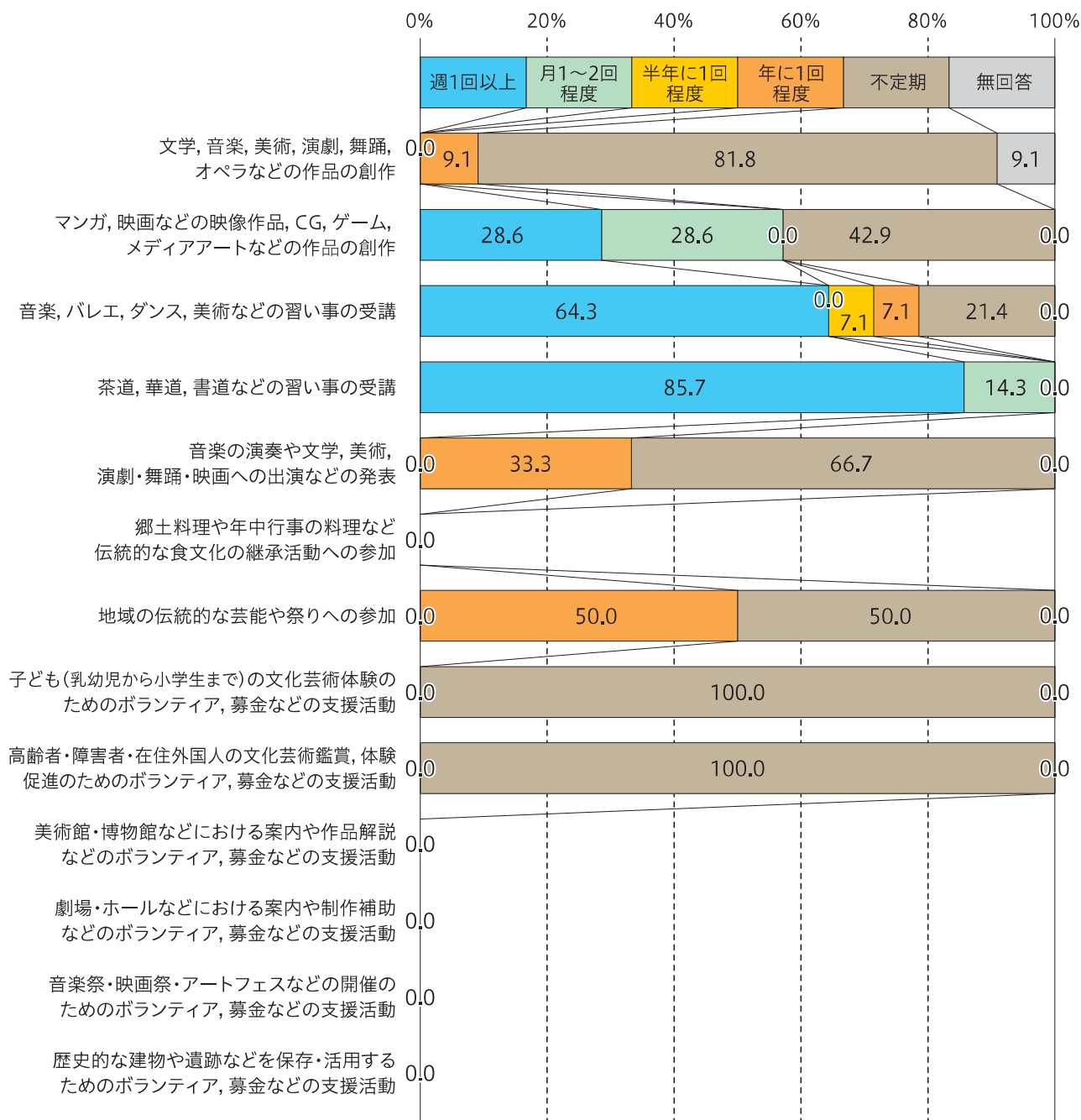
⑱ 地域の伝統的な芸能や祭り(民俗文化財)



問2 あなたは、鑑賞以外で、自分で以下の文化芸術活動（学びや学んだ成果を発表する機会）をしたことはありますか。

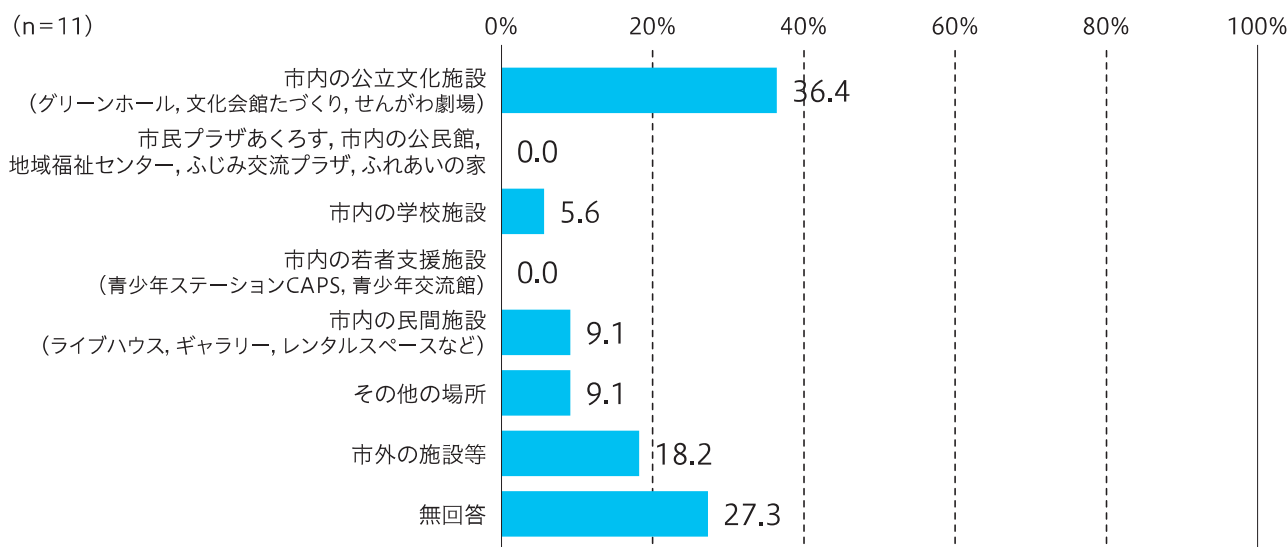


問2-1 どのくらいの頻度で活動しましたか。

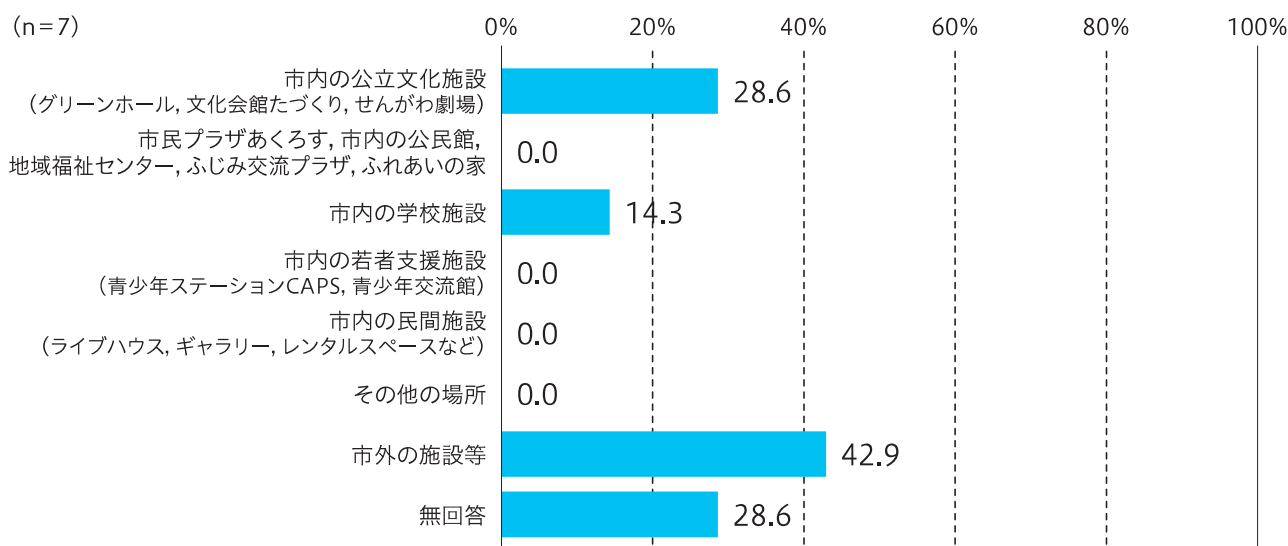


問2-2 活動をした場所はどこですか。

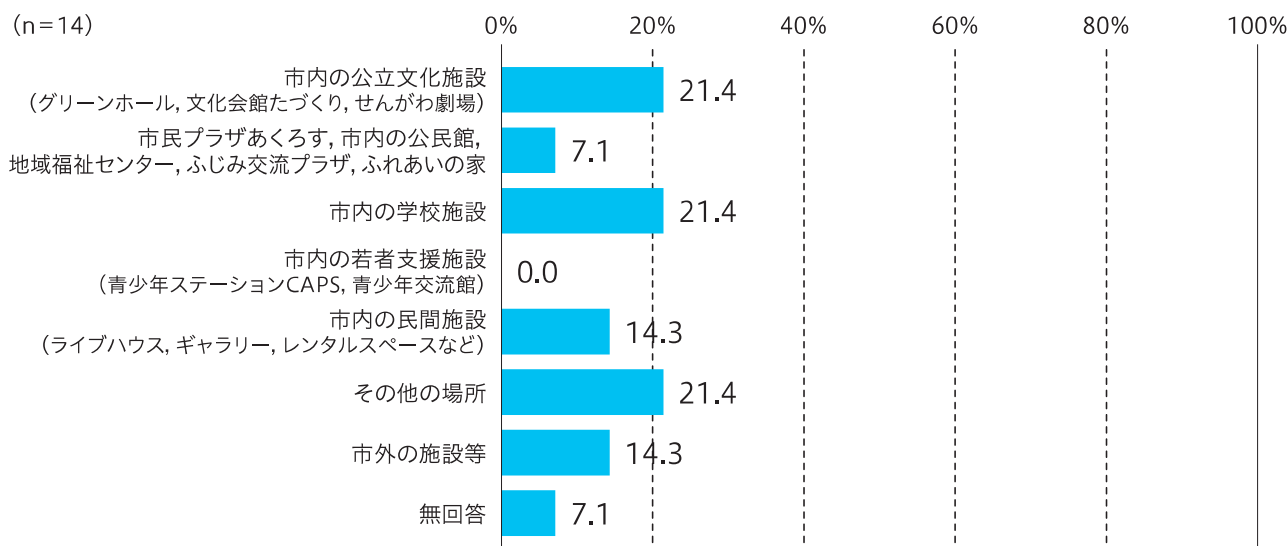
① 文学, 音楽, 美術, 演劇, 舞踊, オペラなどの作品の創作



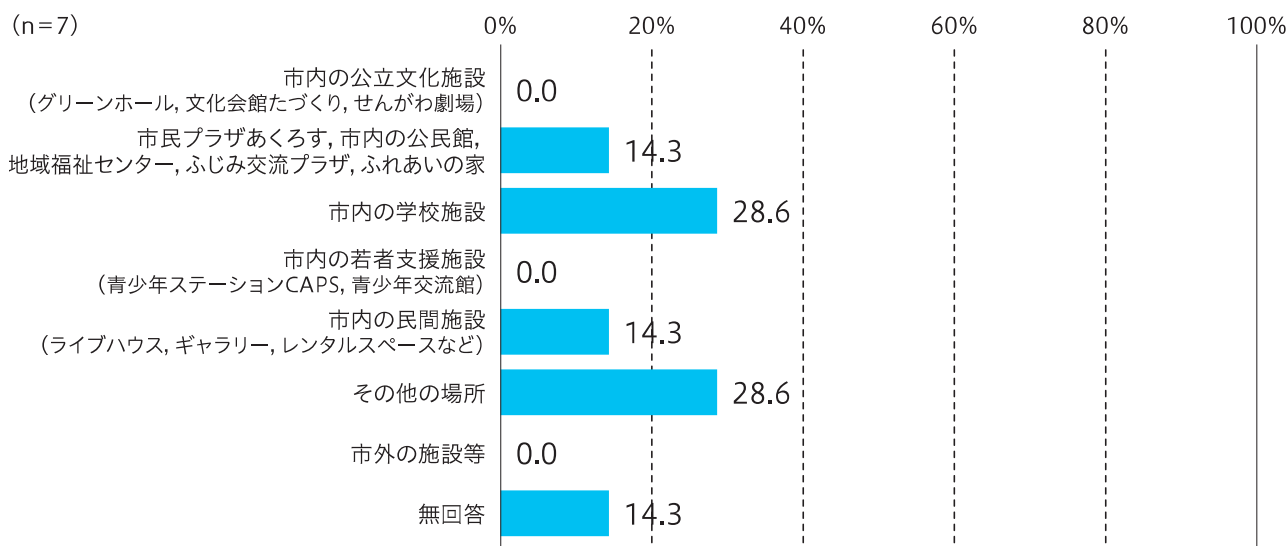
② マンガ, 映画などの映像作品, CG, ゲーム, メディアアートなどの作品の創作



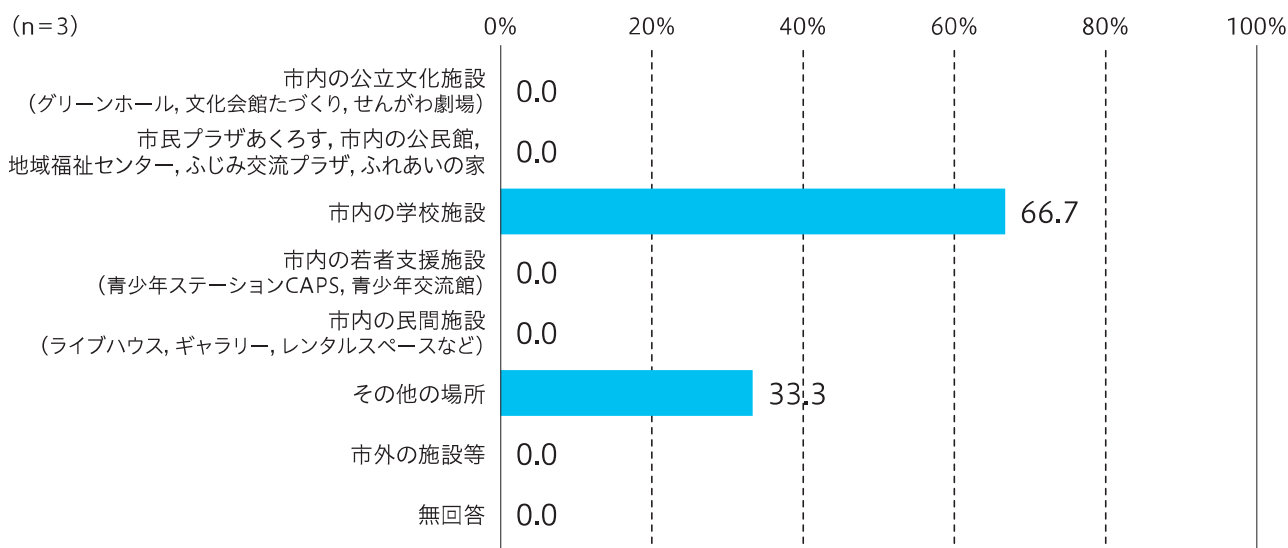
③ 音楽, バレエ, ダンス, 美術などの習い事の受講



④ 茶道、華道、書道などの習い事の受講



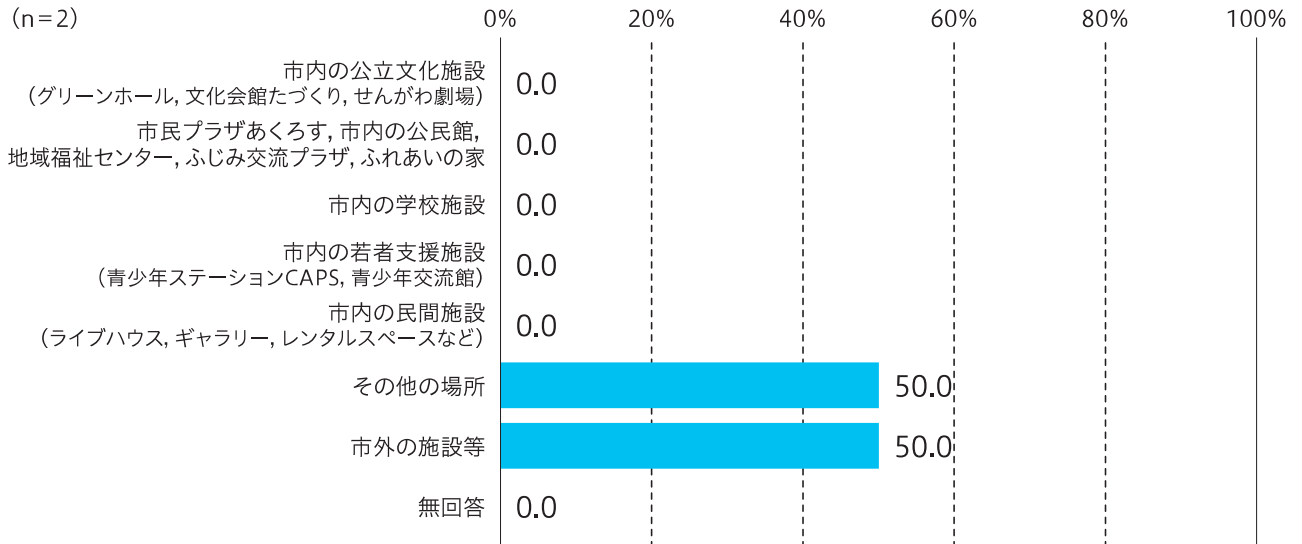
⑤ 音楽の演奏や文学, 美術, 演劇・舞踊・映画への出演などの発表



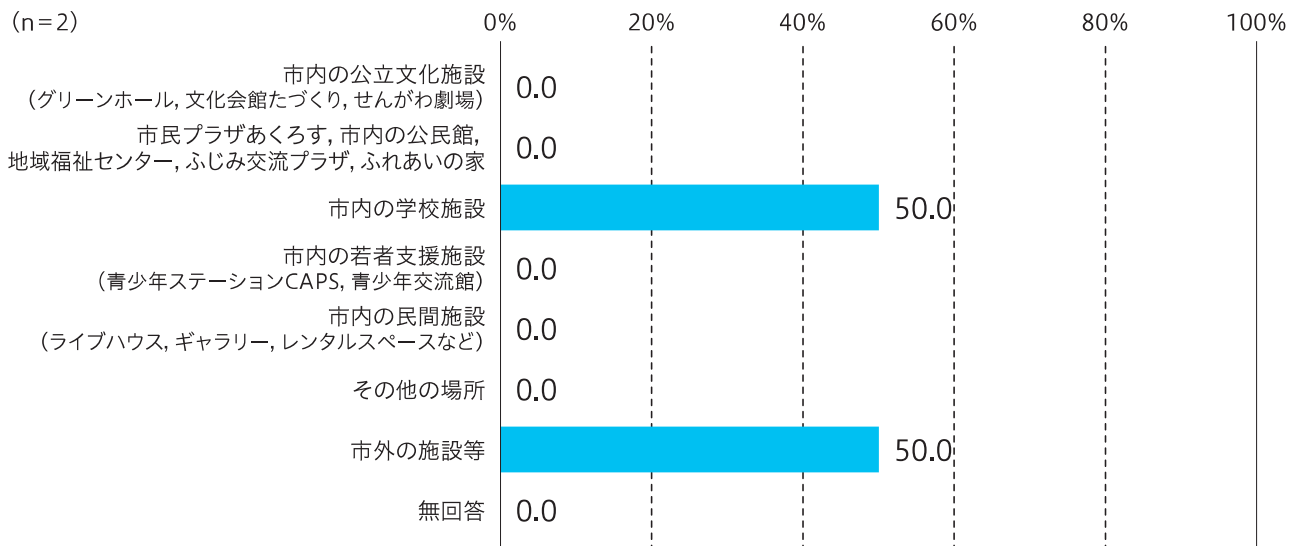
⑥ 郷土料理や年中行事の料理など伝統的な食文化の継承活動への参加

※回答なし

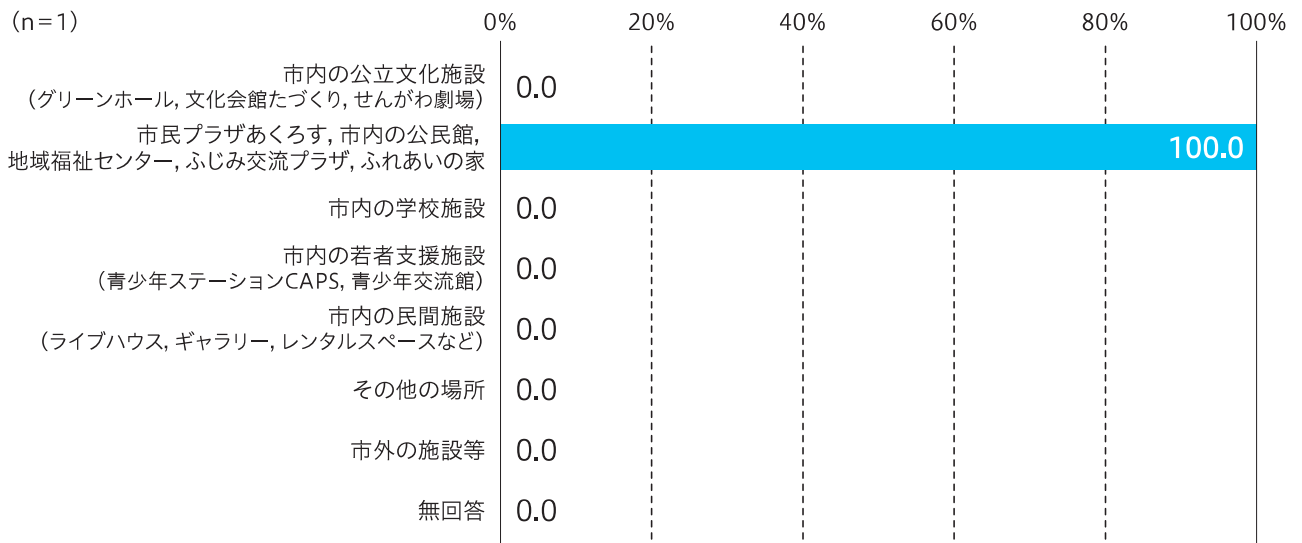
⑦ 地域の伝統的な芸能や祭りへの参加



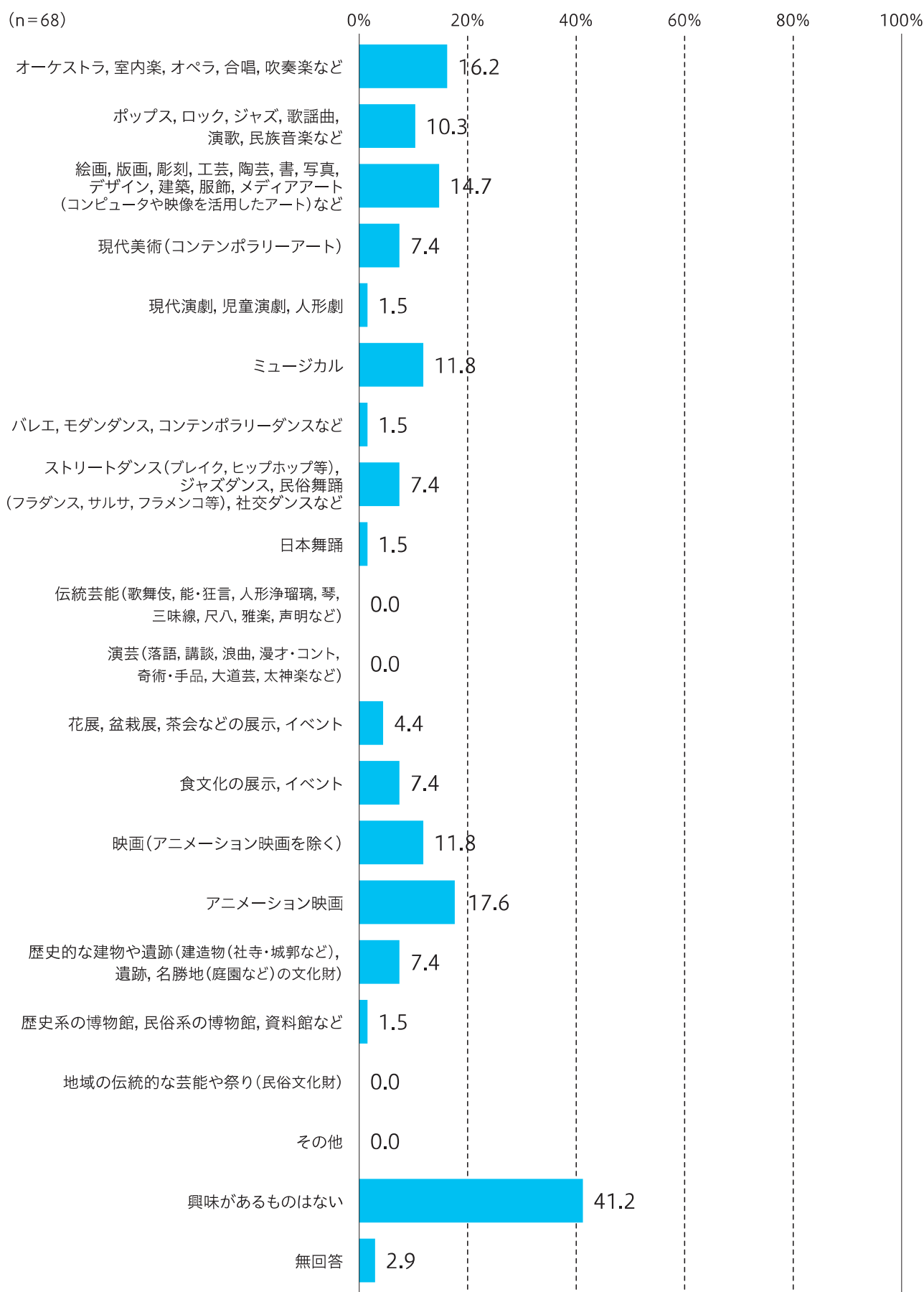
⑧ 子ども(乳幼児から小学生まで)の文化芸術体験のためのボランティア, 募金などの支援活動



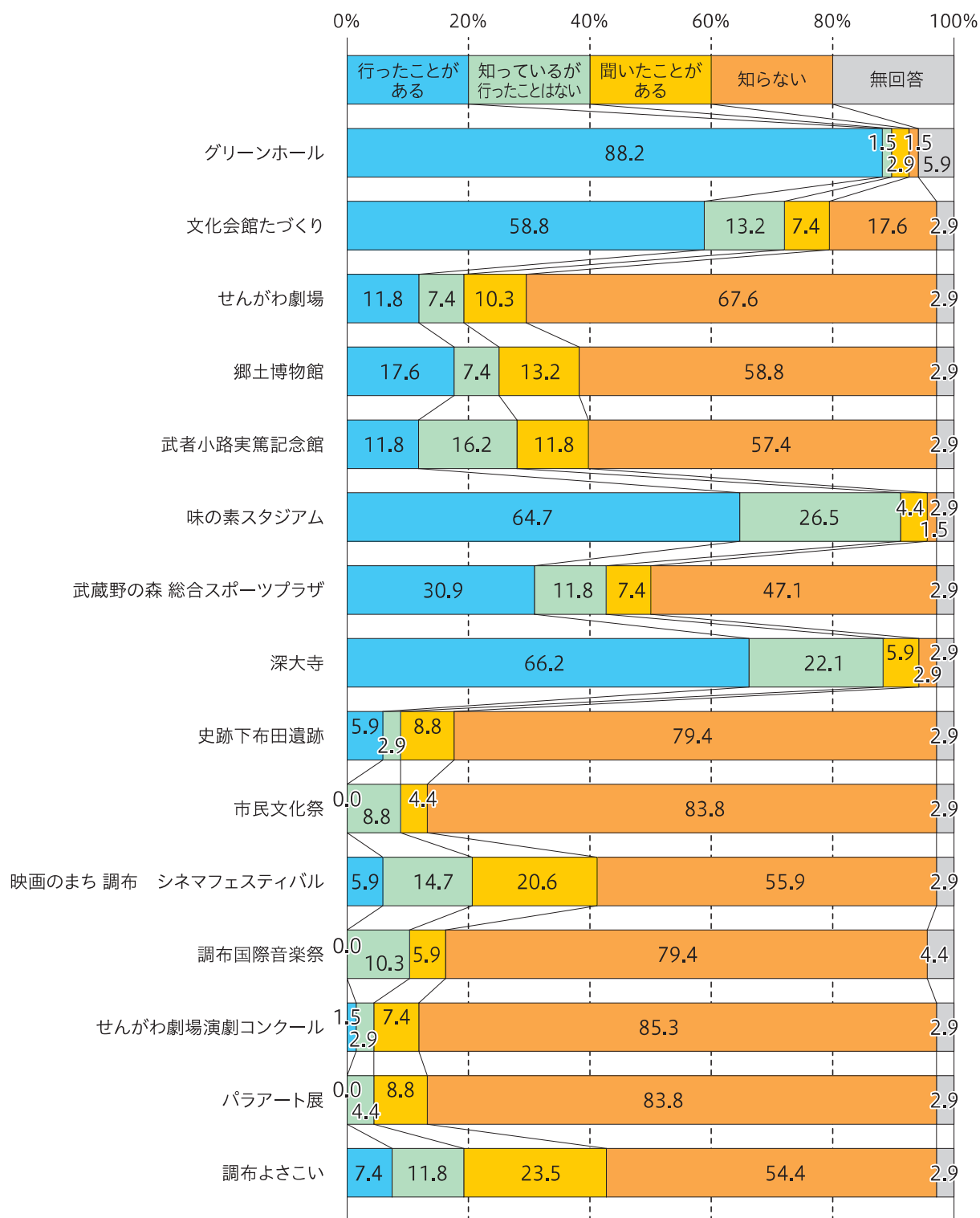
⑨ 高齢者・障害者・在住外国人の文化芸術鑑賞, 体験促進のためのボランティア, 募金などの支援活動



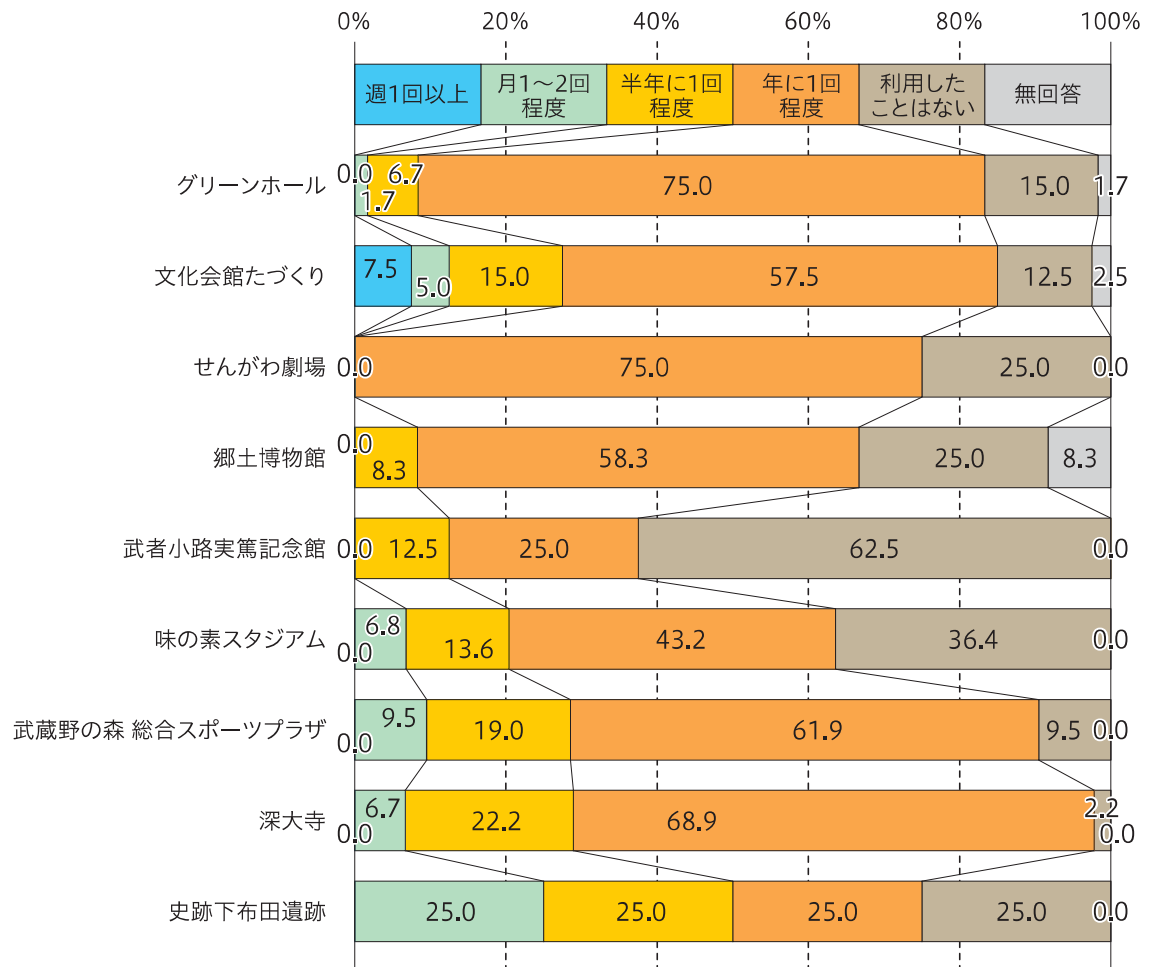
問3 あなたは、今後してみたい又は興味がある文化芸術活動はありますか。



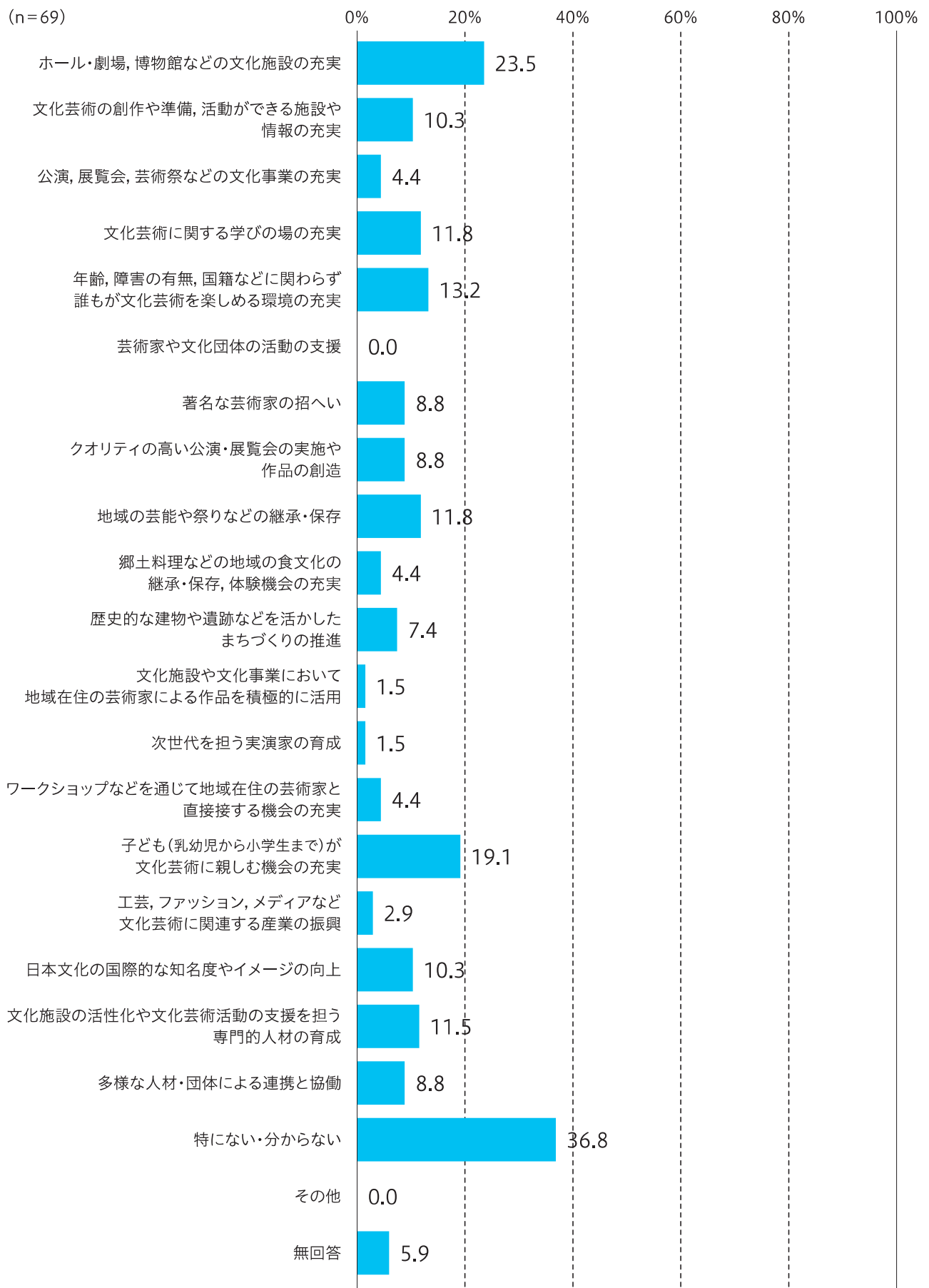
問4 あなたは、調布市の以下の文化施設や事業を知っていますか。



問4-1 利用する頻度について教えてください。



問5 あなたは、市内の文化的な環境を今より充実させるために、何が重要だと思いますか。



調布市青少年ステーションCAPS利用者(NPO法人ちょうふ子どもネット)

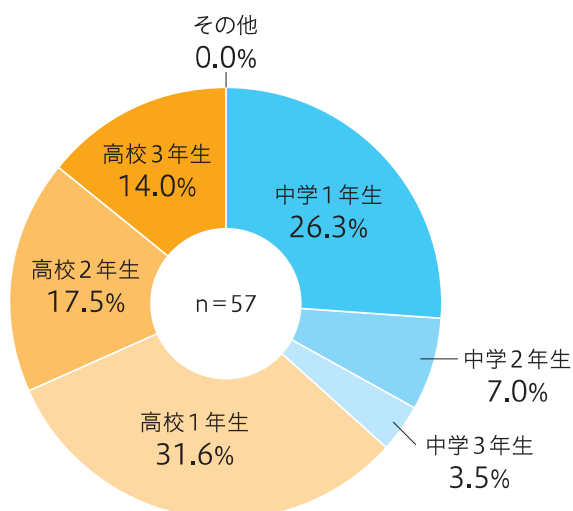
調査対象：調布市青少年ステーションCAPS利用者

調査方法：調布市青少年ステーションCAPSでアンケート用紙を配布，回収

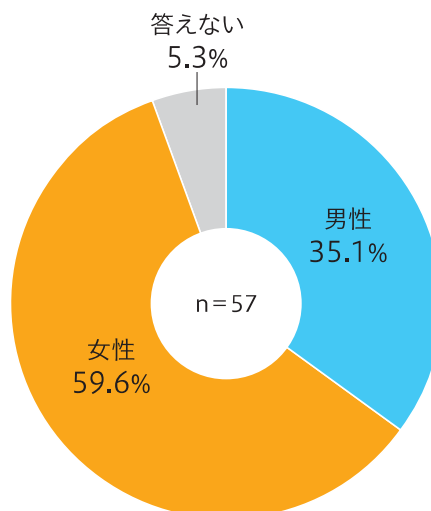
調査時期：令和6年9月

有効回収数：57人

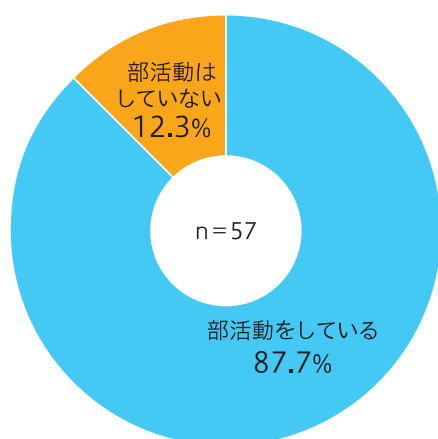
問1 学年



問2 性別



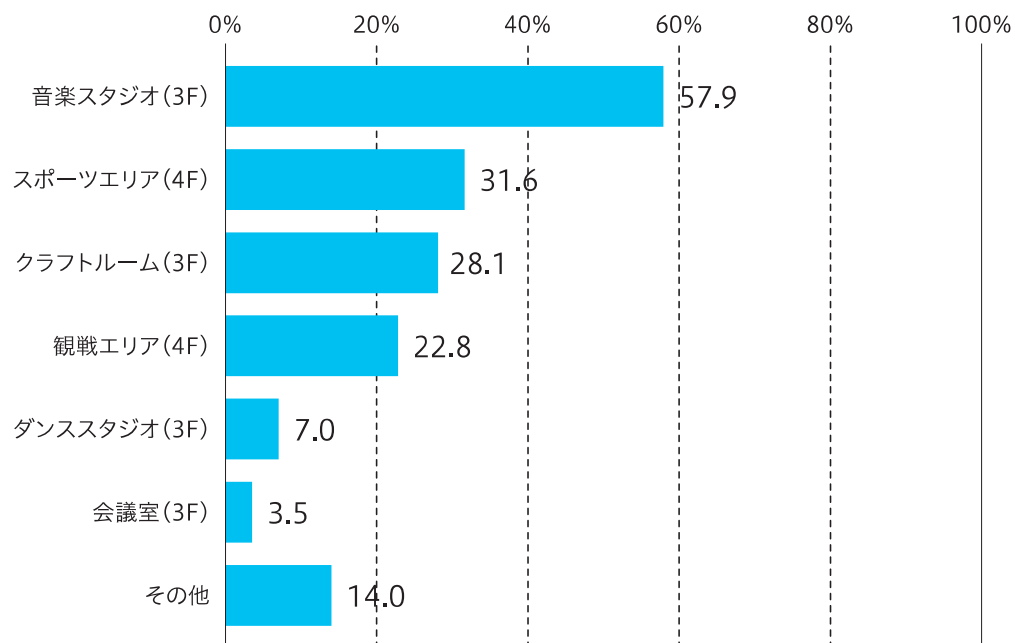
問3 学校の部活動について教えてください。(〇は1つ)



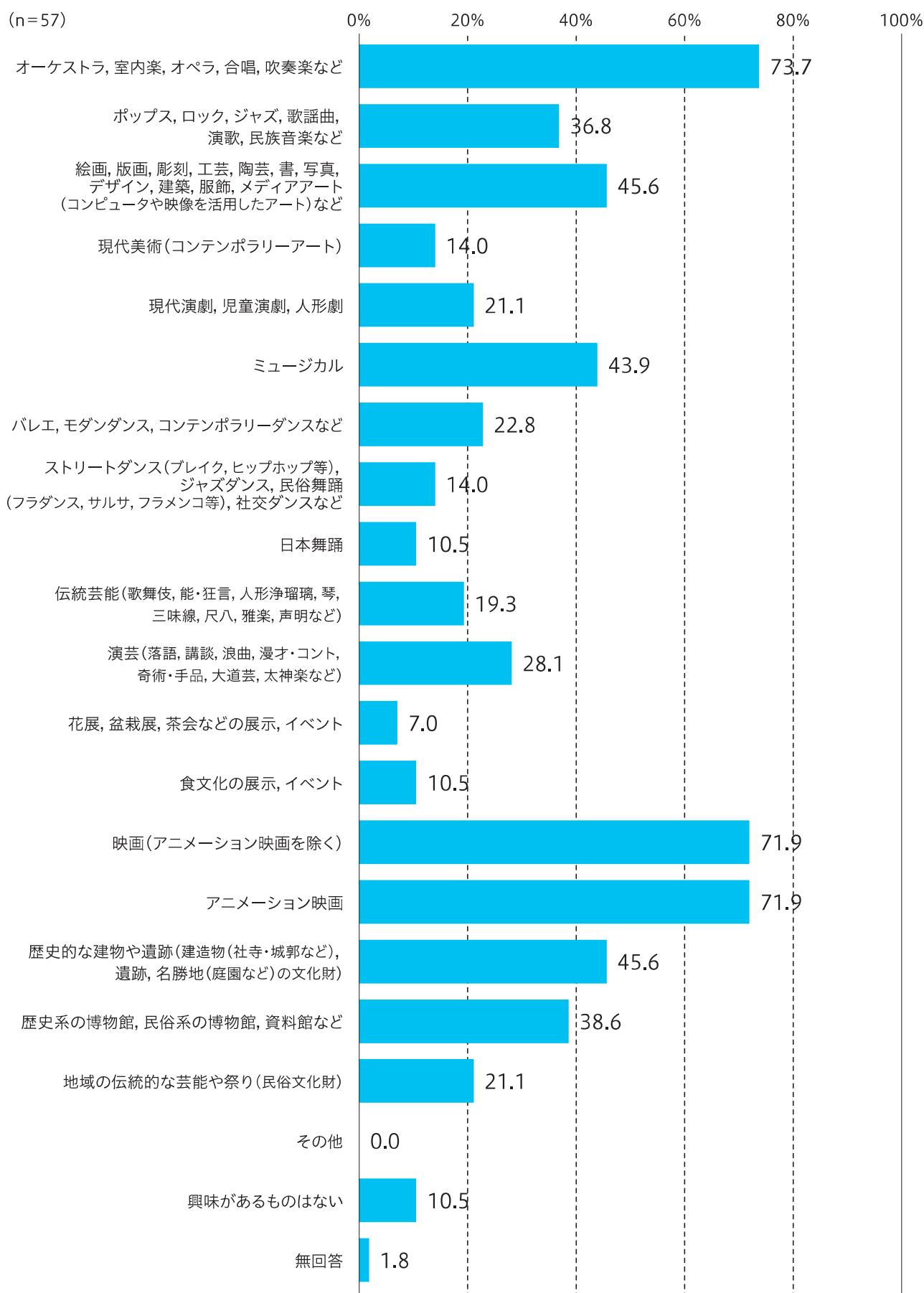
軽音楽部	19
和太鼓部	7
ソフトテニス部	5
アコースティックギター部	3
スキー部	2
生徒会本部	2
演劇部	1
山岳部	1
柔道部	1
書道部	1
吹奏楽部	1
生物部	1
ソフトボール部	1
バスケット部	1
バトン部	1
バレー部	1
バレーボール部	1
ボランティア部	1

問4 青少年ステーションCAPSでいつも使っている部屋を教えてください。
(〇はいくつでも)

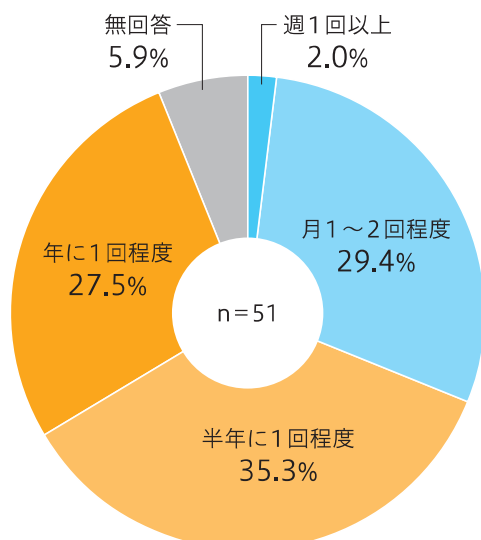
(n=57)



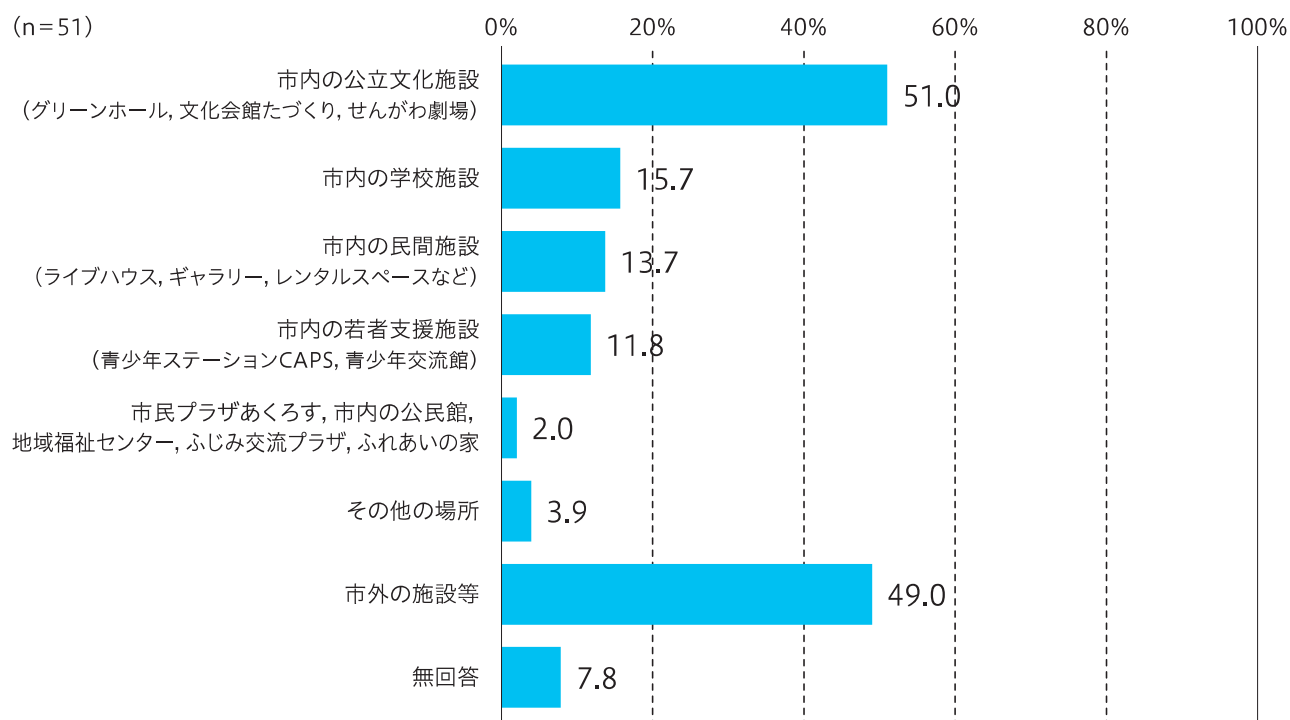
問5 あなたは、これまでに以下の文化芸術の鑑賞をしたことはありますか。
(〇はいくつでも)



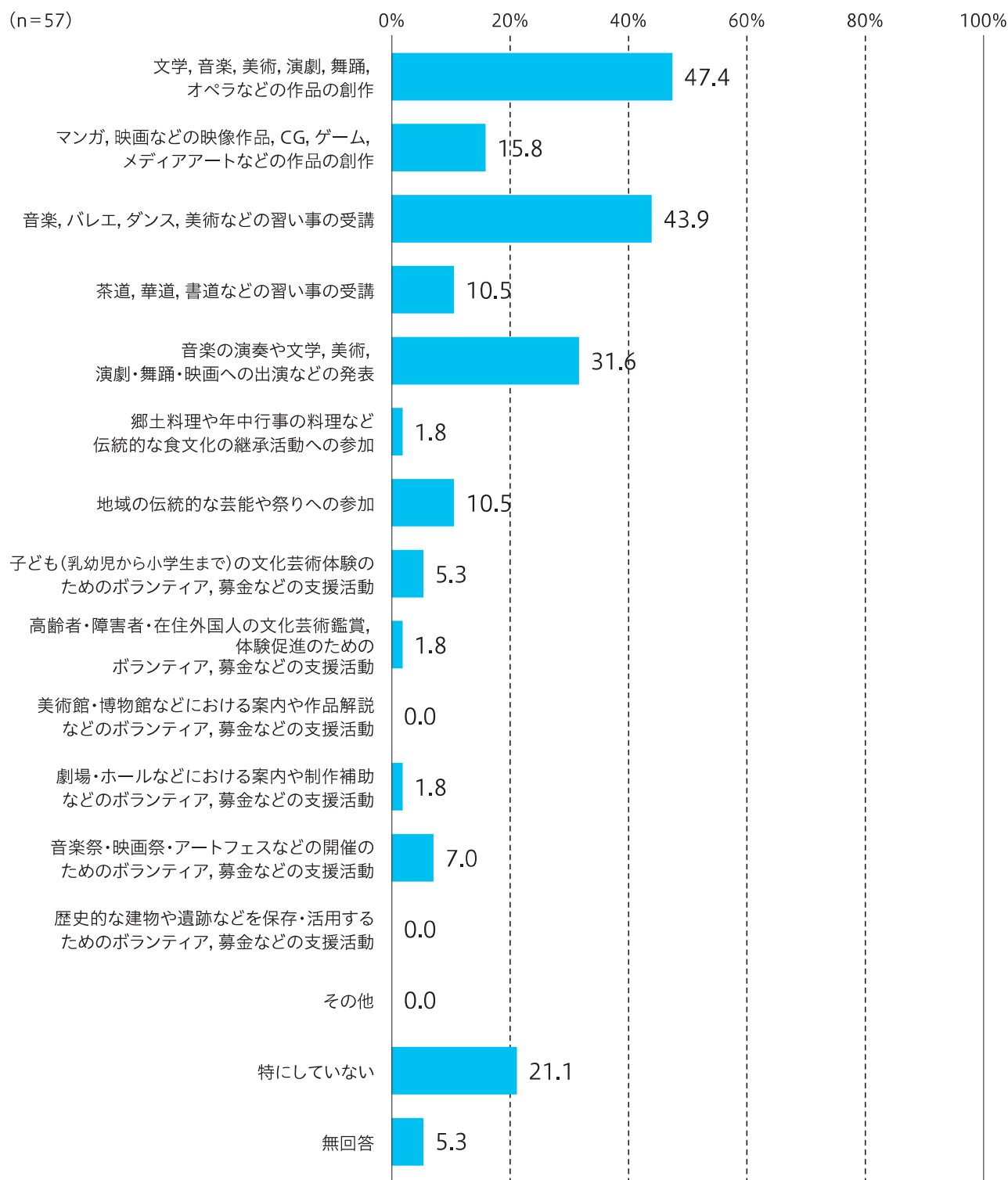
問5-1 どのくらいの頻度で鑑賞しましたか。(〇は1つ)



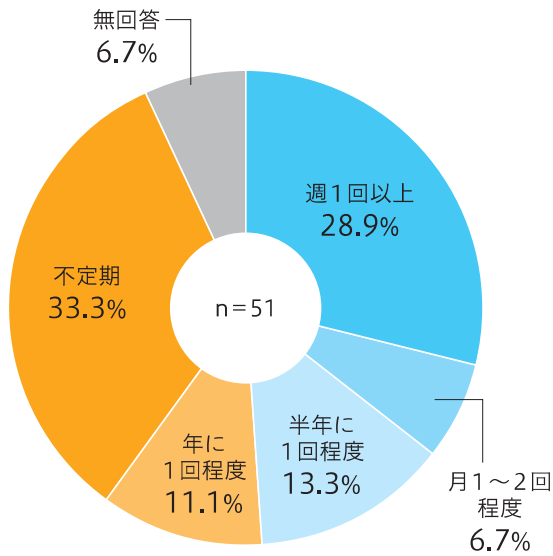
問5-2 鑑賞をした場所はどこですか。(〇はいくつでも)



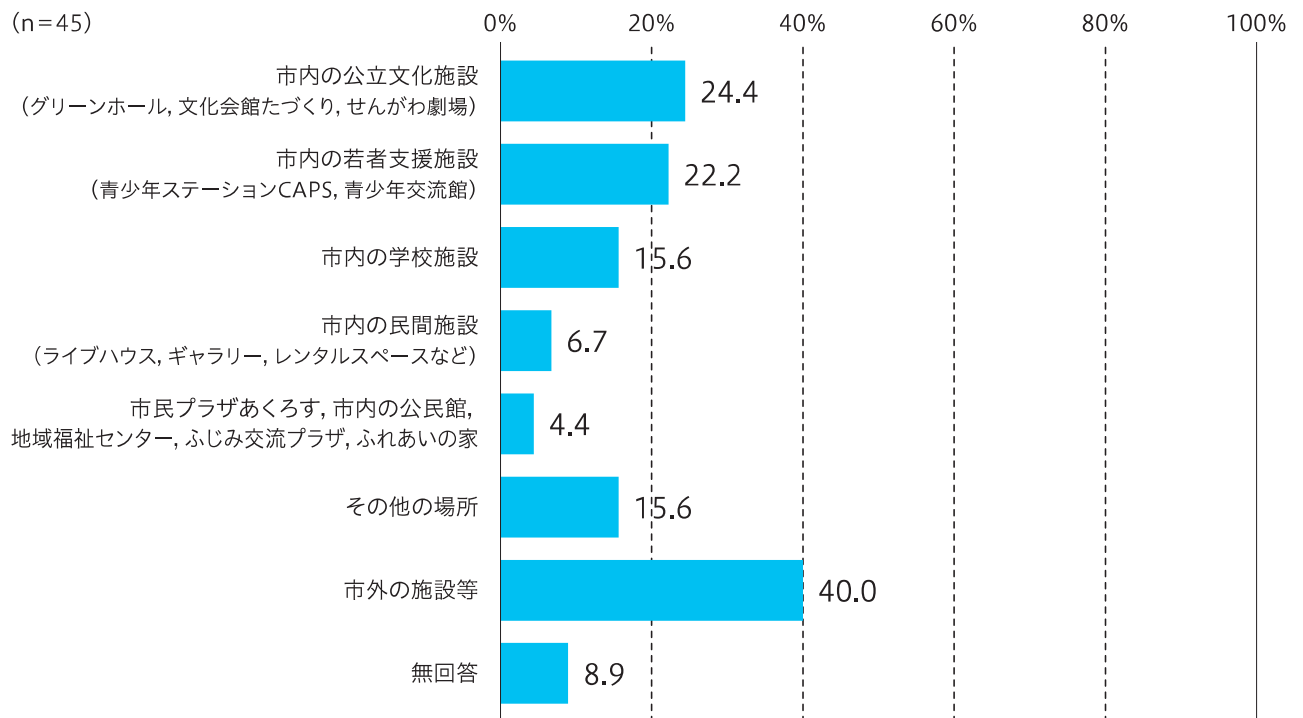
**問6 あなたは鑑賞以外で自分で以下の文化芸術活動（学びや学んだ成果を
発表する機会）をしたことはありますか。（○はいくつでも）**



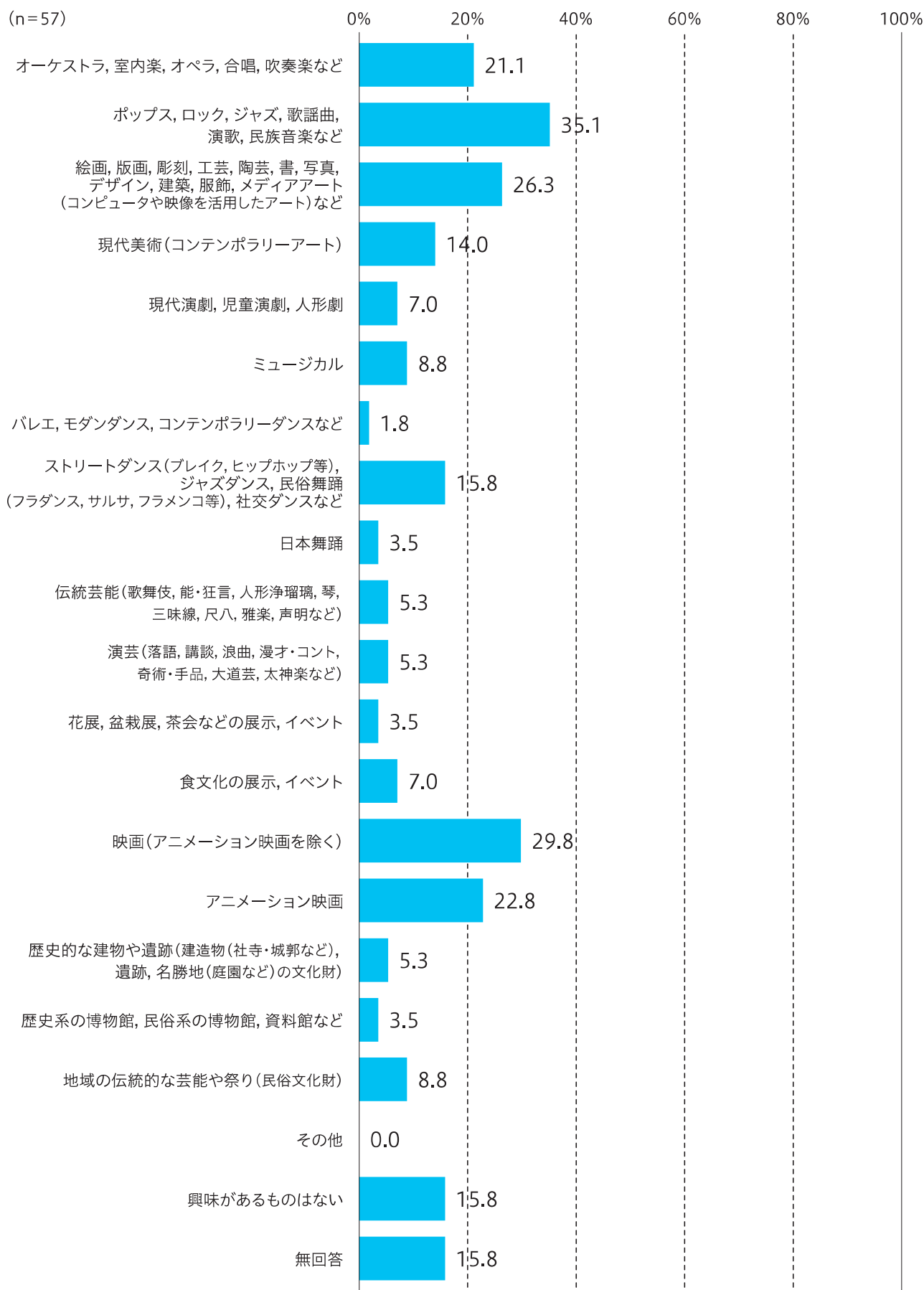
問6ー1 どのくらいの頻度で活動しましたか。(〇は1つ)



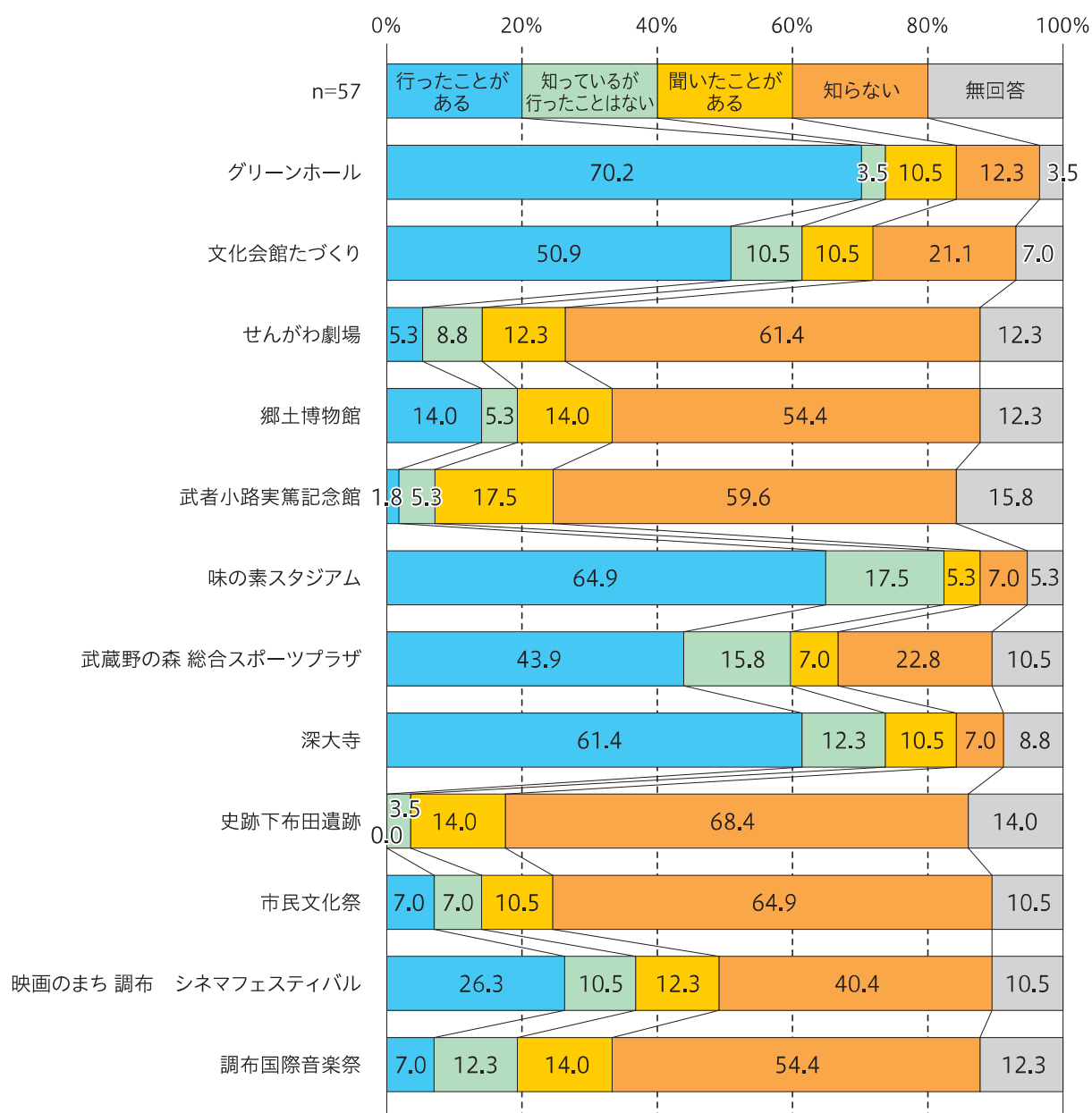
問6ー2 活動をした場所はどこですか。(〇はいくつでも)



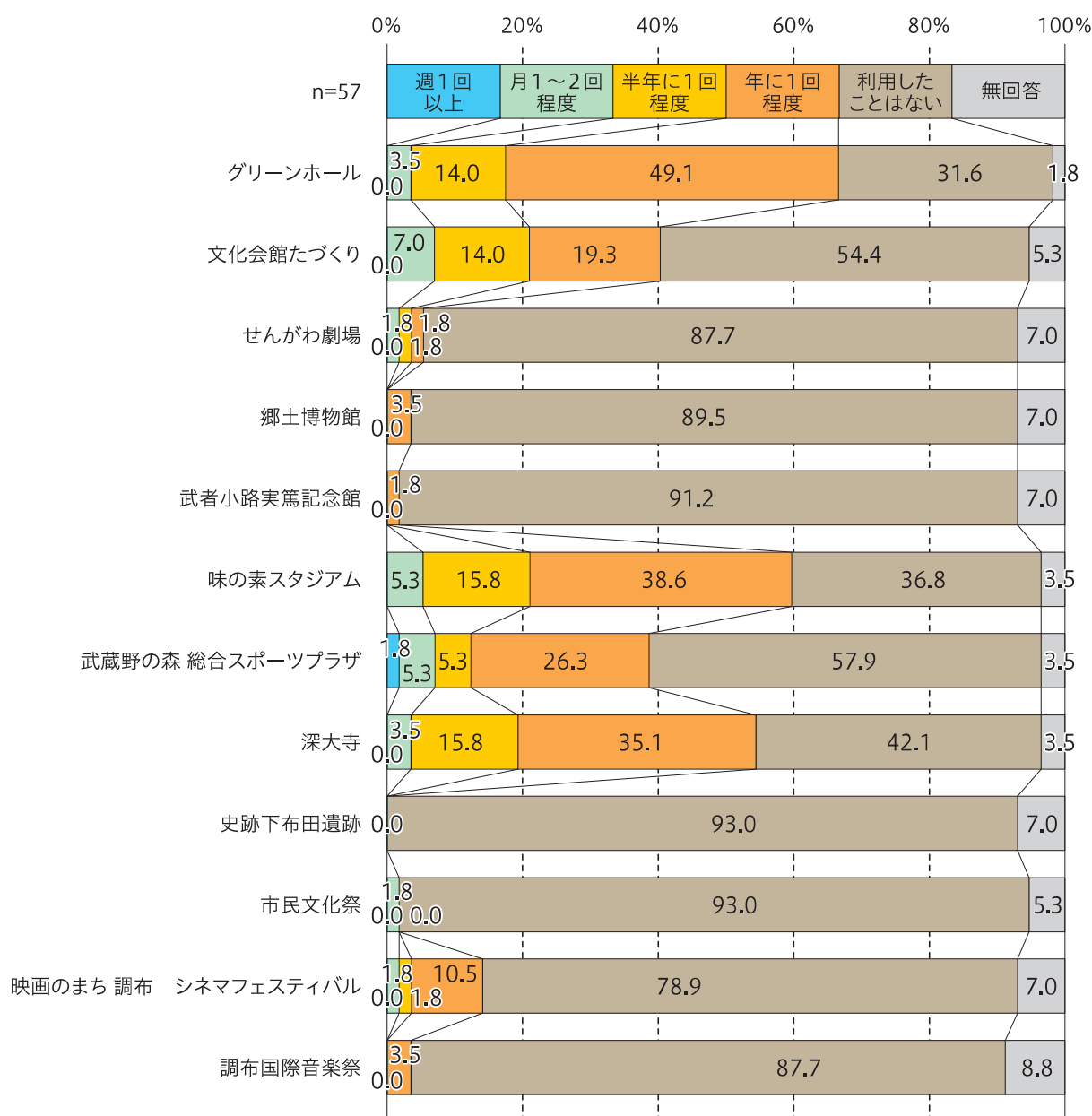
問7 あなたは、今後してみたい又は興味がある文化芸術活動はありますか。
(〇はいくつでも)



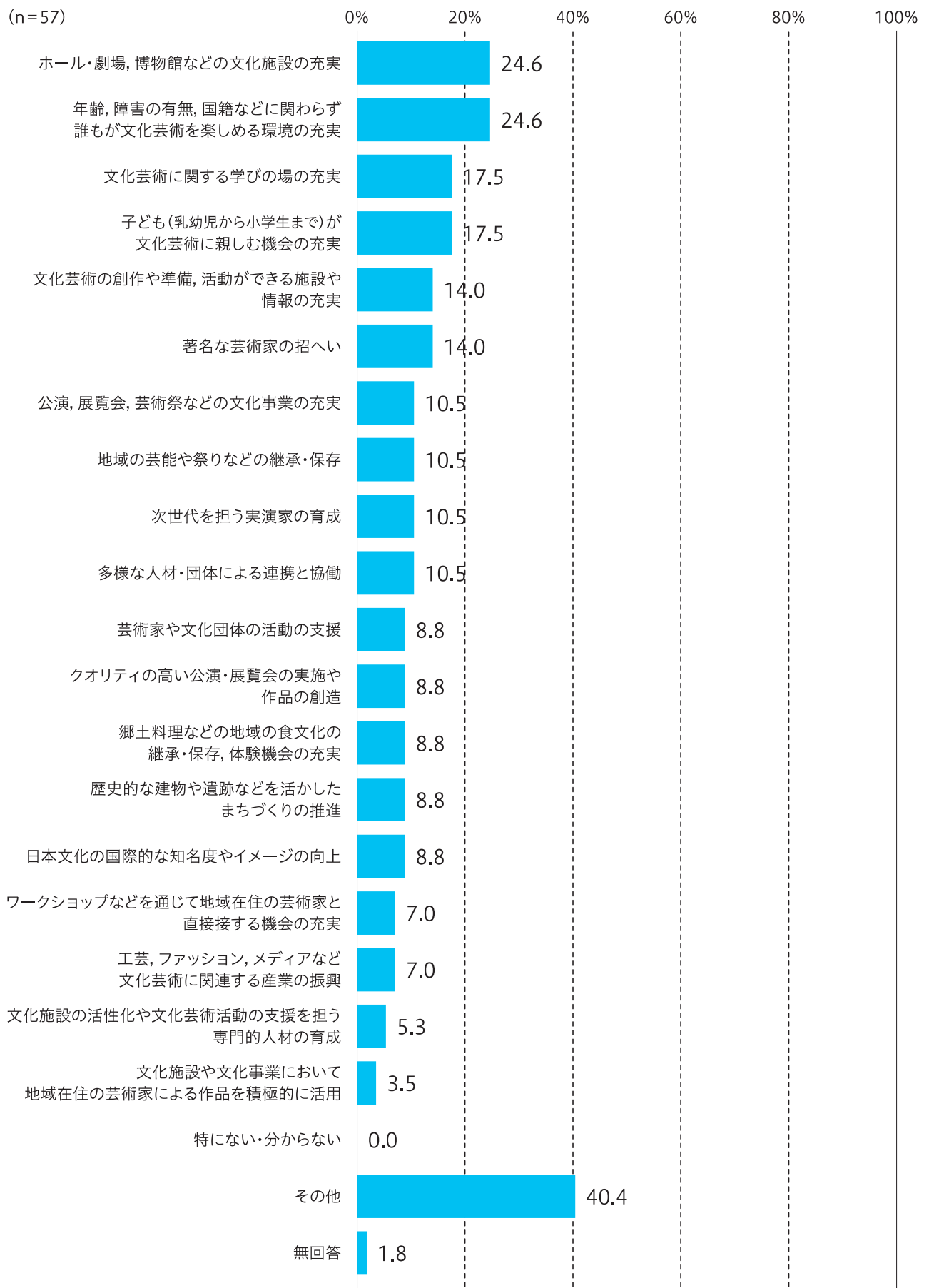
問8 あなたは、調布市の以下の文化施設や事業を知っていますか。
(それぞれについていずれかに○)



問8ー1 利用する頻度について教えてください。
(それぞれについていずれかに○)



問9 市内の文化的な環境を今より充実させるために、何が重要だと思いますか。
(○はいくつでも)



社会福祉法人調布を耕す会 しごと場大好き利用者

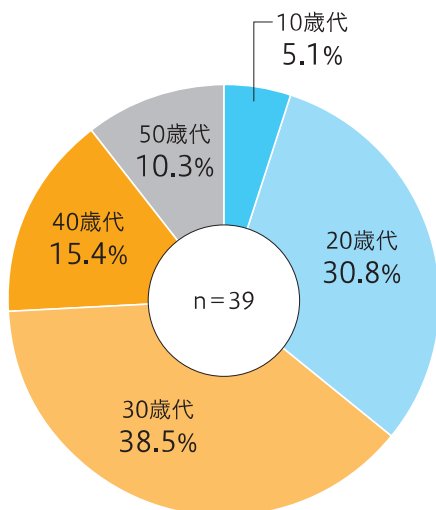
調査対象：社会福祉法人調布を耕す会 しごと場大好き利用者

調査方法：社会福祉法人調布を耕す会 しごと場大好きでアンケート用紙を配布，回収

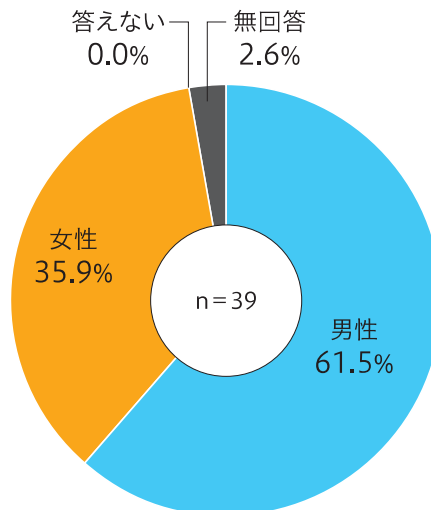
調査時期：令和6年9月

有効回収数：39人

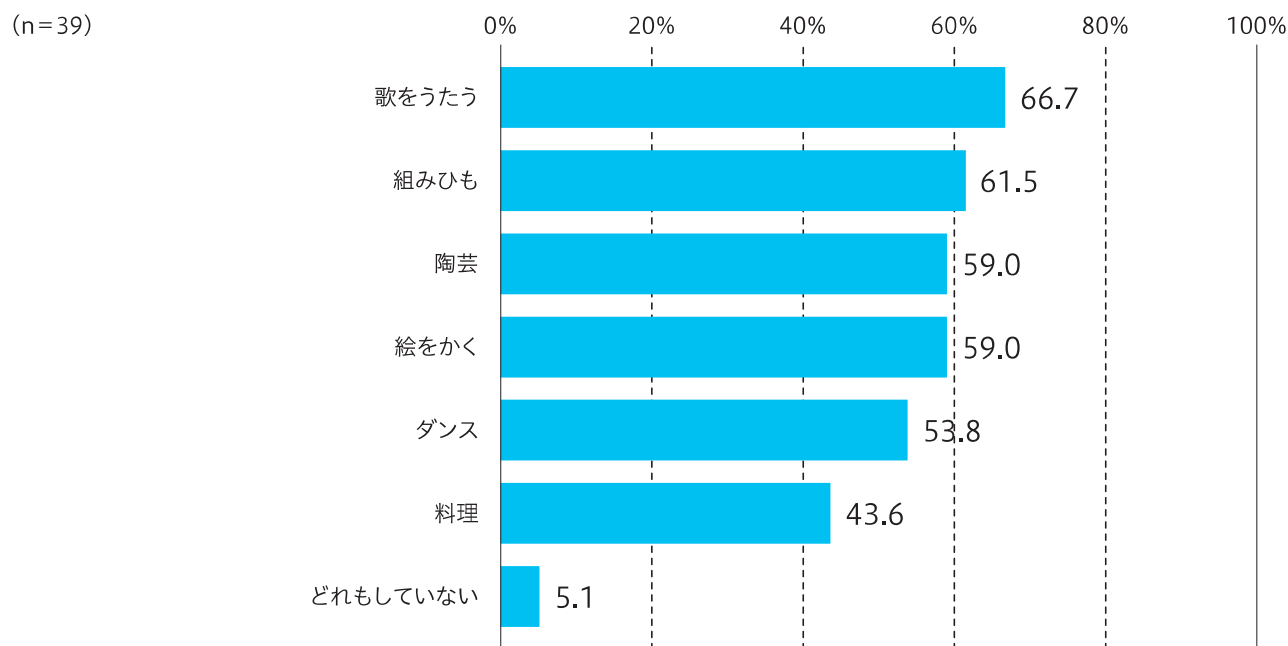
問1 年齢



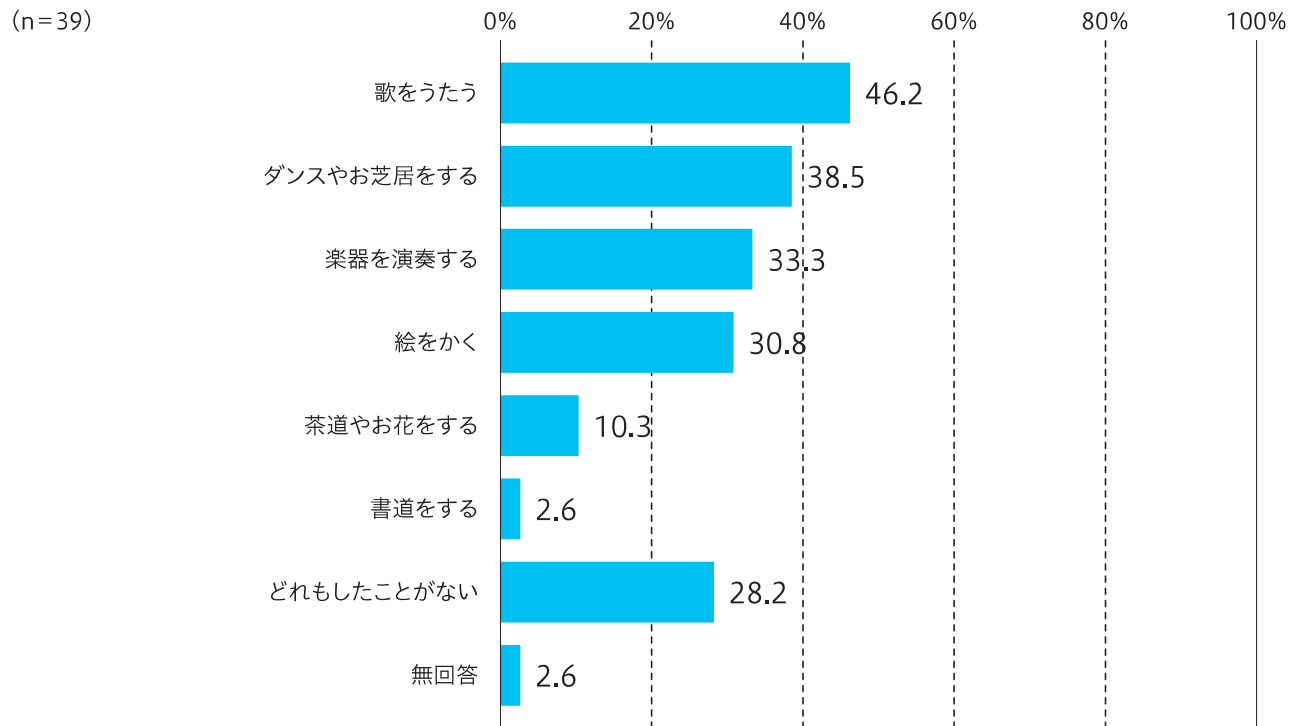
問2 性別



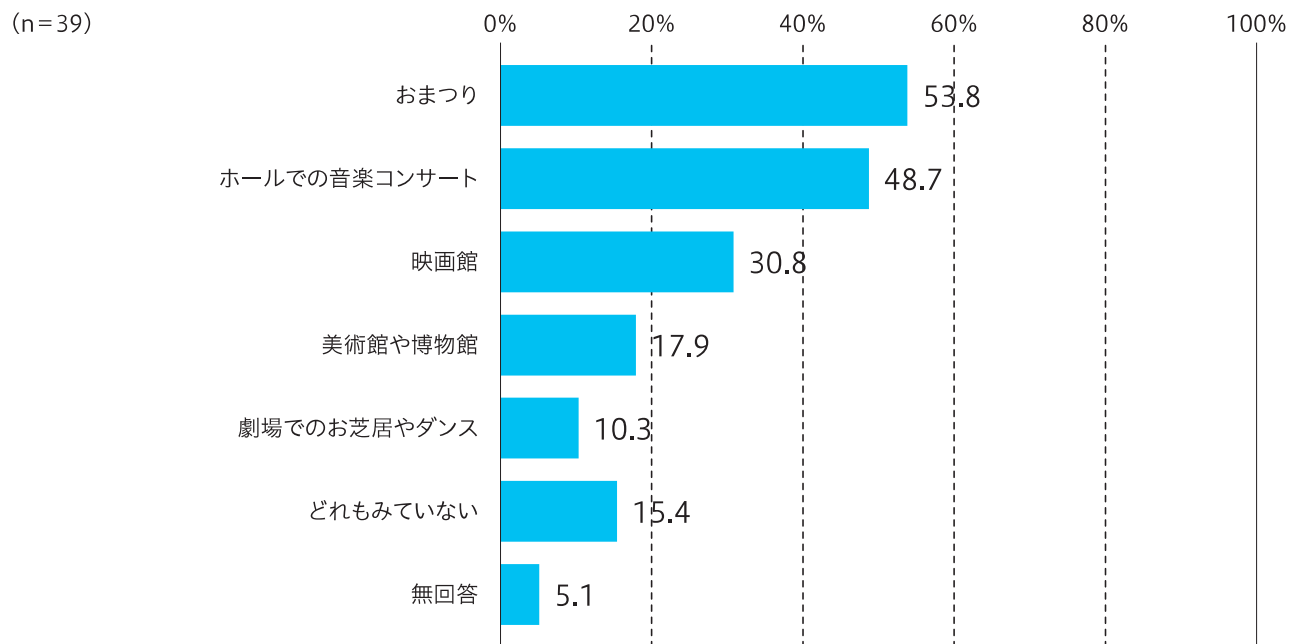
問3 「しごと場大好き」でしていることを教えてください。(○はいくつでも)



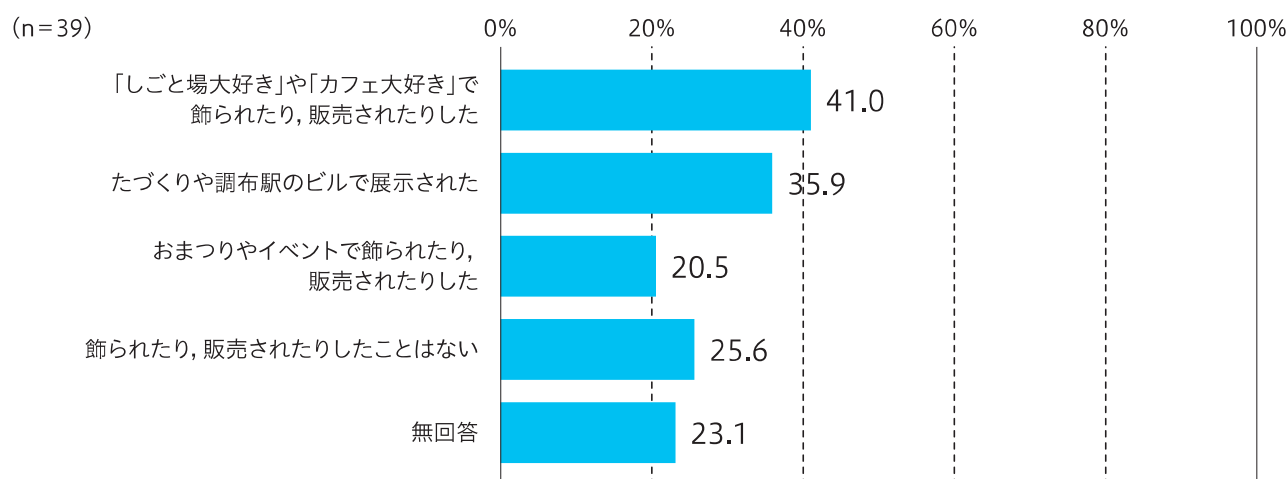
問4 この1年くらいの間に家やまちなかでしたことがあるものを教えてください。
(○はいくつでも)



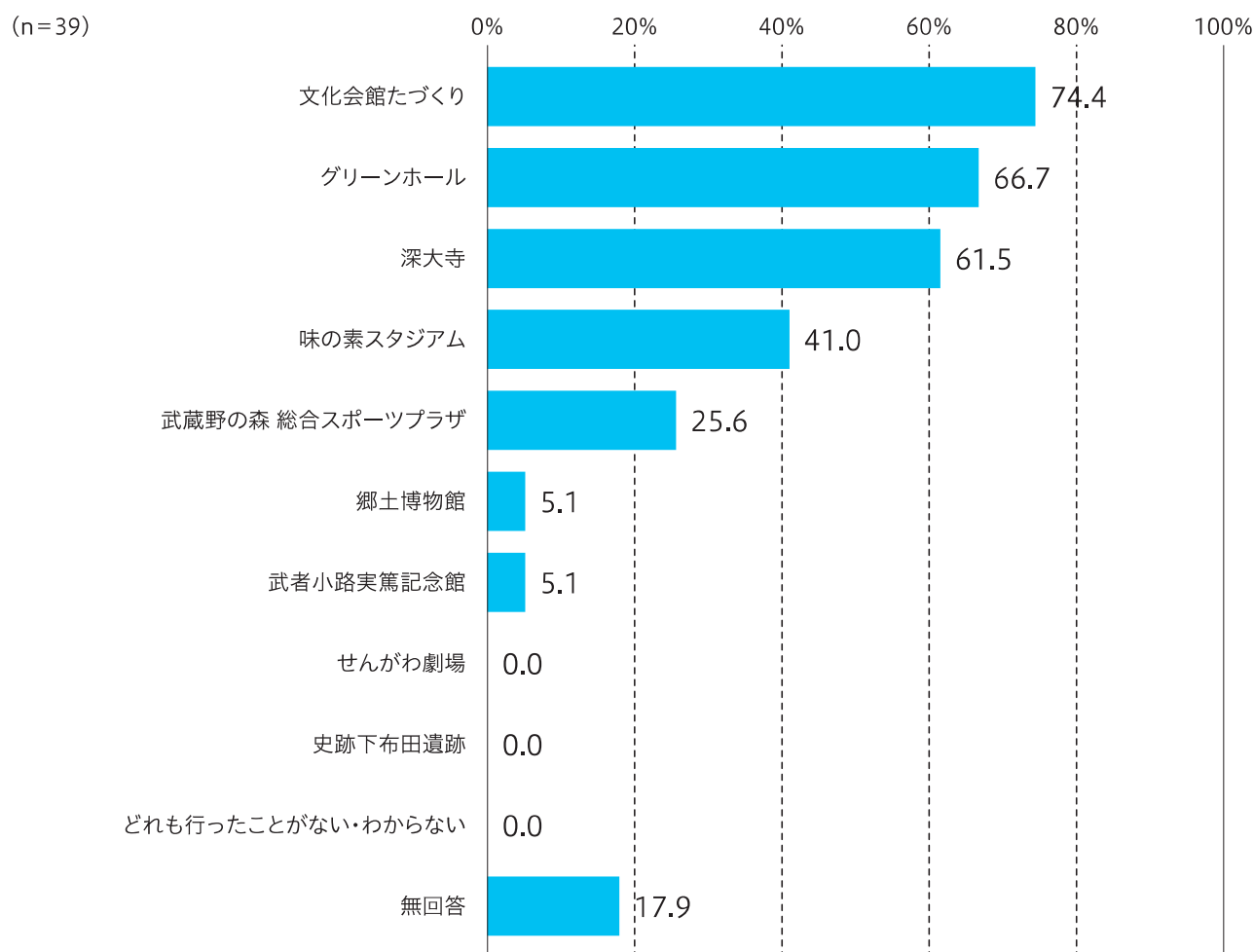
問5 この1年くらいの間に見に行ったことがあるものを教えてください。
(○はいくつでも)



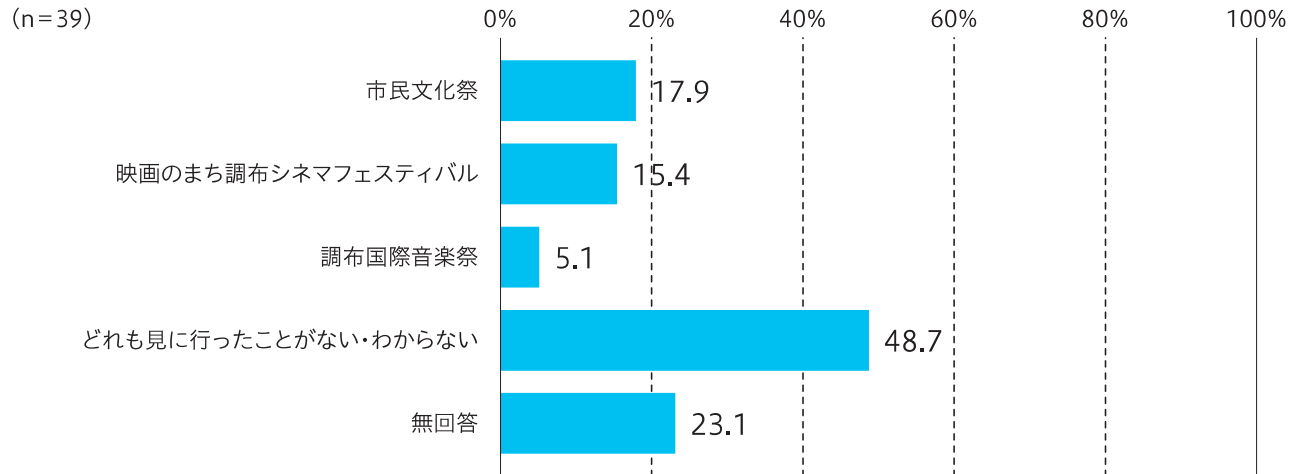
問6 あなたがかいた絵や作品が飾られたり、販売されたりしたことはありますか。
(○はいくつでも)



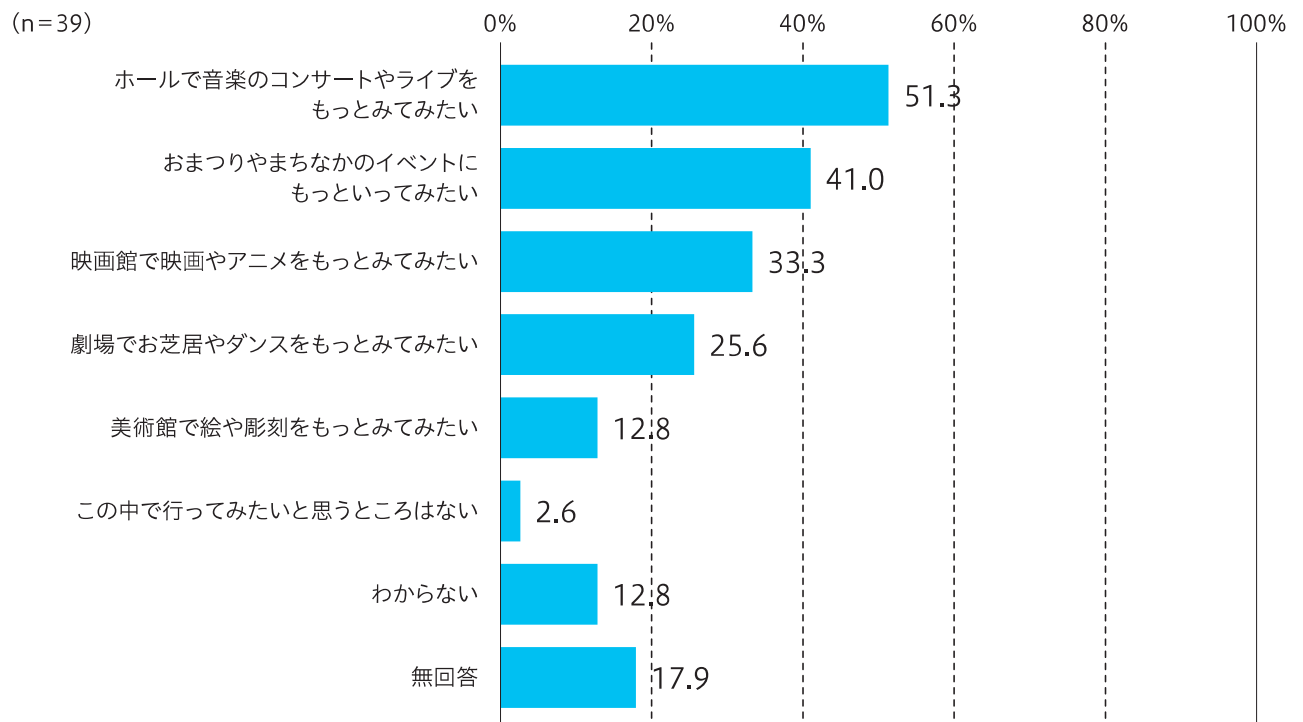
問7 調布の施設で行ったことがあるものを教えてください。(○はいくつでも)



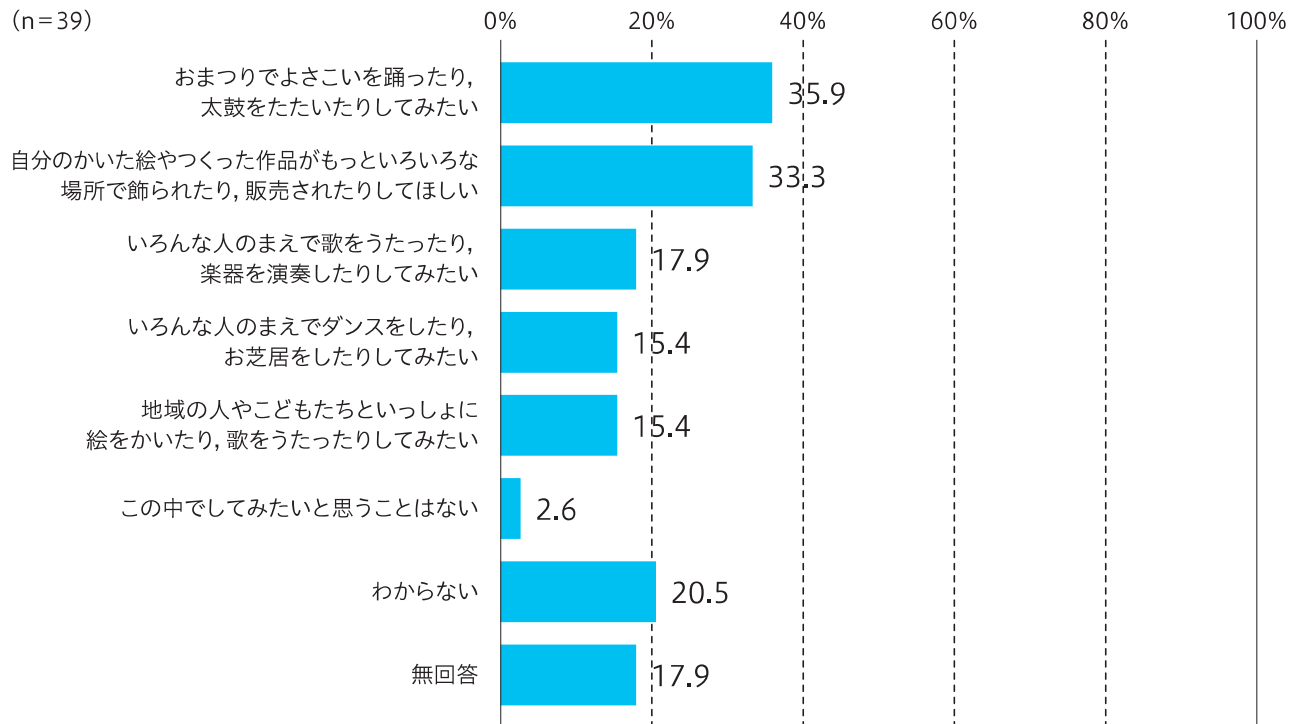
問8 見に行ったことがある調布のイベントを教えてください。(○はいくつでも)



問9 この中にもっと行ってみたいところがあったら教えてください。(○はいくつでも)



問10 この中にもっとしてみたいことがあったら教えてください。(○はいくつでも)



アフラック・ハートフル・サービス株式会社社員

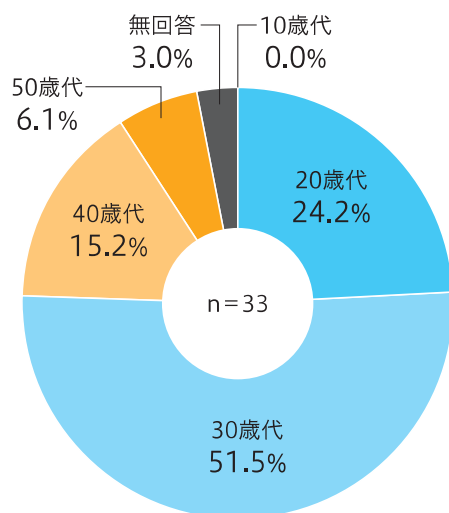
調査対象：アフラック・ハートフル・サービス株式会社障害者従業員

調査方法：アフラック・ハートフル・サービス株式会社でアンケート用紙を配付，回収

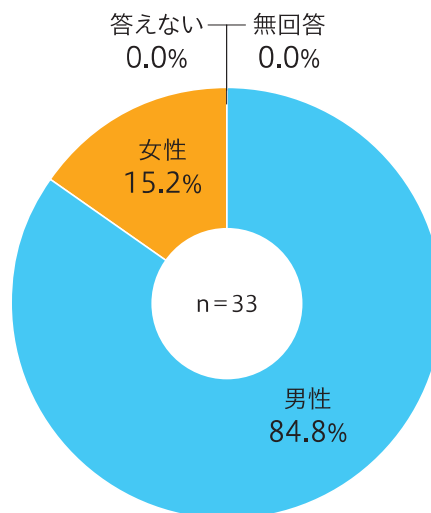
調査時期：令和6年9月～10月

有効回収数：33人

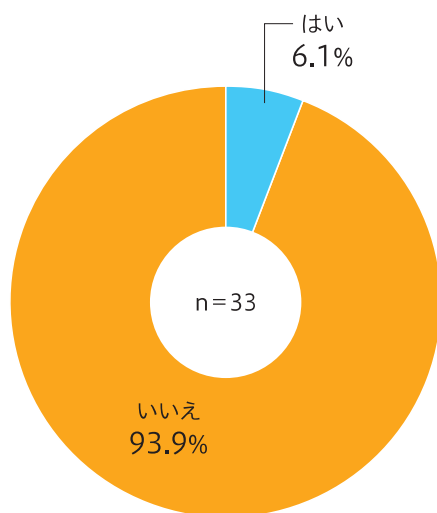
問1 年齢



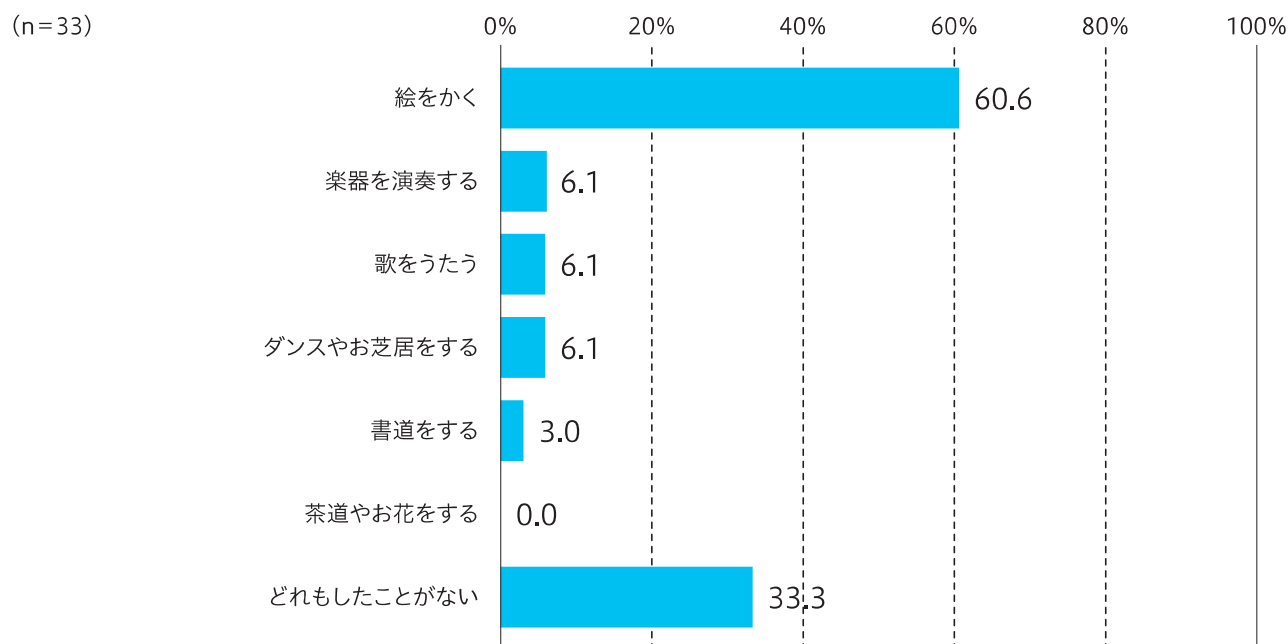
問2 性別



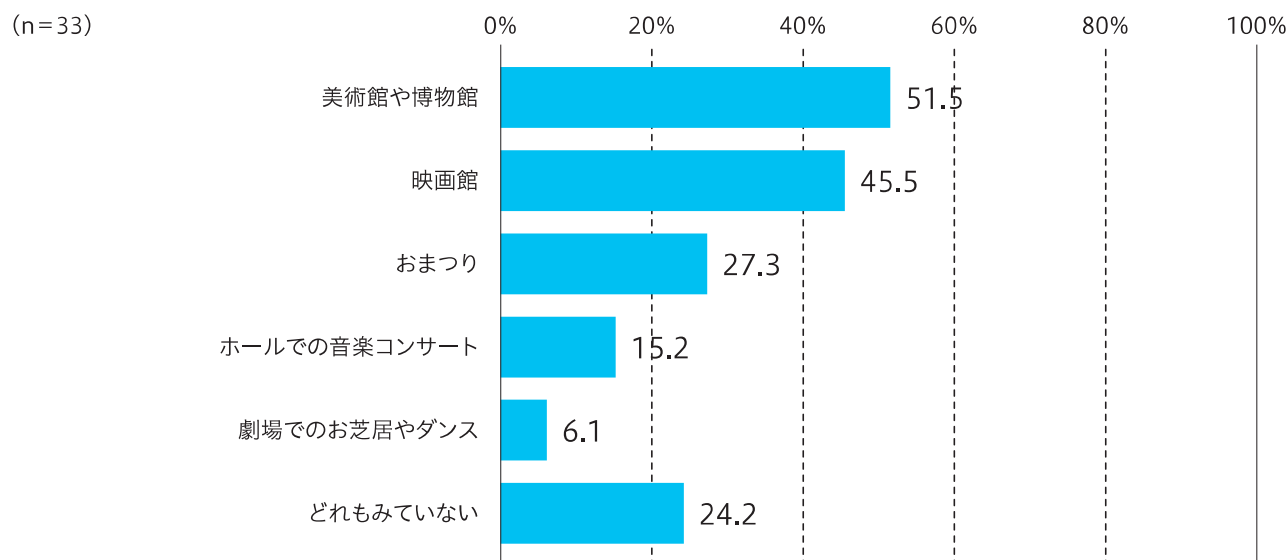
問3 あなたは調布市に住んでいますか。(○はひとつ)



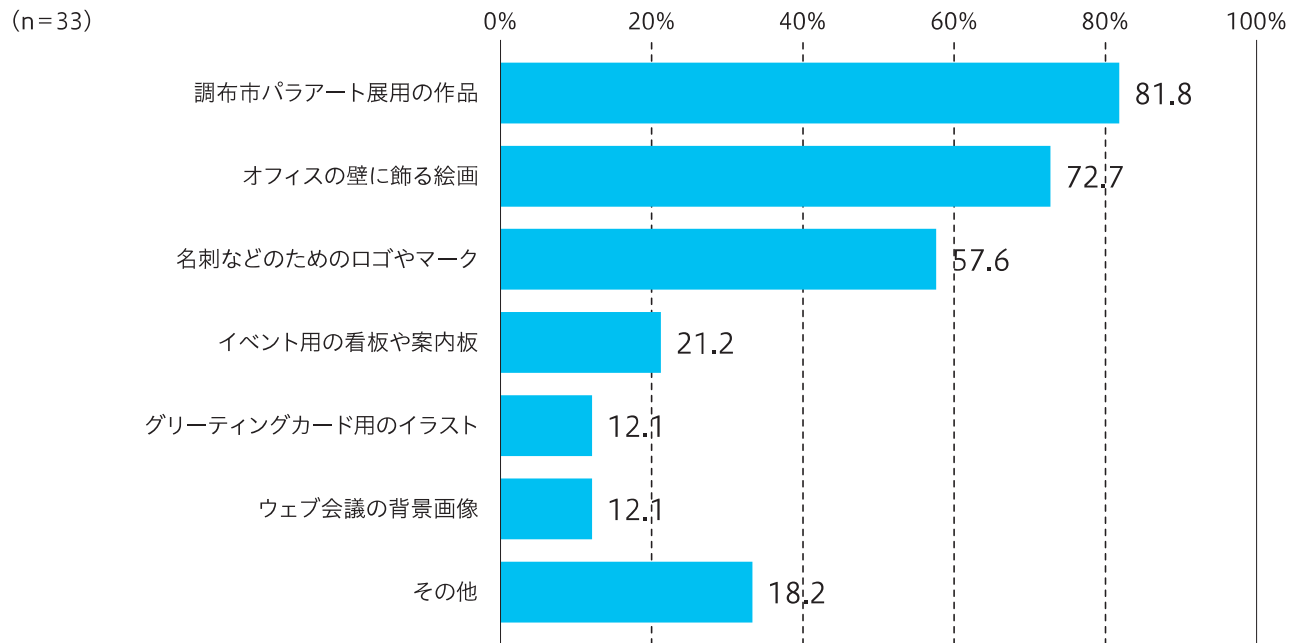
問4 この1年くらいの間に家やまちなかでしたことがあるものを教えてください。
(○はいくつでも)



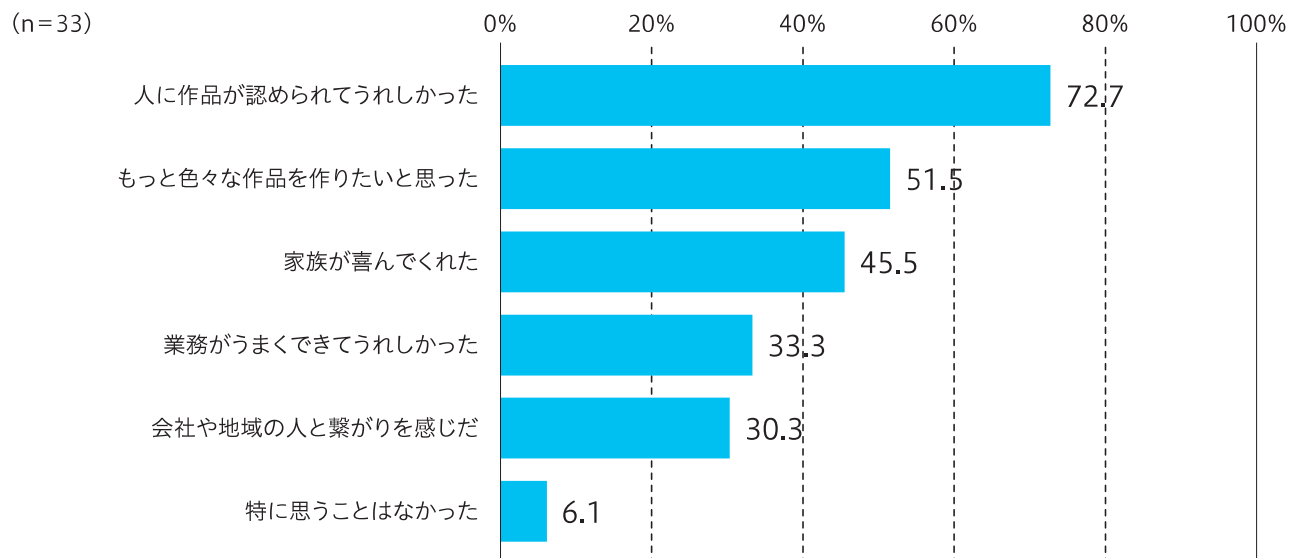
問5 この1年くらいの間に見に行ったことがあるものを教えてください。
(○はいくつでも)



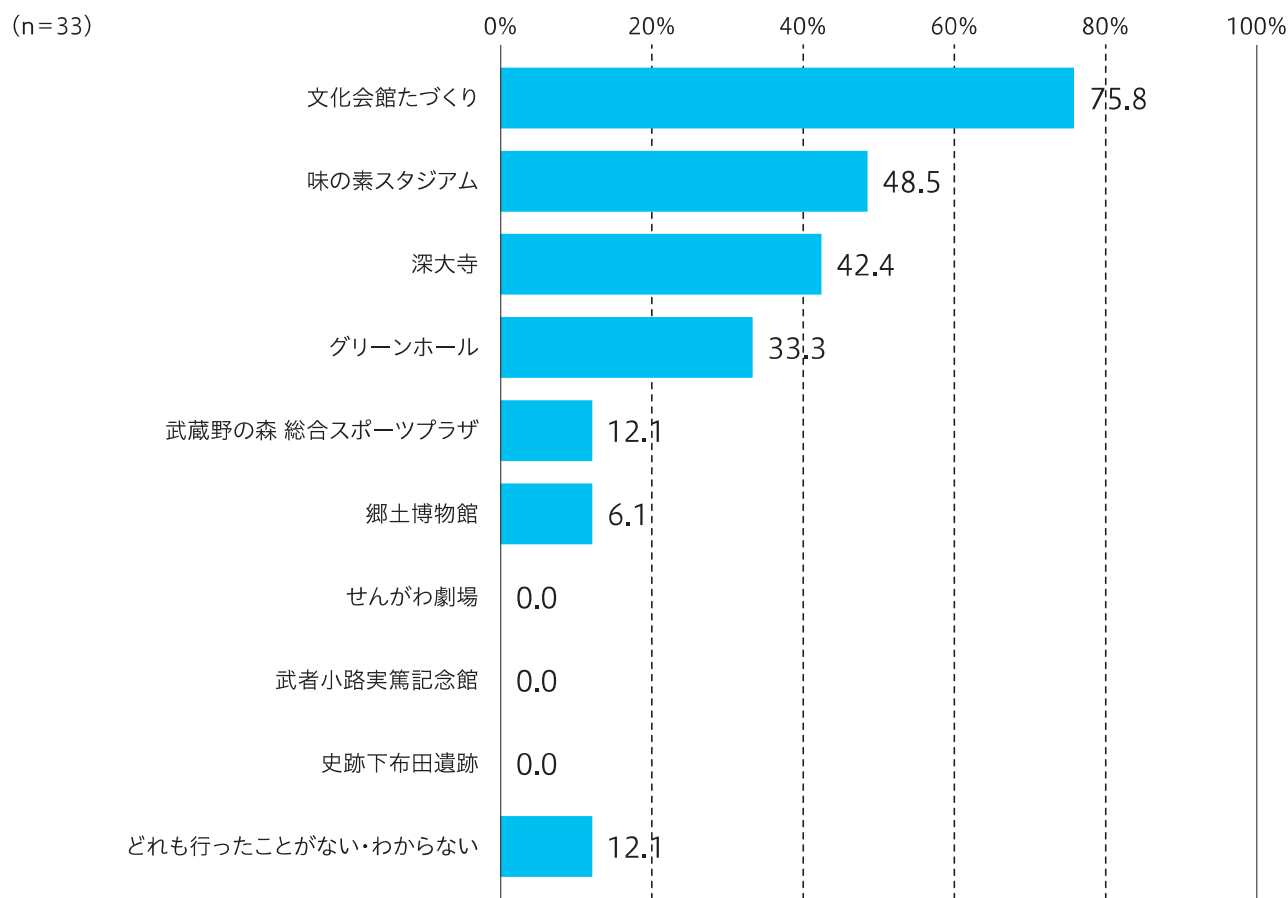
問6 あなたがアートの業務で作ったものを教えてください。
(○はいくつでも)



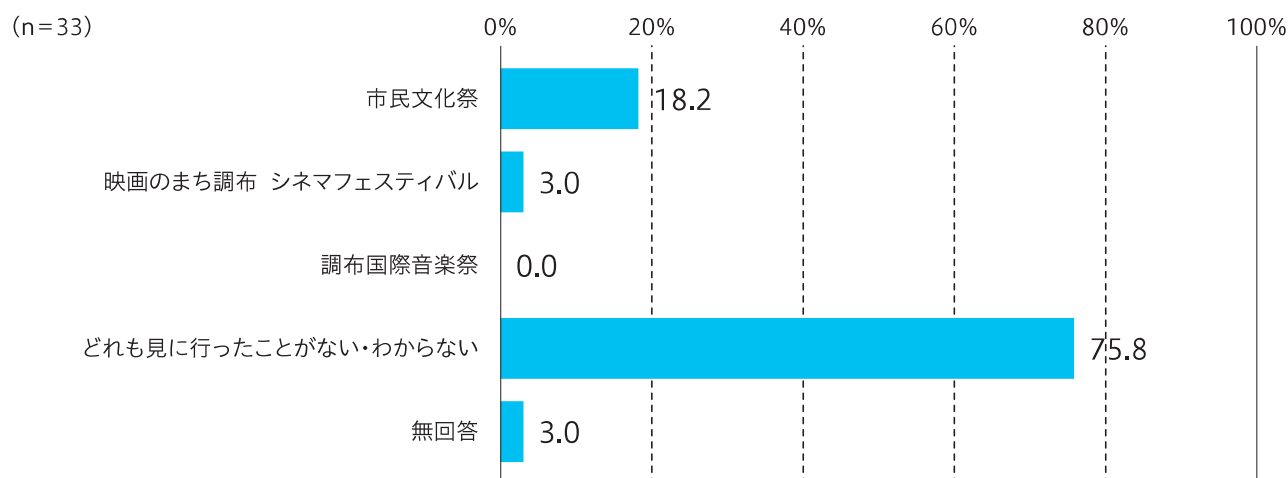
問7 業務で作成した自分のアート作品が飾られたり使われたりしているところを見てどう思いましたか。(○はいくつでも)



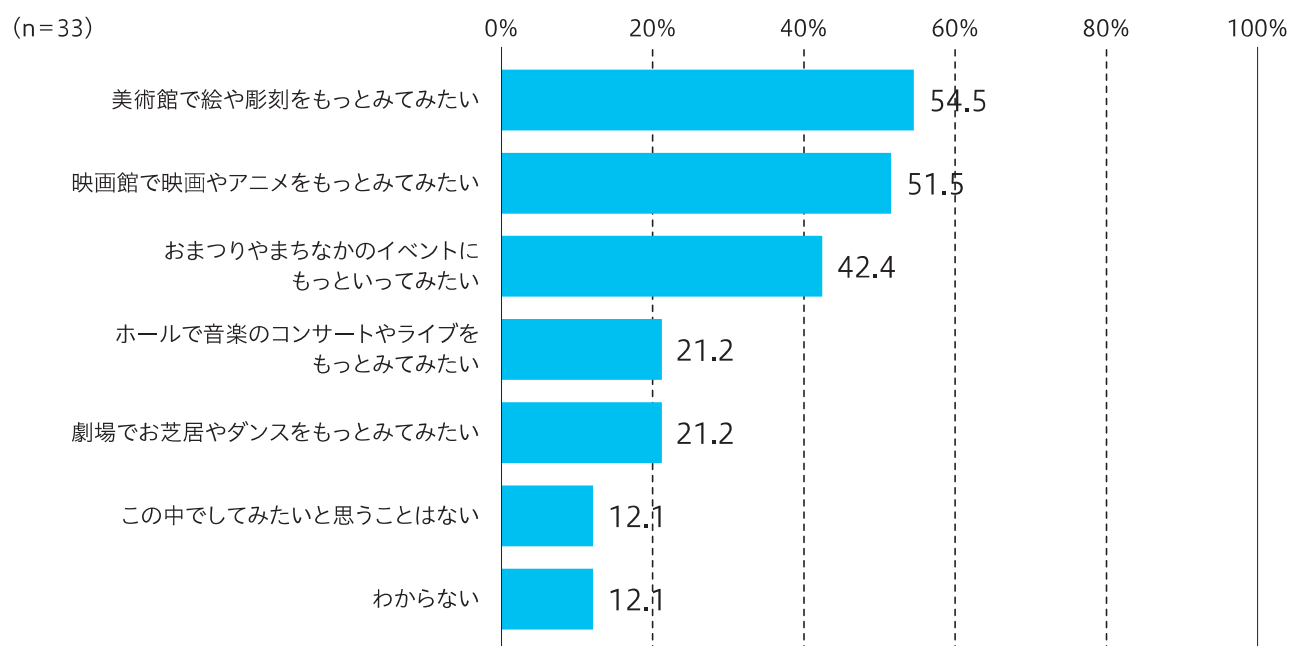
問8 調布の施設で行ったことがあるものを教えてください。
(○はいくつでも)



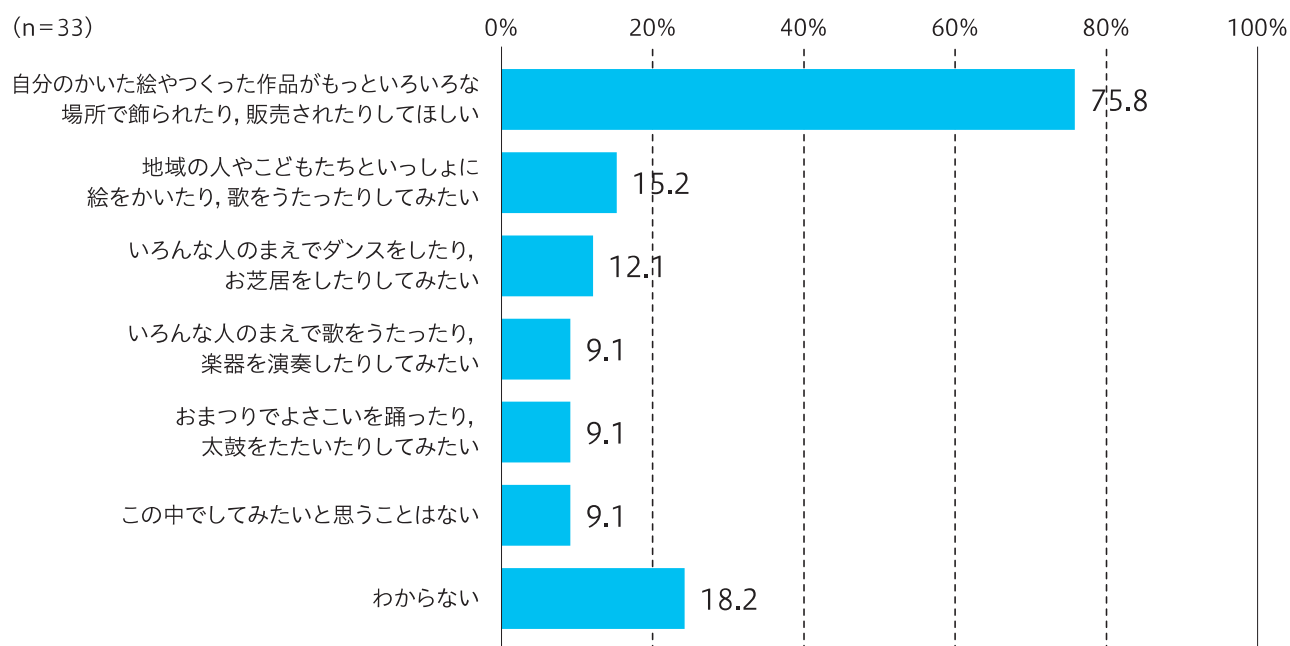
問9 見に行ったことがある調布のイベントを教えてください。
(○はいくつでも)



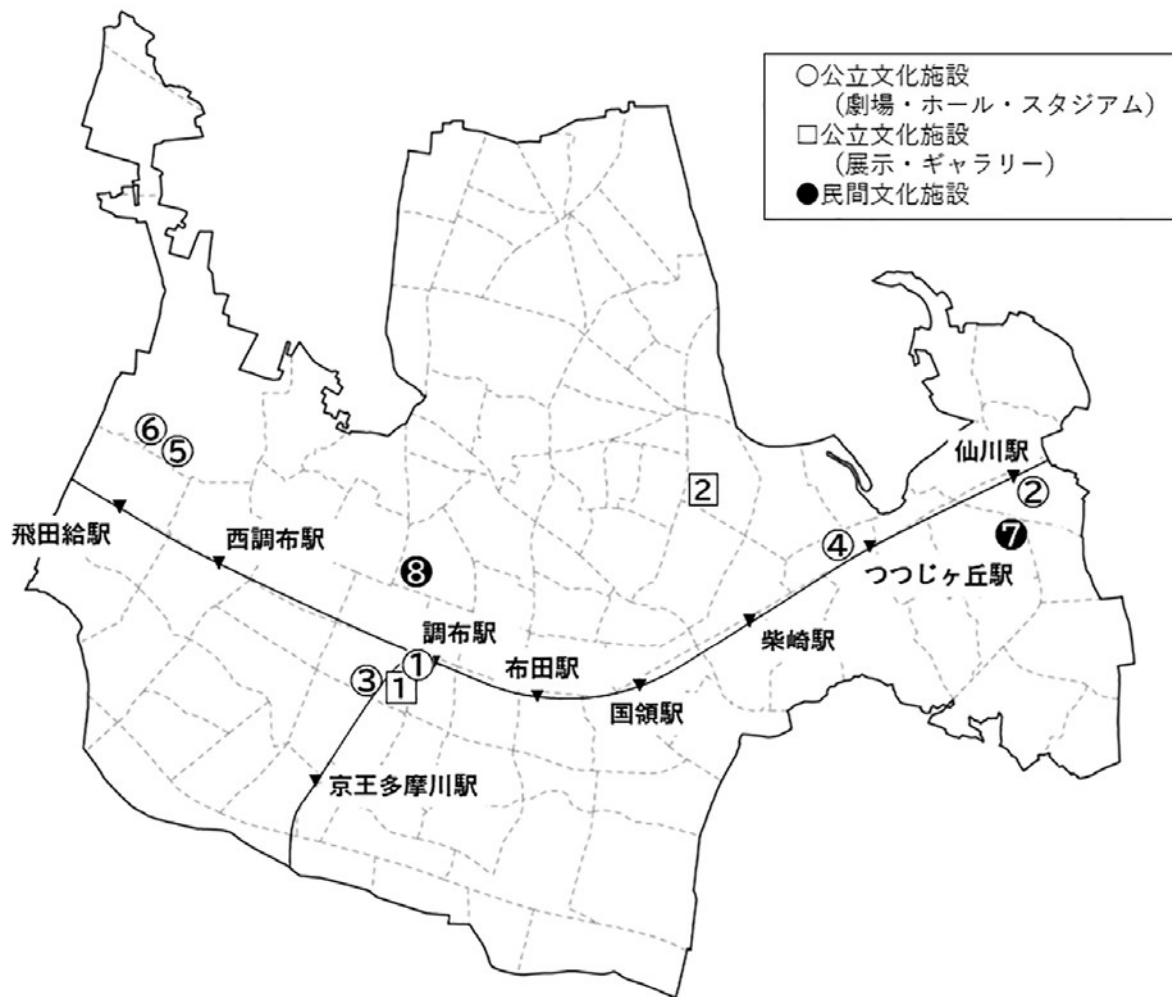
問10 この中にもっと行ってみたいところがあったら教えてください。 (○はいくつでも)



問11 この中にもっとしてみたいことがあったら教えてください。 (○はいくつでも)



5. 市内の文化芸術活動の拠点



区分	番号	名称	収容人数	所在地
劇場・ホール・スタジアム	①	調布市グリーンホール 大ホール	最大定員 1307人	小島町2-47-1
		調布市グリーンホール 小ホール	最大定員 300人	小島町2-47-1
	②	調布市せんがわ劇場	定員 121席	仙川町1-21-5
	③	調布市文化会館たづくりくすのきホール	最大定員 506人	小島町2-33-1
		調布市文化会館たづくり むらさきホール	最大定員 270人	小島町2-33-1
	④	調布市立つつじヶ丘児童館ホール	収容人数 120人	西つつじヶ丘3-19-1
	⑤	味の素スタジアム	4万8013席	西町376-3
	⑥	武蔵野の森総合スポーツプラザ メインアリーナ	最大 約1万人	西町290-11
展示室・ギャラリー	⑦	桐朋学園宗次ホール	最大 234席	若葉町1-41-1
	⑧	アフラックホールUEC (電気通信大学講堂)	収容人数 約1000人	調布ヶ丘1-5-1
	①	調布市文化会館たづくり 1F展示室・2F南北ギャラリー・9Fリトルギャラリー	—	小島町2-33-1
	②	北部公民館の展示室 (北の杜ギャラリー)	—	柴崎2-5-18

6. 体系図(全体図)



7. 文化芸術基本法

発令：平成13年12月7日 号外
法律第148条最終改正：令和元年6月7日 号外
法律第26号

目次

前文

第一章（第一条－第六条）

第二章（第七条・第七条の二）

第三章（第八条－第三十五条）

第四章（第三十六条・第三十七条）附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力あ

る社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように

努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）

の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び

派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するた

め、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

（文化芸術推進会議）

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

- 2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

- 第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

- 第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。一文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六)第二十一条第一項第五号
- 二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号)第三条第三項
- 三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律(平成十八年法律第九十七号)第二条第三項
- 四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成二十四年法律第四十九号)前文第九項及び第一条五障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第一条

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

8. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

発令：平成30年6月13日号外法律第47号

最終改正：平成30年6月13日号外法律第47号

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条―第十九条）
- 第四章 障害者文化芸術活動推進会議
（第二十条）附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
 - 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
 - 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

（文化芸術の鑑賞の機会の拡大）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声，文字，手話等による説明の提供の促進，障害者が文化芸術施設（劇場，音楽堂，美術館，映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術の創造の機会の拡大）

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設，学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術の作品等の発表の機会の確保）

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進，芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸術上価値が高い作品等の評価等）

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう，障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は，芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう，その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（権利保護の推進）

第十三条 国及び地方公共団体は，障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権，著作権その他の権利の保護を図るため，関連する制度についての普及啓発，これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表，その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援）

第十四条 国及び地方公共団体は，芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売，公演その他の事業活動について，これが円滑かつ適切に行われるよう，その企画，対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術活動を通じた交流の促進）

第十五条 国及び地方公共団体は，障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため，障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援，特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等

が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（相談体制の整備等）

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（情報の収集等）

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（関係者の連携協力）

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正）

2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕